

平成 21 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 21 年 3 月 6 日 開会

平成 21 年 3 月 18 日 閉会



高 森 町 議 会

3月6日（金）

（第1日）

平成21年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成21年3月6日

午前10時15分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

2番 森田 勝君

3番 田上 更生君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（13日間）

自 平成21年3月 6日

至 平成21年3月18日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 6日（金）	本会議	提案・説明・質疑・付託
3月 7日（土）	休 会	
3月 8日（日）	〃	
3月 9日（月）	〃	各委員会
3月10日（火）	〃	各委員会
3月11日（水）	〃	各委員会
3月12日（木）	〃	各委員会
3月13日（金）	〃	各委員会
3月14日（土）	〃	
3月15日（日）	〃	
3月16日（月）	〃	
3月17日（火）	本会議	一般質問
3月18日（水）	〃	討論・採決

- 日程第 3 同意第 1 号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第 3 号 町道の路線の認定について
- 日程第 5 議案第 4 号 町道の路線の認定について
- 日程第 6 議案第 5 号 高森町地域雇用創出推進基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 号 高森町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7 号 高森町納税組合奨励に関する条例の廃止について
- 日程第 9 議案第 8 号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 9 号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 10 号 高森町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 11 号 高森町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 12 号 高森温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 13 号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 14 号 平成 20 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 15 号 平成 20 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 16 号 平成 20 年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 17 号 平成 20 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 19 議案第 18 号 平成 20 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 20 議案第 19 号 平成 20 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 21 議案第 20 号 平成 20 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 22 議案第 21 号 平成 20 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 23 議案第 22 号 平成 21 年度高森町一般会計予算について
- 日程第 24 議案第 23 号 平成 21 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 24 号 平成 21 年度高森町老人保健特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 25 号 平成 21 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程第 27 議案第 26 号 平成 21 年度高森町介護保険特別会計予算について
 日程第 28 議案第 27 号 平成 21 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
 日程第 29 議案第 28 号 平成 21 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
 日程第 30 議案第 29 号 平成 21 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
 日程第 31 議案第 30 号 草部総合センター条例の廃止について
 日程第 32 議案第 31 号 草部総合センター条例の制定について
 日程第 33 議案第 32 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
 日程第 34 請願書採択の可否について
 日程第 35 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 立山広滋君 | 2 番 | 森田勝君 |
| 3 番 | 田上更生君 | 4 番 | 甲斐直三君 |
| 5 番 | 甲斐廣國君 | 6 番 | 後藤和昭君 |
| 7 番 | 甲斐正一君 | 8 番 | 相馬俊行君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(16名)

- | | | | |
|------------|--------|-----------|-------|
| 町長 | 藤本正一君 | 教育長 | 渡邊哲郎君 |
| 総務課長 | 岩下健治君 | 住民福祉課長 | 佐伯秀和君 |
| 税務課長 | 岩下昭久君 | 産業観光課長 | 後藤正三君 |
| 建設課長 | 瀬井公吉郎君 | 会計課長 | 佐伯実範君 |
| 教育委員会事務局長 | 色見隆夫君 | 総務課長補佐 | 村上源喜君 |
| 住民福祉課長補佐 | 長尾和博君 | 税務課長補佐 | 後藤秀希君 |
| 産業観光課長補佐 | 甲斐敏文君 | 建設課長補佐 | 後藤和幸君 |
| 高森東保育園園長代理 | 瀬井類子君 | 色見保育園園長代理 | 熊谷優子君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古澤 建生 君 議会事務局係長 古庄 良一 君

開会 午前10時15分

-----○-----

○議長（三森義高君） お待たせをいたしました。会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 藤本正一君。

-----○-----

町長あいさつ

○町長（藤本正一君） 皆さんおはようございます。

本日は、平成21年第1回議会定例会を開かれることになっておりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私とも何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがたくお礼を申し上げます。平成21年予算をはじめ各課にわたる議案のご審議をお願いするにあたりまして、一言皆様方に所信を表明したいとこのように思います。

私は2期目の町長選から早2年が過ぎようとしています。この間、町議会をはじめ町民の皆様方に温かいご理解とご協力を賜り、おかげをもちまして町政が順調に伸展しつつあることに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年は高森町総合計画の作成の年でございました。12月に開催されました第4回議会定例会におきまして、議会全会一致での議決をいただき、誠にありがとうございました。この計画こそが今後10年間でありますが、高森町の方向性を示すものと自負をいたしているところでもございます。先人の残されました我が郷土高森町を愛し、自然、環境、福祉を基本テーマに、少子高齢化の進む中でございますが、若い方々の定着を図り、真に住み良いまちづくりのために、教育、文化並び福祉充実はもとよりのこと、道路、水道事業、農村、商工業の振興策また生活基盤、環境の整備などに諸政策を推進してまいり所存でございます。どうか議会、町民皆様のご理解とご協力をお願いをするものであります。

次に、南阿蘇鉄道におけますDMV促進の件につきまして、2月25日の日に南阿蘇鉄道取締役会が行われました。それに立ち会いまして、また国・県に大変お世話になりました熊本県DMV導入実証実験協議会を発展的に解散をいたしまして、あらためて地元自治体によります南阿蘇地域におけますDMVの導入を促進するための組織といたしまして、南阿蘇地域DMV導入促進期成会を立ち上げました。この組織は、交通事業者の方をはじめとして、地域における合意形成、また技術開発、進捗状況に関する情報収集また国やJ R北海道に対します早期実用化、要望等の活

動を行うことを目的といたしております。南阿蘇地域の活性化という観点から、全力を挙げてこの実現に向け取り組む所存でございますので、議会の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、ここ数年、帝京大学の夏期セミナーとして学生をホームステイをして受け入れてきましたが、今度荒井教授の好意によりまして帝京大学学長また理事長との面談の日程を今調整いたしております。企業誘致の面から、大学の関連施設の誘致を図るべく、今議会終了後、早い時期に上京をいたしたいと考えております。帝京大学では、現在、大学病院の建設をされておりますが、その規模は日本一ではないかとお話をお聞きいたしているところでございます。今、介護現場におきましては、大幅な人員不足が叫ばれているわけでございますが、その教育研修施設としての本町へ出資について陳情・要望をしまいたいと考えております。

さて、世界の経済は100年に一度と言われる危機に陥っており、日本の政治経済の状況も世界的な景気後退を受けまして、外需面に加え国内内需も停滞をいたし、景気の降下局面が長期化をいたしており、深刻化いたしております。平成21年度地方財政策の概要を見ますと、規模といたしましては本年度に比べ1.0%の減で8兆2,557億円となっております。一方では、地方自治体に最も関係があります地方交付税は1兆5,202億円でございます。2.7%の増が予定されておりますが、示されました市町村個別算定経費に用います単位費用は、軒並み減額となっていることと、生活防衛のための緊急対策として、基盤づくり地方交付税の1兆円が参入交付されても、本町の交付税額は昨年と比べ1.7%の増という試算結果となっております。また、景気の低迷から法人税、町民税の大幅な減少が見込まれる状況であります。なお、国の本算定会議が7月になっておりますので明確な判断はできませんけれども、このようなことからしてプラスの要因は考えられないということでございます。

このように三位一体改革以降に地方自治体にとりましては厳しい状況が続いていることは、皆様ご承知のとおりでございます。この厳しさを乗り越えるためには、改革を進めなければならないことでありまして、改革には終わりはないものと思っております。

そういうことから、現在、職員を上げまして改革に取り組んでいるところでもございます。ちなみに、私が就任いたしました平成15年4月時点の地方債残高は、私の高森町では65億円ほどございました。ハード事業の削減などによりまして借り入れを大幅に抑えてまいりました結果、本年度で5億6,000万円程度と、

約8億2,000万円ほど削減することができました。現在、年間借り入れ限度額は4億5,000万円を目標に各事業を実施しておりますが、試算いたしますと5年後、平成25年度の残高は約47億円と見込んでおります。今後この5年間で10億円ほどの地方債の削減をしてみたいと、そのように決めておるところでございます。今後におきましても、こういった改革を通して将来にツケを残さない、足腰の強い財政運営に努めてまいります所存でございます。

以上、平成21年度を迎えるにあたりまして、所信の一旦を述べましたが、議員各位のご理解とご指導を重ねてお願い申し上げる次第でございます。つきまして、本定例会に上程いたします議案は、人事案1件、条例案10件、予算案16件、その他の案件4件、あわせて31件のご提案でございます。なお、今会議中に国会の経済対策関連予算の繰越明許費に係ります予算案件を追加提案する予定でございますので、これからの議案についてもご審議をよろしくお願いいたします。何とぞご賛同いただきまして、本会議の招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

○議長（三森義高君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成21年第1回高森町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番 森田 勝君、3番 田上更生君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐廣國君。

○議会運営委員長（甲斐廣國君） おはようございます。会期のご報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成21年第1回高森町議会定例会の会期につきましては、本日3月6日から3月18日までの13日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月18日までの13日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三森義高君） 日程第3、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。町長藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案を申し上げます。堀田義宗氏は、人格高潔で識見も高く、町民からも高い信頼を受けておられます。前委員の飯干平朗氏の任期が本年5月11日をもって満了するために、堀田義宗氏を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく同意を求めるものでございます。速やかにご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。これから、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第3号 町道の路線の認定について

○議長（三森義高君） 日程第4、議案第3号、町道の路線の認定についてを議題とし

ます。本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

- 建設課長（瀬井公吉郎君） おはようございます。議案第3号で提案いたしました町道の路線の認定について、ご説明申し上げます。本路線は、町道村山旭通線と上村下村線を結ぶ路線で、現在の道路幅員が狭く、日常生活の車両等の通行に危険があり、また緊急車両等の進入もできなく、危機管理道路として整備する必要があるため、町道の認定をお願いするものであります。路線番号206号、路線名下村線、認定区間は、起点大字高森字師走管水2328番地先から終点大字高森字師走管水2346番1地先の総延長241メートルです。町道の路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるために提案するものであります。

以上、提案説明いたしました、よろしくご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第4号 町道の路線の認定について

- 議長（三森義高君） 日程第5、議案第4号、町道の路線の認定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

- 建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第4号で提案いたしました町道の路線の認定についてご説明申し上げます。

本路線は、国道265号線の高森温泉館入口から町道色見環状線と町道西原前原線の交差点を結ぶ路線であります。この路線は、高森温泉館、休暇村南阿蘇等の観光施設と鍋の平キャンプ場を結ぶ重要な路線であります。また、現在国・県に要望を行っております阿蘇市と高森町を最短で結ぶ路線として、仮称阿蘇縦貫道日ノ尾峠線の整備促進につながり、この路線の整備により生活道路としての利便性はもち

ろん、観光拠点としての活路が考えられ、経済効果の面でも大きな期待が持たれる路線として整備する必要があるため、町道の認定をお願いするものであります。

路線番号207号、路線名根子岳観光線。認定区間は、起点大字上色見字下慶恩2827番1地先から終点大字上色見字長西原2886番1地先の総延長330メートルです。町道の路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

以上、提案説明いたしました、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。1番 立山広滋君

○1番（立山広滋君） おはようございます。1番、立山です。今、町道の路線の認定についてということで、先ほど第3号もありましたように、道路法の第8条第2項というのが書いてありましたが、道路法の第8条第1項は、どのような文章になっているか、建設課の課長及び課長補佐の方でご説明をお願いします。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） ちょっと手元に資料がありませんので、調べて後で報告いたします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君

○1番（立山広滋君） 多分、その第8条第1項にはですね、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものということが規定されていると思いますけれども、今の説明では、現在ありもしないというか、現在通っていない道路、ましてや予算も決まっていない道路の認定を先にするのはいかなものかと思えますけれども、建設課長、どうですか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） まず道路をですね、先に認定して、それから測量とかですね、用地買収とかにあたりますので、先に町道として認定をお願いしているところであります。以上です。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君

○1番（立山広滋君） じゃそれをやる場合は、今言ったように道路法の第8条の第1項ですね、これに抵触はしないのでしょうか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 町道を認定する上においてはですね、認定しても何の法

には差し支えないと思います。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君

○1番（立山広滋君） じゃ、新規道路でも認定をしても、法的には何も触れない、差し支えないということですね。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） はい、その通りです。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。

ただいま1番議員さんの方から質問がありましたが、私もこの道路についてちょっとお尋ねします。平成20年度のですね、予算について43ページに、もうこれは町道根子岳観光線とこううたってあります。これはいつ20年度に、私たちは初めて今日聞きますが、20年度にこれもう町道という名目でここに載っていますが、どこで審議されたのか、お伺いいたします。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 一応仮称と挙げるべきだったと思いますけれども、一応根子岳観光線ということで計上させていただいております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 21年度の第1回の定例会の中ですね、こういうのが出てくるというのは、私は本当に議員をばかにしているんじゃないかと思っております。なぜなら、私が先ほどから質問しますように、20年度についてこういう町道となっているのが、何で21年度のこの新予算においてですね、町道を認めてくれというのが今日せにゃならんのかというところを本当に聞きたいですが、建設課長、どげゃんですか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 地域活性化生活対策実施により補助金が来ますので、一応検討した結果ですね、根子岳観光線をどうしても住民の要望に応えるために計上させていただいております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 町内においてですね、今、工事関係が18ほどあっております。その中においてですね、まだ色見環状線なり、南片山線なり、本当にたくさんの議題が載っております。その中において、この根子岳線ですね、恐らくこれは私たちも現場をちょっと今後見に行くとは思っていますけど、道路もないところにですね、

町道をつくるということは、ちょっとおかしいじゃないかと私は思っていますが、その件について建設課長、どう思いますか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 先ほども提案理由で説明いたしましたが、日ノ尾峠線ですね、改良もまた要望はしております。それにつながるですね、第一歩として根子岳観光線はですね、どうしても長年の上色見はもとより、町民のですね、要望が以前からあっておりますので、優先的に上げさせていただいております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 確かにここにも議員さんが2名おられます。地区のですね。それにおいて、この路線を見てみますと、本当に阿蘇市、それから県が入ってこの道路をこういうふうにつくった方がいいかという路線になっているかということもちょっと疑問に思うわけでございますが、そういう点についても、ちょっと説明願います。本当に県、それから阿蘇市なり、協議されたのか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 日ノ尾峠線についてはですね、平成14年度に旧郡町村会でですね、県と国とに要望されて、その経緯を踏まえてですね、温泉館と鍋の平線を結ぶですね、最短で観光客等が来られてもですね、一番理想的な路線ではないかということで計画しております。要望等についてはですね、国・県については、日ノ尾峠線の改良について要望をしております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） この件は、私も建設経済委員でございます。特に慎重に審議した上、これは協議していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） ただいまいろいろとあっておりますが、この道路はですね、もうずっと前からお願いしてまいりました。ところが、用地がですね、なかなか決まらんで、決まったら、もう早く道路は、今村町長のときできとると思っております。そういうところでございますので、議員各位にもよろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 関連質問でございますが、この道路について、今、1番議員、2番議員、それから後藤議員さんから質問がございましたけれども、予算の中でですね、この前、総務課長から説明がございました。1億5,357万円の臨時交付金ですか、活性化対策のために臨時に金が来ると。その予算付の中で3,500万

円ほどこちらの方に充ててありますですね。それで、どの線か、私も全然最初わかりませんでしたけれども、今日のこの認定の道路の図面を見ますと、本当にですね、緊急につくらなきゃならん必要なところなのかという、ちょっと疑問を抱いておるところでございます。さっき町長さんからいろいろ財政についてお話がございました。その中で、まだ65億円ほど借金も持っていると、25年度までにはそれが45億円ぐらいにはしたいということでございますけれども、今、国の財政状況からみて、ここ1、2年は大きくこう特例的な予算も付けてどんどんされておるようでございますけれども、来年度以降どうなるのか、私も非常に心配しております。交付金のごすつと恐らく金がない状況の中で国がいろいろ手を打っておられますので、へそくりか何か知りませんが、出して来ておられますので、恐らく税収は全く伸びないというふうにもう確信をしております。その中で国が恐らく交付税をどつと減してくるだろうという感触を持っておるところでございます。その中で、本当に健全な町の経営がスムーズにいくのかと。もし交付税が減された場合にどうなるのかと、高森が健全な運営ができるのかということもひとつ懸念をしますと、できれば今、やりかけたところですね、そういうところに重点的にやって、そして余ったら新しいところを開発していくというような形の方が妥当なやり方じゃないかなあというふうな気持ちを持っております。例を申し上げますと、私たちの地域も町道、吉尾野線というものがございしますが、25年も経って完成しておりません。これもなんとか住民が相当、町にも陳情に来ましたけれども、とうとうできあがらずくで、今も軽トラがやつと通るような部分がございます。これも私は財政状況を知っておりますので無理も申し上げてきませんでした。できるところ、一番必要なところからやってくれと、そういう気持ちでやってきたところでございますが、こういうことが出てくるとですね、うちにもまちっと予算をくれと。それから、農業、農林道の整備、これも5年経っても6年経っても5割補助、これももう何しとるか、あんたたちはとこう言われて、待て待て、町も厳しいぞと、町民になだめながらやっておるところでございますが、そこ辺にも少し配分をしていただくような形でですね、町の活性化につなげるようなやり方がほしかったなと思っておるところでございますが、これも建設経済委員会で今の件については付託されるだろうと思いますが、現場も見ながら真剣に協議をするのが妥当ではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。3番 田上更生君。

○3番（田上更正君） 3番、田上です。

関連でございますけれども、国の補正の1億5,300万円ですか、この前総務課長の方で臨時議会の折りにご説明がございました。その中で、この根子岳観光線、浮上してきたわけでございますけれども、振興総合計画の中で、まだ町道の未舗装の部分が15キロメートル、それから町道の改修率が57%というような水準でございます。やはりこの1億5,300万円についてはですね、町民は非常に興味を持っておるといふふうに私たちは感じておるところでございます。ですから、できればですね、やはりそのような、まだ未舗装の15キロメートルなり、あるいは改修率が57%というようなことでございますので、やはりそういうところに予算を付けていくというのが私は妥当ではないかというふうに思いますし、もう一つ付け加えますと、この根子岳観光線、観光線と言われますけれども、将来的なビジョンというのがなかなか見えてきていない。町長いつもおっしゃいますけれども、費用対効果というように、投資をする場合には費用対効果というように発言もなされますけれども、その部分についてですね、確かに日ノ尾峠線への延長というように構想もある、建設課長の説明の中であるようでございますけれども、この完成の、着工の目途すらまだ何ら動きがないという中でですね、このような町財政の厳しい中やる、これを投資をする意義があるのかなというふうに考えるわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、根子岳観光線ということでございます。各議員さんのですね、地域に対します思いは十分わかっておりますし、私も順次できるところからですね、順次町道、飲料水とできる限りの手は差し伸べているところでございます。また、この予算の中にも65億円と申しましたのは平成15年の話でですね、今現在は57億円まで減りましたよという話でございます。それと、57億円を今後5年間で47億円まで減らさなきゃいかんと、約5年間で10億円ほどは地方債をですね、減らさなきゃいかんと、そういう努力も今しておりますということでございます。

それと、今、1億5,300数十万円につきましてはですね、地域活性化・生活対策臨時交付金事業ということでございます。順次平成21年度も各道路につきましても止まっとる道路はございません、確実に終わるように着実に早く安心してできるようにということで道路網整備も、お金ないなかにも順次進めているところでございます。この根子岳観光線はですね、私が町長になって初めて聞く問題ではございませんで、もう、今、建設課長の方からもありましたけれども、も

う10年ぐらい前からですね、この観光線というのは計画がございました。図面もできております。それは今までそういう、どういう理由かちょっと私も理解をいたしておりませんが、今回1億5,300数十万円来る中で、こういうときこそ、そしてまた今、各地域にもですね、日ノ尾峠線、今、一生懸命やっておるところでございます。いつできるかわからんじゃなくて、議員の皆さん方にも大きな声です、日ノ尾峠線を通すぞと、ぜひ言っていただきたいということで、今、看板も大きく各地域にですね、大きく上げてやっております。やはり、これはですね、日ノ尾峠線がいつできるか、私一人でできる話ではございません。これは皆さんと一緒にですね、できるだけじゃなくて、つくらなきゃいかんと、どうでんこうでんつくるぞという気持ちをですね、議員の皆さんにも出していただきたいと。

それともう1つは、何で日ノ尾峠線かといいますと、今、大分の方からですね、犬飼の方から規格道路というのがございます、今できてきております、今、大野までできてきておりますが、高速道路並の規格道路が、高規格道路ができてきております。これ大体坂梨、あのあたりを下って石、ちょうど今、白雲山荘近くをですね、トンネルで向こうの旧旭志村今は菊池市でございますが、旭志村に出ると。そして本田技研のところにつながるが、そして最終的には菊池、山鹿という感じですね、それが今、進めておられます中九州高規格道路と申します。それと、もう今、山都町、旧矢部でございますが、御船から高速道路がもうトンネルができてですね、完成いたしております。これは、今の予定では旧蘇陽町の菅尾病院のところを通るといふふうにお聞きをいたしております。そうするとですね、この中九州高規格道路、そしてまたこの九州横断、ここは高速道路でございますが、これは有料だろうとそう思うかもしれませんが、これをつなぐということになればですね、この日ノ尾峠線が通れば、全体的から見れば、この高森町が昔で言う雄都と、町の、これは地域の南阿蘇の真ん中になると、そのように私は思って計画を今進めているところでございます。西原トンネルができましたから下に下ればいいと、そういう問題じゃなくてですね、やはりこれから九州高速道路ができるということになれば、これから20分で上ります、20分で高速に着きます。また阿蘇の高規格、宮地のところを下って高規格出ればですね、約10キロございます。やはり20分近くでは交通可能と。そして、経済的にはこれがもたらす、また私どもが言う観光地としてやるためにはですね、絶対これは必要であると、そのように判断をいたしたところでございますし、また十数年前か

ら、今は平成14年と今はお聞きしましたが、これは各12町村が総力を上げて陳情いたしておりますし、また今回も、私も前からでございますけれども、市町村大会におきましてもですね、必ず盛り込んでいただいて、それを話題にして、今年も3月25日でございます、ホテルキャッスルでございますが、そこにもちゃんと日ノ尾峠線急いでくださいと。それとJRのこの南阿蘇鉄道につながます電化をですね、一の宮までの電化と、そして何とかこの南阿蘇鉄道が大津駅までは乗り込めるように、そのような線路、この立野ダムができることにおいてそのようなこともできるだろうということをですね、今、一生懸命努力をしております。なかなか口でですね、観光、観光と言うとは言うばってんですね、本当につながらぬことには、何いっちょできていないと。そのためには、今回は前々からそういう計画がある根子岳観光線ということで、そしてまた地域の人たちもですね、鍋の平にせっかくキャンプ場があるけん何とかと、そういう要望もちょいちょい受けております。そういうことも含めて、今回はどうだろうか。また、今回は特別に地域活性化事業資金でございますから、福祉関係じゃなくて、どっちかといえばハード面に使いなさいと、そういうことでございますから、その振り向け方が3,000数百万円になったということでございます。各地域の道路整備を止めてですね、やるというつもりはございませんし、必ず各地域の皆さん方の安心ができるような、そういう道路網、安心安全でございますから、そういうものについてはですね、必要であろうとそのように思って今進めているところでもございます。賛成、反対は別にいたしましてですね、これは町にとって将来を担う、または私どものこの観光事業、観光町として、今から先、生きていくためにはですね、必要なことであろうと私自身はそのように思って今回の提案をさせていただいておるところでございます。どうかこう全体的な、ただ目の前の町だけじゃなく、全体的なぜひ視野を入れてですね、南阿蘇含めたこの観光、そして高森町はご存じのように合併もうまくいっておりません。どうしてもこれは合併やろうと思っても、なかなか相手がいるわけでございますから、その合併もまだ今ところは進んでおりません。そういうものを含めると、どうしてもやっぱり生き残る、一つの町としての今後を生きていくためにはこの道路は必要であろうと、そのように思っております。ご理解をいただきますようによろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。はい、8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番、相馬です。

いろいろですね、今、町道の路線認定について、各議員さんからですね、それぞれあっていますけれども、町道の路線認定及び廃止についてはですね、まとめて行ってほしいという以前からですね、議会側からの要望もあってそういうふうになっておると思っております。行き当たりばったりですね、認定を出してみたり、廃止を出してみたり、そういうことがないようにということで、以前議会側からも申し出があつておると思っております。そういうことをごさいます、町道の認定につきましてはですね、生活道路、危機管理道路でですね、特にこう必要になったところを認定をするわけをごさいますけれども、この前の村山の件につきましてもですね、もっと早くですね、本来ならですね、もっと早くこれは出ていてもよかつた路線ではないだろうかと思っております。人家もありますし、非常に狭いところをごさいます。ですから、そういうことで認定には賛成をするわけをごさいますけれども、同時にですね、廃止するところがあつたとすればですね、早め一緒にですね、廃止をされたりすることが必要じゃなからうかと思っておりますけれども、今回は廃止がないということをごさいます。

それからですね、根子岳線ですね、観光線、これは町長が言われましたように、日ノ尾峠線の関連ではなからうかと思っておりますけれども、日ノ尾峠線はですね、以前議会といたしましても陳情でですね、東京まで行きて、早くこうこの日ノ尾峠線は実現するよにという、議会側もですね、以前陳情した経緯もごさいます。そういう中でですね、上だけその早くやれやれと言いましても下の方がですね、どの時点の国道に下りてくるのかと、そういうこともまだ未だですね、決定もされておりましたし、予想もされておりました。ですから早くですね、日ノ尾峠線を実現するならば、やはりその早めにですね、こういう、どこに下りたがいかということは地元ですね、方々が一番こう詳しいわけをごさいますけれども、早くですね、どの国道に下りてきたがいかもですね、決定をしておかなければ、上だけですね、日ノ尾峠線を早くやれやれと、いかに言いましても、なかなか難しゅうございますので、早めにですね、こういうふう根子岳観光線がですね、ここでいいかということは、これはそれぞれ地元の人たちの意見も聞きながら、その決定をされたものと思っておりますけれども、そういうわけで、こう根子岳観光線がですね、町道に認定をしておかなければならないということであればですね、反対もですね、するのはいかかと思ひますけれども、これはですね、建設経済委員会でとくとですね、慎重にこう検討をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三森義高君） はい、ありがとうございました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第5号 高森町地域雇用創出推進基金条例の制定について

○議長（三森義高君） 日程第6、議案第5号、高森町地域雇用創出推進基金条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。議案第5号でご提案申し上げました高森町地域雇用創出推進基金条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

先の全員協議会でもご説明を申し上げました国の景気経済対策の一環でございまして、国においては厳しい経済情勢や雇用情勢の下、生活対策及び生活防衛のための緊急対策などに基きまして、平成20年度から平成21年度にかけて、切り目なく継続的に施策を実行しているとされており、地方公共団体が雇用創出等を図ることなどができるよう、地方交付税の特例枠といたしまして1兆円増額することが決定をいたしております。そのうち、5,000億円を地域雇用創出推進費ということで位置づけがなされているところでございます。その際、基金に積み立てるなどの方法により、目に見える形で事業を実施することが望ましいとされておりまして、基金を設置するものでございます。今回、積み立てることとなりました額は、当初予算におきまして財源として使用いたしました残額について積み立てをいたすことにいたしておりますけれども、地方交付税の算定は今後実施されますことから増減が生じることになりますし、基金の取り崩し費用によります事業の追加、増額補正につきましましては、今後開かれます議会にお諮りすることとなります。現段階での国の試算によりますと、本町分として21年、22年度におきましてそれぞれ5,600万円、合わせまし

て1億2,000万円を見込んでいます。

なお、基金の性格上、平成23年5月31日の出納整理期間終了を持ちまして本条例は失効することといたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただきましてご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第6号 高森町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

○議長（三森義高君） 日程第7、議案第6号、高森町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。議案第6号で提案いたしました高森町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。この条例は、平成21年度の介護報酬の改定において、介護従事者の処遇を改善するために3%程度の上乗せをする改定が行われますが、これを保険料に跳ね返らせることがないように、国から町に対して交付される臨時特例交付金を基金に積み立て、介護保険料の増加を軽減するための財源や広報啓発、あるいは賦課徴収に係る電算処理システムの整備費用に充てるための基金を創設するものでございます。なお、この基金は、21年度から23年度までの一種の時限立法でありますことから、残額が出た場合は国に返納することとなります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第7号 高森町納税組合奨励に関する条例の廃止について

○議長（三森義高君） 日程第8、議案第7号、高森町納税組合奨励に関する条例の廃止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下昭久君。

○税務課長（岩下昭久君） おはようございます。議案第7号、高森町納税組合奨励に関する条例の廃止についてご説明申し上げます。

これまで、納税組合により完納いただいた税金に対し奨励金を交付しておりましたけれども、納税額の一定割合を補助金、奨励金の名目で納税組合に支出することは税法の趣旨に反し妥当性に欠くとの自治省の見解が出されたために、平成20年度をもって徴税の完納手数料交付を廃止する旨、納税組合長会議の中でも説明を申し上げ、ご理解とご協力をいただいております。

このような経緯におきまして、今回、条例の廃止をお願いするものであります。

以上、条例の廃止についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。11時15分から行います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（三森義高君） それでは、休憩前に引き続き、ただいまから開会いたします。

先ほど建設課長から申し出がっておりますので、答弁につきましてお答えをお願いいたします。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 先ほど、1番議員さんからご質問のありました道路法第8条第1項についてのご説明をします。

1項ではですね、市町村の区域に存する道路については市町村長が路線を認定したのとなつていますが、起点終点をですね、定めて町道を認定することができますので、ご報告します。以上です。

○議長（三森義高君） ありがとうございます。

-----○-----

日程第9 議案第8号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第9、議案第8号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第8号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

このことにつきましては、提案理由にも記載をいたしているところでございますが、昨年4月に発覚いたしました平成17年度、18年度の国民健康保険税の過大徴収によります住民の皆さんへご迷惑はもとより、議会に対しましても大変ご迷惑をおかけしました。また、平成19年6月1日に実施いたしました機構改革に伴います分限降任処分などを行いましたが、このことに対し当時33名の職員の方々が熊本県人事委員会に処分の取り消しを求める不服申立がなされました。本年1月には、第4回公開口頭審理が行われ、最終陳述が行われ、現在、人事委員会の採決待ちの段階でございます。この間、議長様をはじめ議会の方から和解の斡旋もいただいたというところではございましたが、不調に終わるといふ残念な結果になってしまいましたこと、大変ご迷惑をおかけいたしました。

このような中、再度私の方から何か解決方法策はないものかと、職員側との話し合いの場を持ちましたところ、2月25日に満足はできなかつたと思いますが、和解が成立をいたしたところでございます。足かけ3年にわたり、職員の皆様に不安を抱かせたこと、また議会の皆様へご迷惑をおかけしたことに對し、私の不徳の致すところであり、自己処罰として減給するものでございます。趣旨にご理解をいただきまして、審議賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。3番 田上更生君。

○3番（田上更正君） 3番、田上です。

ただいま町長の方からご提案ありました件につきまして、いくつか質問させていただきます。

職員の不服申立、これは職員の権利として法的に認められているものでありますので、私はこういう事案は初めてでございますので理解をしておりますのでお伺いいたしますけれども、職員の不服申立についてはですね、私は職員の権利として法的に不服申立をされたというような部分でございますので、町長がなぜ自己処罰なのかなというような思いもするわけでございますけれども、この中に職員の不服申立等と、そのほか何かあるような文言になっておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ちょっと今、説明不足だったと思いますが、昨年4月にですね、発覚いたしました平成17年度と18年度の国民健康保険税の過大徴収ということで、皆さん、町民の、住民の方々にですね、過大に取ったということで、そのときの説明は職員の異動に伴います引き継ぎがあまりよろしくなかつたということでございました。それは昨年度でございましたけれども、今回は議会の方からも不服申立の分につきましてはですね、早くこう職員とも和解をするべきじゃないかということで、もちろん当然議会の本会議で議決したわけでございますが大きな問題にはなりませんけれどもですね、やはりいつまでもこの小さな町で、また100人余りの職員さんとですね、毎日にらみあつては、やはり住民の方々に仕事が、安心してまたこの行政に頼るわけにはいかない、そういう不安感を与えてきたのは私の方であらうと。もう少し、議会は確かに、議会の方の承認は受けましたけども、もう少し人ですね、痛みもわかつてやればよかつたかなと、そのような思いと、今まで皆さんにご心配をかけたということで、今回は自己処罰ということで提出をさ

せていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更正君） 今、町長の方から申し上げられましたけれども、この件につきましては議会の議決もされておった中での町長だけの自己処分という、処罰というようなことでございますので、これから議論も深められるだろうというふうに思いますけれども、このような職員の仕事上のミスというようなことでございますけれども、最高責任者である町長がそういうような形で自己処罰をされることは、これは当然かなというような思いもいたしますけれども、当該の職員ですね、それを犯した職員についてですね、何らかの部分がなければ、職員にとってはですね、やはり自分のミスにおいて町長がこういうような処分を受けるというようなことに対してはですね、やっぱり職員の気持ち等を考えますとですね、何かこう割り切れないような部分があるのではないかというふうに思いますが、その点につきましてどのようにお考えでしょうか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） この職員についてはですね、顛末書とかの提出を、今までそういう過大徴収とか、それにつきましてはですね、顛末書をいただきました。またそれに基づきまして、高森町にも高森町職員の懲罰委員会というのがございます。2名ほどの委員の方々に懲罰委員会をお願いをいたしておるところでございます。その中で、懲罰委員会からの私に対します答申といたしましては、こういうミスはですね、引き継ぎが悪かったということで詳しく書いてございましたもんですから、その職員にバツを与えるよりも二度とそういうことが起こらないように、そしてもう少しこの職員の仕事に対する愛着、そして意識改革を持たせた方が職員さんにバツを与えるのは、その場合、懲罰委員会としてはいい方じゃないかと。その方かやり方としては、また職員の立場に立ったならばそういうことも必要であるよと、そのような答申を受けたところでございます。その答申に基づきまして、職員についてはですね、その顛末書で今までの成り行きについて報告しなさいというふうなことで終わっております。今のところ、職員に対してはですね、今後二度とそういうことが起こらないように、もう少し気持ちも新たにしてですね、そういう住民の方々に不安を与えないような、そのような職場づくりと、そのように思っておりますので、職員に対しては顛末書で終わりたいと、そのように思っております。それを今回は、ちょうど機構改革の中でのそういう不満が出たということでございますから、最終的には私が責任をですね、取って、そして

新しく平成21年度をですね、気持ち新たに職員も一緒になってですね、頑張ろうと、そのように思って今回の提案の理由とさせていただきたいと思います。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。

今、3番議員の田上議員の方から話がありましたように、私もですね、この件につきましてちょっとお尋ねします。国民の健康保険税のですね、過大、これはもう私は本当にそうだと思っておりますが、先ほど3番議員の田上議員の方から言われたように、職員の不服申立に対するという、この対するにですね、私はちょっと疑問を持っているわけでございますが、特に私たちが議員になりましてですね、いろんなこう不正なり何なり出てきております。特に介護についても、これはもう無論でございます。そういう点についての、これは私はもう、この中にそれも1項入れとってもらいたかったんですけど、それが抜けているようなのであえて質問しておりますが。

それからですね、これは恐らく町長だけじゃなくして教育長の方にもちょっといろんな責任もあるんじゃないかと思っておりますが、その点はどう思っておられますか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、3番議員さん内容につきましては、ご説明をしたとおりでございます。

それと、今、介護法の不正といいますか、今回精査をいたしたところでございますが、これは行政の方が犠牲になった方でございますものですから、やはりこれは介護法をですね、どういうことでそういう結果になったか、私もちょっとその会社とお会いしたことがありませんからわかりませんが、これにつきましては、やはり責任をとっていただくのは、その会社運営された方にですね、取っていただくことには、実際この町の長として取るべき内容ではないような気がいたして、今回はそのことに関しては取っておりません。

また、教育委員会が、教育長がおりますのでですね、教育委員会のは本人にお話をさせます。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） この職員の不服申立につきましては、教育委員会の職員も2名おります。この提案された分に関しましては、ちょっと私もちょっと周知しておりませんでしたので、もし処分が必要であればですね、町長とご相談を申し上げ

げまして次回に出させていただきたいと思います。必要であればですね。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、教育長の方から必要であればということでございますが、2名出ているということはですね、これは私は議員として必要と思いますので、その辺はよく町長と審議されまして、よろしくをお願いします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第9号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第10、議案第9号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第9号で提案いたしました高森町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険の被保険者で介護保険第2号被保険者の介護納付金賦課額の限度額を国の国民健康保険法施行令の改正に伴いまして9万円から10万円に改正するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、文教厚生常

任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 1 0 号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第 1 1、議案第 1 0 号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第 1 0 号で提案いたしました高森町介護保険条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成 1 8 年度から 2 0 年度まで第 3 期の介護保険事業が終了いたしましたことに伴い、新たに平成 2 1 年度から 2 3 年度までの 3 カ年間、第 4 期事業を行うために期間の改正をするものでございます。改正するにあたりましては、高森町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会の皆様にご審議をいただき、保険料は据え置くということでご了解をいただいた上でご提案を申し上げたところでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 0 号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 1 1 号 高森町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第 1 2、議案第 1 1 号、高森町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） おはようございます。

それでは、議案第11号で提案しました高森町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本議案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものです。本町の農業委員定数は、現在選挙による委員13名及び選挙によらない委員3名の16名で運営を行っております。これまで行財政改革を進めてきましたが、農業委員会におきましても検討を行い、選挙による委員定数の削減を図ることとし、今回提案するものであります。

内容としましては、選挙による委員の現在の定数13名から2名を減員し11名とするものです。なお、この条例は平成21年4月1日から施行し、この条例の施行の日以降に初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第12号 高森温泉館の指定管理者の指定について

○議長（三森義高君） 日程第13、議案第12号、高森温泉館の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課長後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 議案第12号で提案しました高森温泉館の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

本議案は、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする対象施設の名称としましては、高森温泉館です。

次に、指定管理者となる団体等の名称は、株式会社南阿蘇観光高森温泉館代表取締役社長、永野哲幸氏です。また指定の期間としましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間となっております。なお、指定管理候補者の選定につきましては、2月23日に選定審査会が開催され、応募されていた4件について個別に審査し、採点を行い、その採点を合計した総得点が高かった株式会社南阿蘇観光高森温泉館が指定管理候補者として選定され、今回提案したものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。

今、温泉館の指定管理者の名前が上がりました。恐らくこの方は前からこう温泉館の運営をされて、認定を受けてされていたわけですが、ご存じのように今度ですね、本年度から大津の方もされるということをちょっと新聞で見ましたけど、この指定管理者がですね、大津も高森も私はできるか、ちょっと疑問に思っていますが、その点について、ちょっと詳しくお願いします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 指定管理者の大津の件につきましてですが、正式な話としましては、私たちが大津の指定管理をどうこうということはできません。ただ、書類を持ってこられた時点で、当然書類の中身を審査するわけなんですけれども、その中の話としてですね、今言いましたように、私たちから大津の温泉館についてはどうですか、こうですかということは全く言えませんので、その中で2つ取られましたねという話の中で、基本的には独立採算性、南阿蘇高森温泉館として2つの企業を持つ独立採算性を取っていくことを考えているということをおっしゃっていました。

それから、もう1つは、お互いの相乗効果を狙いたいということで、例えば、今までは高森は高森の温泉館だけだったんですけども、高森温泉館とか高森のことも、観光とか農産物も含めて、これを大津の方に持っていきたいと、逆に言うんですね。それから、逆に言うと、大津の温泉に来られた方にまた高森を宣伝すると。高森の方は高森で入って、また帰られるときは何らかの方向で宣伝していつ、相乗効果を狙っていますというお話は書類の受け付けのときには聞いており

ます。今言いましたように、大津について、私が正式にどうこうというのは言えませんけれども、そういうことで相乗効果を狙ってやっていきたいと考えているということを受け付け当時おっしゃっていました。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） ほかにこう4件あったということでございます。この選考委員会の中でですね、こういう話がでなかったかをちょっとお聞きします。4件の中でですね、選考委員の中でですね、今、永野さんについて大津と高森を両刀できるについての、選考委員会の中でそういう話はなかったかをお願いします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 指定管理者候補者選定審査会の方は、総務課の方で庶務を持っております。職員5名及び外部の有識者2名で構成する委員をもって組織するというので、その中から委員長さんが選ばれております。私どもの方におきましては、事務の進行をお手伝いいたすだけでございます。それぞれ、今、お話にありました4社の方のプレゼンテーションをそれぞれ20分、それから委員の方の質問時間を10分、それから採点に要する、まとめられる時間といいますか、それを10分、別件、あと1件出ますけれども、それを同日に行って、午前・午後を含めまして行っております。当然、委員さんの中からは質問事項は、今、おっしゃったことも出ておりますし、ただ私どもの方では、募集要項の中にも各委員の採点の最高点をもって選定するということが明確に書いてありますので、各委員さんのそれぞれ特点の100点満点、これは基準はいっぱいあるんですけれども、その中で採点され、その合計額の最高得点を持って委員長の方から町長の方に報告があったということでございます。

以上です。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） できたなら、その職員と外部がよかったら、外部の2名と職員の、その審査にあられた方の名前をよかったらお願いします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） これ、町長の方から正式に任命がっておりますので、外部員は肥後銀行高森支店の支店長さんでございます。それから、元町監査委員の吉良さんでございます。それに税務課長、建設課長、議会事務局長、産業観光課長、産業観光課長補佐という7名からなっております。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第13号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

○議長（三森義高君） 日程第14、議案第13号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 議案第13号で提案いたしました高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

本議案は、議案第12号と同様、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を経なければならないため提案するものであります。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称としましては、高森町奥阿蘇物産館及び奥阿蘇キャンプ場であります。

次に、指定管理者となる団体の名称は、有限会社甲斐商店、代表者 甲斐一郎氏です。また、指定の期間としましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日間での3年間となっております。

なお、指定管理候補者の選定につきましては、2月23日に選定審査会が開催され、応募されていたこの1件について、総合的・客観的に審査を行った結果、今後の施設管理団体として妥当であると委員全員が一致したため今回提案したものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第14号 平成20年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第15、議案第14号、平成20年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第14号で提案いたしました平成20年度高森町一般会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成20年度の最終補正でありますので、歳入全般にわたって歳入の確保を図り、歳出においては不用額を極力抑えるため、科目全般にわたって補正を行うとともに、特に今回は国の第2次補正予算でありますところの地域活性化生活対策臨時交付金関連の各事業を網羅し、歳出予算を計上いたしております。

また、財政状況が今後なお一層厳しい状況が予想されるため、その財源としての基金の積み立てについて計上をいたしております。

今回の補正予算は、総額で2億6,184万7,000円の増額となります。これを現計予算と合算いたしますと、歳入歳出それぞれに42億2,853万4,000円となります。

6ページをお開きいただきたいと思います。第2表に地方債補正につきましては、各事業の実績及び実績に伴います限度額の補正であります。

以下、歳入予算の主なものについて申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。9ページの町税につきましては、町民税、軽自動車税、入湯税の現段階での収入見込額を計上しております。なお、これらの自主財源であります町税につきましては、今後とも徴収率アップのために収入の確保を図ってまいります。

10ページをお開きいただきたいと思います。9款の地方特例交付金につきましては、各節ごとに決定通知を受けて調製を行ったものであります。なお、3節の特別交付金につきましては、減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止

されたことに伴います経過措置として、平成21年度までに交付されることとされているものでございます。同じく10ページに分担金及び負担金につきましては、各事業の確定見込みにより、それぞれ調製を行っております。

11ページから12ページの使用料及び手数料につきましては、各事業の確定見込みにより、それぞれ調製を行ったものでございます。

12ページに国庫支出金の国庫負担金につきましては、各事業の確定見込みによりまして、それぞれ調製を行ったものでありますが、その中で災害復旧費国庫負担金125万9,000円の減額につきましては、昨年の災害発生時の当初見込みより事業費は減額となったことによるものでございます。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。14款の地域活性化緊急安心実現総合対策交付金1,270万6,000円につきましては、国の第1次補正予算に係りますものでございまして、本年度当初予算において計上いたしました各事業の中で乳幼児医療補助金、重度心身障害者医療費補助金などの福祉関連事業などを主なものとして、本交付金の交付要綱に採択可能な事業計画を作成し、充当をいたすところでございます。

続きまして、障害福祉費補助金の中の地域活動支援センター機能強化事業に係ります142万円の増額につきましては、同事業の実績見込みによるものでございます。

また、教育費国庫補助金の地域住宅交付金につきましては、草部コミュニティセンター建設に伴うものでございまして、153万9,000円の増額となるものでございます。

次に、11目の地域活性化生活対策補助金1億5,357万9,000円につきましては、冒頭でご説明申し上げました国の第2次補正予算関連でありますところの地域活性化生活対策臨時交付金関連の各事業に係るものでございます。本町の平成21年度から平成25年度までの町総合計画の中から同事業要綱に採択可能な事業計画を選択して計画作成をし、充当いたすものでございます。この具体的な事業につきましては、歳出説明の際にご説明を申し上げたいと思います。

続きまして、14ページから15ページの県支出金、県負担金並びに県補助金につきましては、各事業の確定見込みにより、それぞれ調製を行ったものでございます。この中で、15ページの2目総務費県補助金、2節の地方バス運行等特別対策補助金129万6,000円の減額補正の主な理由といたしましては、平成20年度におきまして補助対象路線が3路線から2路線に減少したことによるもの

でございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。5目、3節の林業振興補助金の中で、第2次補正、森林林業木材産業づくりの交付金事業6,020万円の増額補正につきましては、これも国の第2次補正予算関連の事業でございますが、この事業は県の事業でありまして、阿蘇森林組合が事業主体となる事業に対して本町が事業費の全額の補助を受け、阿蘇森林組合に交付するものでございます。また、同じく5目、5節の林業振興費補助金の中で、木造公共施設整備事業補助金1,547万5,500円につきましても、国の第2次補正予算に関連するものでございますが、この事業は県の補助事業として補助事業対象事業費を2分の1を県補助金として受け入れ、残りは先ほど説明いたしました地域活性化生活対策臨時交付金事業として国庫補助を受けるものでございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。17ページの県委託金につきましては、各事業の確定見込みによりますそれぞれ調製を行ったものであります。

18ページをお開きいただきたいと思います。16款の財政収入につきましても、各事業の確定見込みにより、それぞれ調製を行ったものでございますが、利子及び配当金135万7,000円の増額補正につきましては、これまで積極的に財政調整基金の積み立てを増額した結果によるものでございまして、引き続き財政調整基金の積み立てに重点を置くことといたしております。

同じく18ページに、1目の不動産売払収入420万7,000円の増額補正につきましては、県の砂防工事によるものをはじめとするものでございますが、今後とも計画に基づき売却可能な資産を整理・売却することといたしております。

19ページをお開きいただきたいと思います。17款の寄附金、18款の繰入金、20款の諸収入につきましては、それぞれ各事業の確定見込みによりそれぞれ調製を行ったものでございます。この中で、2目の特別会計繰入金の介護保険特別会計から繰入金25万8,000円の増額補正につきましては、介護保険報酬返還金のうち町一般会計分として繰り出していた12.5%を受け入れるものでございます。また、町貯金利子143万9,000円の増額補正につきましては、町会計普通貯金について利子の調製を行ったものでございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。貸付元利収入の60万6,000円の増額補正につきましては、貸付金対象者からの繰入金償還等によるものでございます。雑入のうち2,799万145円につきましては、阿蘇広域事務組合で行ってございました汚泥再生処理施設建設に係る賠償金として受け入れるものでござ

ざいます。

21ページの町債につきましては、現在の各事業債の許可見込額より調製をいたしました。なお、今後各事業の確定額によりまして最終調製が必要となりますことから、その補正予算につきましては専決にてお願いすることとしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、22ページから歳出予算の主なものについて説明を申し上げます。22ページから各事業に必要な経費の最終見込みより歳出予算全般にわたって、主に減額予算を行っております。

23ページに文書広告費の委託料15万円の増額補正につきましては、町ホームページの更新等、当初契約の内容より件数が増加したことにより増額となったものでございます。

続きまして、24ページをお開きいただきたいと思っております。企画費の19節負担金補助及び交付金の地方バス路線維持補助金につきましては、住民の方々の重要な移動手段である町民バスの運行のために136万7,000円を増額いたすこととしております。

続きまして、25ページの一番下の欄をごらんください。25目の地域活性化生活対策事業費の13節の委託料の398万8,000円の増額補正につきましては、国の第2次補正予算の地域活性化生活対策臨時交付金事業によるものでありまして、将来にわたって住民サービスにつながることを目的とし、庁舎内の職員コンピュータを接続することにより、電子行政サービス基盤整備を行う事業でございます。

続きまして、26ページをお開きいただきたいと思っております。26目地域活性化生活環境対策事業費の15節の工事請負費の1,950万円の増額補正につきましては、国の第2次補正予算の地域活性化生活対策臨時交付金事業によるものでありまして、旧畜産センターの解体撤去工事を実施する事業でございます。27目の地域活性化生活水源対策事業費の13節の委託料の150万円の増額補正及び15節の工事請負費の1,150万円の増額補正につきましては、国の第2次補正の地域活性化生活対策臨時交付金事業によるものでありまして、大切畑地区の水源確保のための整備事業を実施するものでございます。

続きまして、27ページをお開きいただきたいと思っております。3項の戸籍住民基本台帳費の18節備品購入費26万1,000円の増額補正につきましては、窓口証明書発行レジスターの長期使用により故障等が発生したことにより、入れ替えを

必要とするものでございます。

続きまして、30ページをお開きいただきたいと思います。2目の障害福祉費の各節については、各事業に必要な経費の最終見込みによります調製を行ったところではありますが、歳入の際にも説明申し上げました障害者支援費関係経費については、自立支援介護給付費を主として増額となったことによるものでございます。

続きまして、31ページをごらんください。介護保険事業費の28節繰出金209万9,000円の増額補正につきましては、本年4月から第4期介護保険計画による法改正に伴います電算システム改修に必要な事務費を繰り出すものでございます。なお、介護保険事業の事務費につきましては、一般会計からの全額繰り出しが基本となっていることによるものでございます。

同じく、31ページの6目の老人保健事業費の28節繰出金39万円の増額補正につきましては、事業の最終見込みによる調製を行ったものでございます。

32ページから37ページまでは、各事業に必要な経費の最終見込みにより歳出予算全般にわたりまして主に減額補正を行っております。

続きまして、38ページをお開きいただきたいと思います。5款の地域活性化生活対策事業費の13節委託料207万9,000円及び15節の工事請負費1,592万1,000円の増額補正につきましても、国の第2次補正予算の地域活性化生活対策臨時交付金事業によるものでありましても、月廻り地区灌漑排水路の整備事業に必要な予算を計上いたしております。

続きまして、39ページをお願いしたいと思います。1目林業振興費の19節負担金補助及び交付金の中で、第2次補正森林林業木材づくり交付金事業負担金6,020万円につきましては、先ほど歳入の際にご説明申し上げました国の第2次補正予算として県が実施する事業でありまして、本町を通じて阿蘇森林組合に100%補助を行う増額補正であります。

続きまして、40ページをお開きいただきたいと思います。3目の観光費の14節に使用料及び賃借料の5万円の増額補正につきましては、高森峠展望所の支障木撤去費用、また19節の負担金補助及び交付金の10万円の増額につきましても、阿蘇ご当地グルメ制作委員会が発足したことによる町負担金を計上させていただきます。

続きまして、41ページをごらんください。6款の地域活性化生活対策事業費の13節の委託料150万円及び15節の工事請負費の850万円の増額補正につきましても、国の第2次補正予算の地域活性化生活対策臨時交付金事業によるも

のでありまして、湧水トンネル公園の外部施設整備事業に必要な予算を計上いたしております。

続きまして、42ページをお開きいただきたいと思います。7款の土木費の各事業につきましても、各事業に必要な経費の最終見込みによります歳出予算全般にわたって、主に減額補正を行っております。

43ページをごらんください。7款の地位活性化生活対策事業費の各節の事業費のそれぞれの増額補正につきましても、国の第2次補正予算の地域活性化生活対策臨時交付金事業によるものでありまして、町道根子岳観光線をはじめとする町道各路線の整備事業に必要な予算を計上いたしております。

続きまして、45ページをお開きいただきたいと思います。8款の地域活性化生活対策事業費の18節備品購入費420万円の増額補正につきましても、国の第2次補正予算の地域活性化生活対策臨時交付金事業によるものでありまして、消防自動車更新時期にあっておりますことから、第6分団の可搬ポンプ積載消防車1台購入に必要な予算を計上いたしております。

続きまして、46ページから53ページまでの9款の教育費全般にわたりまして、各事業に必要な経費の最終見込みにより、主に減額補正を行っておりますが、49ページをお開きいただきたいと思います。9款の地域活性化生活対策事業費の各節の増額補正につきましても、国の第2次補正予算の地域活性化生活対策臨時交付金事業によるものでありまして、高森中学校部室、屋外トイレ整備事業に必要な予算を計上いたしております。なお、先ほど歳入の際にご説明いたしました県補助金3,095万1,000円は、特定財源としているところでございます。

続きまして、51ページをお開きいただきたいと思います。9款の地域活性化生活対策事業費の15節工事請負費100万円の増額補正につきましても、国の第2次補正予算と地域活性化生活対策臨時交付金事業によるものでありまして、草部コミュニティセンター入口道路の拡幅工事に必要な予算を計上いたしております。

続きまして、53ページをお開きいただきたいと思います。53ページから、次の54ページまでの10款災害復旧費につきましても、各事業に必要な経費の最終見込みにより減額補正を行っております。

最後になりますが、54ページをお開きいただきたいと思います。54ページの基金費につきましても、これから財政基盤の強化を図るために財政調整基金、減債基金などの積み立てを行うための予算を計上いたしております。この中で、特

に財政調整基金につきましては、この7,224万9,000円の積み立てをすることにより、平成20年度の3月補正後の基金現在高は約3億3,800万円となる見込みであります。なお、基金費全般につきましては、極力積み立てを行うことといたしておりますが、財政調整基金、現在基金以外の基金につきましても、基金利子相当分を計上いたしております。

平成20年度も年度末になりました。最後になりますが、今後も予算執行には万全を期し、限られた予算で最大の効果を上げられるよう、なお一層の事務事業の効率化を図りながら、健全な財政運営を心掛けてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、今回提案しております補正予算につきまして、その概要を説明申し上げましたが、ご審議をいただきご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（三森義高君） お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時05分

-----○-----

○議長（三森義高君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番、立山です。

この補正予算についてちょっとご質問いたしますけれども、この前、全協の中で総務課より総務課長以下来ていただいて、この地域活性化生活対策臨時交付金、全国で約6,000億円、その中で高森町が1億5,300万円ですか、その交付額が決まったということで、約1カ月ぐらい前ですかね、熊日の方に熊本県下全市町村の決定交付金額が載っていたと思います。それで、町民の皆様も大分その新聞を見られて、非常に注目しておられるというか、1億5,000万円の使途、これ注目しておられるわけなんですけれども、この前、総務課長以下いろいろ説明がありまして、先ほど町長の方から補正の、特に歳出の部分でこの地域活性化生活対策臨時交付金の1億5,300万円の使途の説明がありましたけれども、先

ほど午前中の方に出てまいりましたこの町道認定におきまして、この道路関係がいくつか出ておりますけれども、自分が思うにはですね、2、3日前の新聞に載っていたと思いますけれども、他所の自治体、これは益城町だったですかね、益城町では1万数千所帯に、全所帯に火災報知器を設置すると、この交付金です。そのほかいろいろ自分で考えてみたんですけれども、これは私の考えなんですけれども、例えば今、高森町の方は、これその交付金が充てられるかどうかは別といたしまして、高森町の方では学齢期に上がるまでが医療費が無料ということになっています。だから、その年齢幅を小学校までに広げて半額ぐらい補助したり、給食費の1年分を無料にしたり。そしていつも町長が言っておられます高森町の基幹産業は農業でありますので、農業分野にももう少しこの交付金が配分できなかったものか、ちょっと疑問を生じるどころなんですけれども、その辺についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） これ、今おっしゃいましたように、地域活性化のための生活対策臨時交付金関連でございますけれども、いろんな今まで県ともご相談を申し上げ、どういうものに一番適しているのか、またどういうために一番この金額についてですね、この交付金につきまして一番目に見えて早くその状況が見えるというのは、やはり道路関連、また一つは旧畜産センターの解体とか、あそこアスベスト等がございまして、早く解体せんと、やはり心配があるかなということで、もう少しこの早く解体する、いろんな処分の方法ございますが、そういうこと含めて検討を課に委ねたところでございます。各課、いろんなその金額に合わせてですね、持ち寄った結果、このように、総務課長が説明したと思いますが、そのような分類をしたらどうだろうかということで決定をいたし、今回皆様方に提示をいたしているところでございます。その分野につきまして、今、一つの提案がございましたが、そういうものにこの臨時交付金が向けられるかどうかはですね、ちょっと私も内容につきましてあまり詳しく調査しておりませんので、総務課長の方から答弁をさせます。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 今のご質問でございますけれども、1億5,300万円につきましては、この事業の内容等を説明をいたし、各課からどういう事業が該当するかということで要望を取りまして、前回も説明いたしたかと思っておりますけれども、3億8,000万円ほどのご要望が各課から出てまいったということでござい

ます。その中から一応取捨選択をいたしまして、一番経済効果が上がるのは道路関係ではなかろうか。国の方の施策といたしましても、そういう公共事業等の文言も入っておりますことから選んだところで、取捨選択して1億5,300万円ということでしたところでございます。

また、1次補正におきまして、これは別個になりますけれども、緊急安心の対策事業につきましては、太陽光、乳幼児医療費助成、重度心身障害者医療費受給申請、一人親家庭助成、インフルエンザの個別医療接種事業に上げておるところでございます。どの事業がどうだということではございませんし、また21年、22年も先ほど基金の条例の制定のお話しましたけれども、またその中でも基金をつくるわけでございますので、また議会と諮りながらそういうことも可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） この1億5,300万円の中に、今、総務課長の方から説明がありましたように、旧畜産センターの解体工事が約2,000万円ほど組んでありますけれども、この畜産センター以外にですね、町の方で解体しなくちゃならないという事案はいくつかあるのでしょうか。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 当然ございまして、学校の跡地関係、それに教育委員会におきます教員住宅のそれぞれ廃止をなされたところ等々、中央公民館、あれも含んでおりますけれども、一応アスベスト対策ということもございまして、以前からこれお金がかかりすぎますので手を出せなかったわけですが、今回のこの事業でやるのが一番だということで、この旧畜産センターを上げさせていただいております。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、管理について、私もちよっとお尋ねします。

私はですね、福祉、住民課、それから教育委員会、それから保険福祉課の方にちよっとお尋ねします。今、1億5,000万円の話が出ましたが、当町においてはですね、教育委員会の方から奨学金が高森高等学校、それから大学に行くにおいて奨学金を与えるという、与えるじゃなくして貸し付けるということがなっています。それから、通学費用及び旅費の助成、これは高森高等学校に東中学校、それからあっちの方面から来る生徒については、こう旅費など、交通費など助成す

るということでございます。このことについて、ちょっとこういう事業をですね、何でこのような交付金の中で、もう少し大きく取り扱ってもらったらいいかと思っております。

それから、保健福祉課の方についてですね、ただいま1番議員さんの方からも話が出ましたように、利用時については医療費はただ。私もですね、これはここにちょっといろいろ私も持ってきておりますが、阿蘇市においては15歳まで医療費が免除とか、産山においては、これもた中学校まで免除というような説明が載っております。当地区においてはですね、乳幼児についてはあっています。それから、小学校1年生に上がるについて、ランドセルを助成するというような形が取られておりますが、こういう方面を今後、先ほど総務課長も見直し、また来年度からでもという話がありましたが、こういうときにですね、こういうものの助成を生かしていってもらえたならどうだろうかと思っておりますが、その点についてお話をお願いします。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 奨学金、それから通学補助金等の問題ですが、こちらの方につきましては、この事業については一過性のものでありまして、単年度的な取り扱いしなくちゃならないという観点から、一応これは奨学金貸付条例等にもうたってありますように、ずっとこれは継続的にやっていく。一方の事業は単年度的な取り扱いということがありますので、そのあたりについての検討はいたしておりません。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 乳児医療の助成のお尋ねでございますが、今、教育委員会からもお話を申し上げたように、今回は一過性のものがございます。これを取り入れましてですね、もう来年までで切れて、じゃ再来年からこの事業がなくなったから切るかという事業にはならないと思いますので、これ十分考慮してですね、今後の財政もございますので、お話がございましたように、3歳までは補助事業でやっておりますが、就学前、4歳以降については、町の単独事業でやっておりますので、財政の方とも相当影響がしてくるということもございますので、今後の検討課題のなろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 現在、皆さんも教育委員会の方もご存じでございますが、寮は

今もう恐らく取り壊されてまではおらなくて、今は老人ホームのようなですね、形を取られております。それから、保健福祉の方の幼児についてもですね、やはりこういうときこそ取り組んでおくと今後のこう、来年、再来年にこれはつながっていくんじゃないかと私はそのように思っていますが、その点についてはどう思いますか。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 高校の問題につきましては、今ですね、うちの方では条例として残しておりますので、その分の内容の検討は現在行っております。また今後どうするかというのについては、また一応委員会等を通じましてでもですね、お知恵をお借りできればという部分も持っておりますので、委員さん方にもよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 大筋については、ただいまご答弁を申し上げたようなことでございますけれども、いずれにしてもこれは大きな政策課題、福祉の政策課題になってまいります。今日の少子高齢化の中ではですね、当然その少子化対策というのは十二分にですね、やっぱりやっていく必要があると思っておりますので、残念ながら私がもう少しおればですね、一生懸命これを推進するところでございますが、今月をもちまして一応私はこの席におれなくなりますので、引き継ぎ事項としてお尋ねいただいたことは後任者に引き継いでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、住民福祉課長は今月で終わるということでございます。町長におかれましても、子どもがですね、大変今こう少なくなっておりますので、そういう方面について助成をするのは、また今後町にも、これは生んでもいいかと、町からこやん助成があるならという話が町民からも出てくると思っておりますので、その点につきましてよろしくお願ひしておきます。

○議長（三森義高君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第15号 平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第16、議案第15号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第15号で提案いたしました平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定額に歳入歳出それぞれ393万8,000円を追加し、総額を11億4,044万円とするものでございます。

主な補正内容を説明いたしますと、歳入では7ページ、国庫支出金の療養給付費等負担金1,703万2,000円、療養費の確定に伴い交付されるものでございます。

8ページの財政調整交付金1,296万7,000円の減額は、交付基準が変更されたことに伴うものでございます。療養給付費等交付金331万6,000円は、退職者に係る療養費の確定によるものでございます。

共同事業交付金669万6,000円の減額は、保険者間の調整による確定額でございます。

次に、歳出の主なものを説明いたします。11ページ、保険給付費1,370万円の減額は、本年度に支払う費用を精査したものでございます。

12ページ、高額療養費700万円の減額も、同様でございます。老人保健拠出金133万9,000円、協同事業拠出金1,413万円の減額も、確定したことによる調製でございます。

13ページ、保健事業費のうち特定健診診査等事業費170万円の減額は、本年より実施されました事業費を精算するものでございます。基金積立金は次年度への繰越金の中から基金を積み立てるものでございます。ちなみに現在高は8,803万7,000円であり、これを合算いたしますと1億2,603万7,000円となるものでございます。

14ページの予備費に698万9,000円を増額し、総額で4,011万1,0

00円とし、不慮の支出に備えることといたしております。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第16号 平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第17、議案第16号、平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第16号で提案いたしました平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

その前に、字句の訂正をお願い申し上げます。1ページの第1条で、歳入歳出の「総額に」となっておりますが、「総額から」ということでご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。今回の補正は、既定額から歳入歳出それぞれ163万6,000円を減額し、総額を1億2,285万円とするものでございます。この事業は既に御案内のとおり、昨年4月から後期高齢者医療制度に移行しておりますために、昨年3月までの業務を継続し、今回本年度分の確定金額を補正するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第17号 平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 日程第18、議案第17号、平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

- 住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第17号で提案いたしました平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げますが、先ほどと同じく「から」と「に」になっておりますので、総額からというふうにご訂正方を、1ページでございますけれどもお願いを申し上げます。

それでは、説明を申し上げます。今回の補正は、既定額から歳入歳出それぞれ721万6,000円を減額し、総額をそれぞれ8,075万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の補正で主なものを説明いたしますと、歳入では6ページの保険料のうち特別徴収分1,887万4,000円の減額は、年度途中で7割軽減から8.5割軽減に改正がなされますとともに、所得割の係る被保険者についても2分の1の軽減がされたことによるものでございます。また、普通徴収保険料1,500万円の補正は、制度改正により年金からの特別徴収ができなくなった方が生じたためでございます。

7ページの諸収入の受託事業収入の減262万9,000円は、健康診査を受診される方々を絞り込んだことによるものでございます。国庫支出金は、制度改正に伴うシステム改修費用の補助金を受け入れるものでございます。

歳出では、8ページ一般管理費でシステム改修費用を広域連合納付金536万7,000円の減額は、主に保険料の減額によるところでございます。保健事業費は、先ほど述べましたように、受診される方のうち健診内容が重複するような病気で受診されている方については、受診券を送付していないということによるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第18号 平成20年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第19、議案第18号、平成20年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第18号で提案いたしました平成20年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましても、誠に申し訳ございませんけれども同じ訂正方を1ページ、お願い申し上げ、減額でございますので「から」ということでご訂正方をお願い申し上げます。

今回の補正は、既定額から歳入歳出それぞれ283万7,000円を減額し、総額をそれぞれ6億5,509万5,000円とするものでございます。

主な補正内容を説明いたします。5ページ、地方債補正は、今年度借り入れ予定がないことから限度額を0としたものでございます。

8ページの歳入では、介護保険料は最終調定金額を計上いたしたところでございます。国庫支出金は、決定通知がございましたので最終補正を行ったところでございます。

9ページの介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、先ほど条例制定の説明で申し上げましたように、次年度からの保険料の激減緩和に備えて基金に積み立てるものでございます。支払基金交付金、県支出金についても事業確定通知による最終補正でございます。

10ページ、繰入金のうちその他一般会計繰入金209万9,000円は、システム改修費用及び広域負担金を計上したものでございます。

11ページの諸収入のうち返納金につきましては、県の監査により不適切な請求

事務があり、返還の手続きを行うようにと通知があったことから、調査の上、確定した金額を計上したものでございます。

12ページ、保険給付費740万円は、款2保険給付費からの組み替えでございます。

14ページ、介護予防事業費244万円の減額は、特定高齢者対策を行うための機能評価をいたした精算でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。

介護保険についてですね、今、課長の方から補正予算について話されましたが、私はその関連についてですね、今まで課長も介護保険の委託についてもいろいろ私たちも再三再度いろいろな質問もしてまいりました。3月いっぱい辞めると先ほど言われましたが、今後ですね、この介護保険についてはですね、特にこう引き継ぎの方をですね、こういう不正が起きないように体制を取ってもらいな引き継ぎをしてもらわなくては、今までのような2年間で200万円、恐らく何年前かとちょっとわかりませんが、何千万円という私は恐らく出費がなされておったんじゃないかと思っていますので、そういう点もですね、引き継ぎの方をピシッととってもらいたいと、節にお願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第19号 平成20年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第20、議案第19号、平成20年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求め

ます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第19号で提案いたしました平成20年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

お断りします。歳入歳出予算の総額「に」を「から」に訂正していただきたいと思っております。

今回の補正は、既定予算から672万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6,724万9,000円とするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。歳入については、水道使用料を438万6,000円減額し、国庫支出金は野尻地区簡易水道施設改良事業に係る国庫補助金100万円を減額、財産収入は基金運用の利子確定により4,000円を減額、諸収入は水道加入金31万5,000円を増額、受託事業収入は4万5,000円を減額、地方債は野尻地区簡易水道施設改良事業に係る町債を160万円減額いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。人件費については不用額を減額、委託費は水道ビジョン策定委託料の入札残376万2,000円を減額、工事請負費は給水引込工事及び入札残505万1,000円減額、備品購入費はメーター器購入費61万5,000円を減額、予備費については326万円を増額補正いたしました。

以上、提案説明をいたしましたので、よろしくご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第20号 平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第21、議案第20号、平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第20号で提案いたしました平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

誠にすみませんが、またさっきの総額「に」を「から」に訂正いただきたいと思っております。

今回の補正は、既定予算から428万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,605万円とするものです。

歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願いします。財産収入は、A基金の国債借り換えによる利子の増額分を21万7,000円増額、繰入金は歳出減により基金取り壊し分が不用になったため450万円を減額補正いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。管理費の需用費は光熱水費の電気料を110万円と修繕費の100万円を減額、予備費につきましては218万3,000円を減額補正いたしました。

以上、提案説明をいたしましたので、よろしくご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第21号 平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第22、議案第21号、平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第21号で提案申し上げました平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,717万1,000円とするものでございます。

内容についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。歳入につきましては、自治体基金、住民基金ともに預金利子を1,000円ずつ、合わせて2,000円を追加し、歳出におきましては自治体基金、住民基金にそれぞれ1,000円を積み立てるものでございます。このことによりまして、基金残高は自治体基金2億1,741万820円、住民基金3,357万9,530円となります。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議をいただき決定くださいますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第22号 平成21年度高森町一般会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第23、議案第22号、平成21年度高森町一般会計予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第22号で提案いたしました平成21年度高森町一般会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

予算編成につきましては、三位一体改革等によります地方分権の流れは続いており、地方交付税についても地方雇用対策等に係ります財源は、地方交付税交付金の一算定課目として位置づけられていることから、交付税総額としてはそれらを含めても大幅な増額は見込めないと厳しい財政運営を余儀なくされているところでもございます。

このような状況の中で、本町においても国の基本方針を堅持し、歳出の削減に努めるとともに福祉関係経費をはじめとして法令によります事業の義務的経費、経常的経費の計上、また地域産業の振興、安心安全のまちづくりのための経費、そして将来の財政安定ということから財政調整基金繰入の縮減や地方債発行の抑制、また既借入金の低利への借り換えなどの措置を講じているところであります。引き続き財政改革等にも取り組んでまいります。財政措置であります真に効果のある必要性のある事業を選択し、また21年度は25年度までの高森町総合計画基本計画の初年度であることから、計画の実現に向けての予算となるよう留意し、編成をいたしたところでございます。本議会冒頭で先に申し上げましたように、依然として厳しい財政運営を余儀なくされていることはご承知のとおりであります。また、基金につきましては、財政調整基金6,950万円を繰り入れることとしておりますが、将来の財政負担に対応することを基本といたしまして、3月末に決定されます特別交付金をはじめとした年度内に精算決定が見込まれる収入を極力積み増すことにより、今後の財政運営の健全化と安定化に努めてまいりたいと考えております。

また、地方債は現在高の推移を留意しながら、原則として借入金が償還金を上回らないことを基本として、地方債活用の際は極力過疎債、辺地債などの地方交付税算定の上で元利償還の70から80%が算入され交付される優良債を選定し、借入を行いたいと思っております。また、6%から7%で借入しております高利率の借入の地方債1,560万円につきましては、平成21年度も低利1.3から1.5%程度の借り換えを行います。地方債の発行は、元金償還額約6億9,600万円に対しまして本年度は約3億8,400万円程度に抑制し、将来の財政負担を軽減することといたしております。平成21年度一般会計予算は、要求額は平成20年度に比べまして5%ほど下回ることとなっております。前年度予算を踏襲しないでゼロからの積算によるものです。事務事業の徹底した点検と見直しを図ることの方針の下に調製するよう指示し、編成をいたしたものでございます。

それでは、予算案の主な内容についてご説明を申し上げます。

今回の提案いたしております一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ36億3,800万円で、平成20年度の当初予算との比較において、約3.5%の減となっておりますが、例年と同じく地方交付税の先行きが不透明な状況下での緊縮予算となっております。

2ページから3ページをお開きいただきたいと思います。主な財源を金額の多い順にご説明いたしますと、10款の地方交付税19億4,000万円、1款の町税

4億8,691万1,000円、21款の町債3億8,430万円、15款の県支出金2億3,796万9,000円、14款の国庫支出金1億5,896万1,000円、13款の使用料及び手数料1億1,202万8,000円、18款の繰入金7,150万円などがあります。

次に、歳出の概略をご説明申し上げます。4ページから5ページをお開きいただきたいと思います。歳出の款ごとに金額の多い順に説明をいたします。3款の民生費は8億9,991万1,000円、11款の公債費は7億9,939万5,000円、2款の総務費が5億4,439万3,000円、9款の教育費が2億9,929万1,000円、7款の土木費が2億7,493万2,000円などとなっております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。第2表の債務負担行為につきましては、高森町スクールバス運行業務委託契約を2年間としたことによるものでございます。債務負担行為の期間と限度額については、それぞれ設定をするものでございます。

7ページの第3表の地方債につきましては、本年度に事業を実施する各事業の起債限度額を設定するものであります。

それでは、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。10ページから11ページまでは町税全般にわたりまして前年度の実績見込み等を踏まえ計上しておりますが、長引く経済不況に加え、サブプライムローンに端を発した企業の業績の悪化等の影響を考慮し、大幅な減額となっております。なお、これからも納税者の理解と信頼の下に徴収率の向上に努め、自主財源の確保に努めてまいります。

11ページの2款地方揮発油譲与税につきましては、平成20年度までの地方道路譲与税が国の法律によりその名称を改められたものでありまして、続いて12ページをお開きいただきたいと思います。2款に記載しております地方道路譲与税につきましては、地方揮発油譲与税に名称を改められた以前の課税に係るものを計上をいたしましたものでございます。

同じく12ページから14ページの各交付金につきましては、現時点で見込まれる経済状況などを分析し、最小限確実に歳入が見込まれる金額を計上いたしましたところでございます。

14ページの10款の地方交付税の欄をごらんいただきたいと思います。三位一体改革によりまして地方交付税改革が継続していること、また国において経済財政運営と構造改革に関する基本方針を遵守するとともに、地方財政計画上の普通交付税

の伸び率などを考慮して計上しておりますが、交付税決定までには未確定要素が多いことから、試算可能な範囲で見込額を計上いたしました。

続きまして15ページから16ページまで民生費と衛生費の負担金を計上しております。

16ページから18ページまでは使用料と手数料についての説明でございます。

19ページから21ページまでは国庫支出金の説明でございますが、国の三位一体改革によります地方交付税の一般財源化の流れは継続しており、これからも国庫支出金の削減傾向に注視していかなければならない、そのように思っております。

22ページから28ページまでが県支出金の説明でございます。

29ページをお開きいただきたいと思います。財産収入につきましてご説明を申し上げます。この中で不動産売払収入につきましては、今後も売却可能な土地などを整理売却していくよう進めております。

30ページに18款の繰入金につきましては、増大する行政需要に対応するために財政調整基金6,950万円の繰入金を計上いたしております。また、特別会計繰入金は、平成20年度に一般会計から介護保険特別会計への繰り出しのうち、翌年度精算金として200万円の繰入金を見込んで計上いたしております。19款の繰越金につきましては、3,000万円を見込んで計上いたしております。

31ページから32ページまでの20款の諸収入につきましては、それぞれ精査して計上いたしましたものでありますが、32ページの雑収入、平成20年度との比較におきましては1,633万円減額となる理由につきましては、阿蘇広域行政事務組合クリーンセンターの焼却業務廃止に伴い、廃棄物処理施設等設置市町村交付金を19年度から20年度までに2カ年にわたって受け入れたものですが、終了したことがその主な理由でございます。

次に、33ページをごらんいただきます。町債のうち引き続き発行される臨時財政対策債の2億200万円は、普通交付税の基準財政需要額から振り替えるものであり、地方財政の計画を参考に発行額を計上しておりますが、地方財政計画等などからの示唆により、前年度決定額から50%を町で計上をいたしております。なお、臨時財政対策債につきましては、後年度に普通交付税に用いる数値に必要な元利金が100%参入されることになっています。その他、町債充当の主な事業につきましては、町道整備事業と観光施設整備事業でございますが、冒頭でご説明したとおり、起債額の削減に取り組んでいるところでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。34ページをお開きいただき

たいと思います。34ページから35ページの議会費につきましては、議会活動に伴います経常的経費や各特別委員会等の活動経費を計上いたしております。

36ページから49ページまでの総務管理費につきましては、人件費等の義務的経費、庁舎、各施設等の維持管理費が主なものでございます。その中で44ページの企画費につきましては、住民の方々の重要な移動手段であります町民バス運行のための地方バス路線維持補助金2,446万円を計上し、また本年度も新エネルギービジョン計画及び環境保全と有効な資源活用を目的として、住宅用太陽光発電システム設置に対し補助金を計上いたしております。

また、56ページの3目に衆議院議員総選挙につきましては、平成21年9月10日に衆議院議員の任期満了になるため選挙の実施に必要な予算を計上いたしました。

続きまして、61ページをお開きいただきたいと思っております。61ページは国土調査費で、平成21年度事業として大字中地区の一部でございます4.5キロ平方メートルの調査に係る費用を計上いたしました。なお、平成20年度の事業終了時点での進捗率は全体の69.2%になり、本事業を開始してから7割程度を完了したことになります。調査事業を早期完了するために、平成21年度も3班体制で事業を実施いたします。

62ページから77ページまでの民生費についてご説明を申し上げます。

64ページの障害福祉費は、自立支援制度関連経費や身体障害者の日常生活支援等の経費を計上し、障害者の方々の福祉のより一層の向上を図ります。

66ページ、4目の老人福祉費関連については、介護保険制度と一体となった認知症、一人暮らし、高齢者だけの世帯への対応等ますます進む高齢化社会のための介護予防事業等の取り組みや老人クラブ活動の助成など、高齢者の福祉増進に努めてまいります。

69ページをごらんください。7目の後期高齢者医療事業費につきましては、それぞれの老人保健制度に代わり平成20年4月から新しく施行されました後期高齢者医療制度のために、その支給事務等を行う広域連合への負担金等に必要な費用を計上いたしております。

70ページをお開きいただきたいと思っております。9目の同和対策費は、人権問題全般への取り組みをなお一層強化を図るとともに、行政、企業、各種委員等を中心とした人権意識の普及、高揚を図るために人権啓発のためのイベント、人権啓発フェスティバルを開催し、全町民を対象とした事業を実施いたします。

続きまして、72ページから75ページの児童福祉費においては、引き続き学童保育事業を実施するなど、保護者のニーズに応じる保育のなお一層の充実を図ります。またひとり親家庭福祉費として、引き続き医療費の助成を行ってまいります。

78ページから83ページまでが衛生費でございます。衛生費につきましては、特に住民福祉の各種健診を一元化した複合健診の推進により、受診率のより一層の向上を図り、健診結果から生活習慣病対象者に対して早期介入と対応のための検査や健康教室を実施し、その予防や進行を防止するための経費等を計上いたしております。また、妊婦の健康確保と増進の観点から、健診補助を年5回から年14回に拡充したところでございます。79ページの19節で負担金補助及び交付金につきましては、阿蘇広域行政事務組合負担金としてRDFの施設運営費、衛生処理施設費、リサイクル施設運営費などを計上いたしております。

続きまして、80ページから予防費では、各予防接種ワクチン関連経費を計上し、乳児から高齢者までの幅広い対象で感染を予防するとともに、各種健診を実施し、早期発見に努めてまいります。

82ページに環境衛生費につきましては、し尿処理及び生活排水について基本計画に基づきまして合併処理浄化槽の普及に努めることとし、本年度も40基の整備を行いたいと思っております。

同じく82ページから母子保健費につきましては、安心して子育てができる環境整備のため各種健診等の経費及び医療費助成に要する経費を計上いたしております。

次に、84ページから91ページまでの農林水産事業費につきましても説明申し上げます。85ページの2目の農業振興費では、引き続き中山間地域直接支払事業や農地・水環境保全事業に積極的に取り組み、農地の荒廃を防ぎ、農業環境の整備や保全に努める予算を計上いたしております。また、農業後継者の減少や農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加に伴いまして、地域資源の適切な管理に支障をきたすことが懸念されるために、多面的機能を持つ地域資源を活かした農業振興施策の策定により活力ある農業・農村づくりに取り組むとともに、本町の特産品でありますひごむらさきのブランド化を推進し、農業所得の向上を目指しております。

86ページをお開きいただきたいと思います。畜産事業につきましては、優良品種の保留と流通の安定化を図り、畜産の振興を図ります。また、牧野の保全と維持管理のために火入れの助成を推進するための予算を計上いたしております。

90ページをお開きいただきたいと思います。林業振興費につきましては、林道

整備や森を育てる間伐利用促進事業、森林整備地域活動支援交付金制度を活用し、阿蘇森林組合と連携し間伐事業を推進します。また、有害獣の農作物被害や人間に対する危害の防止のため、有害鳥獣駆除隊との連携と防護柵等の購入への補助金により効果的な駆除ができるよう関連経費を計上いたしております。

次に、92ページから97ページの商工費につきましてご説明申し上げます。

まず、96ページの湧水館管理費の工事請負費につきましては、まちづくり交付金事業により今後の集客及び住民の憩いの場として湧水公園の整備を行うための予算を計上しております。

次に、97ページの温泉館管理費につきましては、今議会での指定管理者の指定をお諮りしております指定管理者への管理委託料等を計上いたしております。

その他、観光イベントにつきましては、4月の高森峠千本桜まつりから12月のクリスマスファンタジー及び来春の新酒とふるさとの味まつり等のイベントを展開し、なお一層の集客の努力を行い、町内の経済波及効果と自主財源の確保に努め、観光客や町民の共同参加型のイベントを展開してまいります。

次に、98ページから103ページの土木費についてご説明を申し上げます。道路は住民生活上、必要不可欠なものであり、産業経済の発展はもとより、教育文化交流の源であります。社会活動を営む上での最も根幹となる社会資本であります。このようなことから、幹線道路であります社倉水迫線、色見環状線の整備、まちづくり交付金事業によります下町山王園・A B団地線等の整備を引き続き行ってまいります。また、県道改良に伴う負担金も計上しております。町道の維持管理につきましては、各地域からの要望をもとに側溝布設や視距改良、オーバーレイなど、施工する道路環境改善及びガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備を進めていきます。また、利用者の道路環境向上に関する意識の啓発と愛護の一環として町道草切りの助成を引き続き実施するための予算も計上しております。

102ページから住宅費では、居住水準の向上や高齢化社会に対する住環境の整備、住宅の景観向上事業として、引き続き旭A団地の外壁について防水塗装工事に要する経費を計上しております。

続きまして、104ページから消防費につきましてご説明を申し上げます。消防費につきましては、住民の生命・身体・財産を火災や災害から守るために消防機材器具の整備、団員の教育訓練等に必要経費を計上いたしました。常備消防費につきましては、阿蘇広域事務組合消防への負担金を計上しております。非常備消防費として、常備消防費とともに地域防災の要としての活躍を見ておりますが、今後と

もさらに自主消防の重要性に対する認識が図られるよう、団員の意識の高揚と技術向上のための消防学校の教育訓練等に参加費を計上いたしております。

次に、108ページから教育費について説明を申し上げます。108ページから111ページまでの教育総務費につきましては、登下校用のスクールバス委託料、複式学級解消への町費職員を配置するとともに、児童生徒に対する心の教室相談員を配置しており、今後を見据え就学前に対しましてもカウンセリング等を実施する体制づくりを構築してまいります。また、進学指導要領に伴います備品補充に要する経費を計上しております。

112ページからは町内の小学校、中学校の管理のための経費を計上しております。

続きまして、123ページをお開きいただきたいと思います。123ページから社会教育費におきましては、学校・地域・社会教育の融合の観点から、生涯学習支援システムを充実させ、芸術・文化の振興、青少年への健全育成や高齢者等の健康増進とスポーツの振興を図るために経費を計上いたしております。

125ページの地域改善対策事業費につきましては、町民が心豊かに暮らすために、お互いの人権を尊重しあい、差別のない社会の実現を目指すとともに、高森町人権同和推進協議会各部会の連携強化による推進体制の確立と研修の充実や地域社会での啓発活動を推進するための予算を計上いたしております。

また、126ページから社会教育施設費では、施設管理のための予算を計上しておりますが、社会教育関連団体が一丸となって地域における施設の効果的な活用が図られるように施策を展開しております。

次に、128ページをお願いします。保健体育総務費では、町民のスポーツ振興のため体育指導委員等の協力体制を充実させ、資質の向上を図るとともに、地域住民スポーツ振興に貢献する事業を実施するための予算を計上しております。

続きまして、132ページをお開き下さい。132ページから133ページまでは、公共土木施設及び農業水産施設災害復旧につきまして、災害時を想定した賃金、機械借上料等の最小限の予算を計上しております。

次に、134ページの公債費でございますが、今年度の当初予算における公債費の占める割合は21.97%となり、昨年の当初予算の公債費22.37%に比較しますと0.4ポイント減となっております。公債費につきましては、平成20年度から22年度までが償還のピークとなり、本町財政にあっては厳しい状況下ではありますが、その動向にも注意を払い、今後とも財政状況を見極めながら財政の健全運

営に努めてまいります。公債費の元金に記載しております補償金免除繰上償還とは、繰上償還を行う場合には本来であれば繰上期間に要する利子等を基にした補償金が必要となることですが、国の制度として地方自治体の起債返還を有利に支援することを目的に、この補償金を免除して平成21年度は旧簡易保険及び郵政省からの6%から7%未満の高利な起債については繰上償還が認められるというものでございます。この財源につきましては、市中銀行等の低利な借入資金への借り換えを行うことといたしております。

続いて、135ページをお開きいただきたいと思っております。135ページの基金費については、基金費全般につきましては、今後も極力積み立てを行うことといたしておりますが、当初予算においては財政調整基金及び地域雇用創出推進基金費を除きまして、現時点で見込まれる基金利子相当分等を計上いたしております。

最後に、136ページの予備費につきましては、平成20年度同額の1,000万円を計上いたしております。

以上、予算説明の最後といたしまして、今後の財政運営の見通しについて概略をご説明申し上げますと、町税につきましては国から町への税源移譲による増収が見込めるものと期待しているところでございますが、未だ景気の回復が見えず、農林業など収入の減少等により一般財源として確実に見込めない状況にあるとともに、昨年後期ころから雇用不振と従業員解雇や企業の休業等の問題、そしてさらなる国庫補助金と負担金の廃止、縮減、そして交付税の削減が確実に行われていることなどにより厳しい状況が続くことが予測されます。このようなことから、今後も事務事業費のさらなる節約に努め、効果的で持続可能な事務事業を推進するとともに、住民の皆様にはわかりやすい財政運営を目指す所存でございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、平成21年度予算案の概要についてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（三森義高君） お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

-----○-----

○議長（三森義高君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番、立山です。

先ほど町長の方から平成21年度の町の一般会計予算について、るる説明がありましたけれども、この予算の審議に入ります前に、私、議員になって丸2年経ちますけれども、本会議に出席いたしまして、課長さんたちの答弁の機会はよく聞きますけれども、課長補佐さん等の答弁、指名ありませんけれども、答弁の機会がなかなかないということで、去年から本会議の方に園長代理ということで紅二点の方が出席しておられます。直接21年度の予算とは関係ありませんけれども、東保育園の園長代理先生と色見保育園の園長代理先生、この場をお借りさしまして、園の現状の報告なり、21年度に向けた各園の豊富なりをちょっと述べていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 色見保育園園長代理、熊谷優子さん。

○色見保育園園長代理（熊谷優子君） 色見保育園の熊谷といいます。今ですね、今年、6名の卒園時がおりまして、6名が卒園しましたら来年、21年度は18名になります。ちょっと人数は減ってくるんですけども、色見保育園の特性といいますか、小規模保育園ではありますが、その分ですね、子どもたちの姿がよく見えますので、そういうところを特性として、子どもたち一人一人に十分関わっていけるかなというふうに十分ですね、一人一人個人個人の計画を立てて、一人一人に応じた対応ができていかなというふうに自負しております。21年度もですね、そういうふうに地域と家庭にですね、もう少し保育についていろいろ説明などをするような形でですね、もっと行事等もう少し町民の方々にも知らせるなどして頑張っていきたいと思っております。これでよろしいでしょうか。

○議長（三森義高君） 高森東保育園園長代理、瀬井類子さん。

○高森東保育園園長代理（瀬井類子君） 高森東保育園園長代理の瀬井です。このような場に立たせていただくなんて光栄でございます。

ただいま、議員さんの方から方針というお話がありましたので、少しだけお話しさせていただきます。高森東保育園は、平成19年度に山間部の4園が統合しまして高森東保育園という新しく設立されまして、ご存じだと思いますけれども、高森東小学校、中学校に隣接してとてもいい環境の中で保育させていただいています。

平成19年には定員数の中に32名、それから20年度は29名、それから21年度も21名という、30人には1名定員足りませんが、ある程度定員数の中で運営はしていけるということで楽しみにしております。それから、保育時間等は、もうご存じだと思いますけど、色見保育園と統一しまして、夏場が朝7時半から夜が6時半まで、冬場の保育が7時半から6時までとしています。新しく色見保育園、ちょっと熊谷先生の説明がちょっとなかったかと思いますが、東保育園の方は終日保育を今までしてしまっていて、年間通して夏場も冬場も7時半から6時半、それから7時半から6時という保育時間をやっていたんですけど、今年度から色見保育園もですね、町立保育園2園ありますけれども、1園と考えて地域の皆さんに安心していただけるように、上と下の差がないようにですね、十分保育園とも、それから行政とも、それから園長先生とも話し合いの中で、土曜日は統一して朝7時半から5時まで、年間を通してそのような保育をいたしましょうということで、もう既に行政の方から保護者の方には説明がありまして、ご理解いただいております。色見保育園の方は、近い地域にありますので、すべて保護者さんが責任をもって送迎されています。東保育園の場合は、ご存じのとおり、四方八方に地域がありますので、タクシー2台を委託してありまして、現在は高森タクシーと、それから地元の津留タクシーを使って運営をしています。今年度は、またその行政の方のお話では、どちらの業者さんが入るかわかりませんが、また今年度も東保育園の方はタクシー2台を借り上げて園児の送迎をすることになっております。それから、運営方針は町立保育園は、東保育園もそれから色見保育園も一緒です。いろんな行事を通して、やはり健康で明るく思いやりのある子ども、地域に根ざした保育、それから今欠けています自主的で意欲的な子どもや感性のある子どもに育つように日々保育を努力していくつもりです。

よろしいでしょうか。

○議長（三森義高君） どうもありがとうございました。将来の金の卵でございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 本当にありがとうございました。2人の先生方が話されるのは、全部、私執行部の方しか見えませんが、もうそれ依然に、この本会議場の空気が非常に和んでですね、非常に質問がしやすくなりました。今後ですね、ときたま本会議で、今度は通告しませんので、通告なしでいろいろ質問したいと思いますので、そのときはよろしくお願いします。

平成21年度の一般会計、この予算についてですけれども、今年度は36億3、

800万円、昨年度、前年度が37億7,000万円だったと思います。それで、先ほども言いましたように、町長の方からのご説明がありましたけれども、今年度予算の歳入を見ても、町税の構成比が約13.4%ですかね、そのぐらいの構成比になっておりますけれども、これまた別な自治体のことを申し上げると非常にどうかと思うんですけれども、これ町税が多く入る不交付団体であります大津町、大津町を例に取りますと、あそこが多分この町税の構成比が約67%ぐらいが町税の構成比を占めていると思いますけれども、この予算が少ない中でいろいろ事業を進めて、21年度も事業を進めていかなければならないわけですが、代表して総務課長にお伺いしますけれども、来年度の、平成21年度の高森町のこの予算についてですけれども、これが目玉だ、こういうところだということ、何かあれば、各課を代表されて総務課長の方で簡単でよろしいので、何かあれば答弁の方をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） お答えいたします。当然、各課の予算を網羅して組むわけでございますけれども、今の町税にいたしましても、非常にこういう不景気で税収は当然下がるであろうということから緊縮財政ということで余儀なくされているところでございます。その中で事業といたしましては、先ほどの20年の補正予算と併せ21年度の緊急生活対策事業の5,600万円、これを有効に使いたいというのが目玉でございますけれども、差しあたって先ほど基金の条例も提案しておりますように、基金に積み立てて今後またお諮りを申し上げていくということでございます。予算の内容といたしましては、それぞれ今年度が高森町総合計画の初年度でございます。初年度に上がったものをお願いしてもらおうということを第1目標に上げておりますこと。それと、集中改革プランで求めましたその実効性のある予算を組んでほしいということを目標として各課に示達をしたところでございます。その中でも、これが目玉といいますと、どの事業も、道路にしましても、学校の屋外、トイレとか、そういうものにつきましても、当然目玉でありましょうし、基本計画にあります事業を差しあたっては重視をして、予算を組んでいただいたというのが現状でございます。その中でもですね、20年の当初予算のときも出ましたかと思っておりますけれども、義務的経費というのが非常に予算の中で占めている割合が多いわけでございます。20年度につきましても54.27%、21年度につきましても54.8%というような率になっております。また、投資的経費といたしましては、20年度を11.9%、21年度につきましても9.32%ということで、大幅な普

通建設事業費等の削減を行っているところでございます。今後とも地方交付税等の歳入の方の動向を見ながらでない、当然事業ができませんし、コミュニティセンター等につきましても、昨年をもちまして最終年度ということもでございます。あとは総合計画に基づいた計画どおりが実行できたらいいなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番、立山です。

ちょっとわからない点をお聞きしたいと思いますけれども、これは農業振興費です。産業観光課の方ですかね、この85ページ、85ページの右の一番下に10万円、これは何ですか、ひごむらさきブランド化研究会負担金とありますけれども、高森町の農作物はひごむらさきだけじゃないと思いますけれども、これはどうしてひごむらさきのブランド化の研究会に負担金を出されているのか。ほかのいろいろ作物がありますけれども、そちらの方へはどうなっているのか。それと、89ページ、12目、農業活性化施設費、この11番、節の11、需用費のこの修繕料の133万円、この説明をお願いします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） まず、ひごむらさきブランド化研究会負担金ということで10万円ということですが、これにつきましては県が80万円、それから部会という名前になっていますけれども、部会から20万円、それから町から10万円ということですが、昨年に基本的に県ですけれども、県の肝いりでブランド化を推進していこうという話になりました、高森町ですね。その中で、もともとひごむらさきという品種自体を開発していますのは熊本県の方で開発しております。その中で、ひとつブランド化を、何かをやっていこうじゃないかということで、それがたまたま生産的に3.数ヘクタールぐらいなんですけれども、産地化しているのが高森町だけということで、ほかの町村でも0.何ヘクタールとかあるんですけれども、それでまずブランド化していこうということになってまして、今おっしゃったみたいにほかの作物もあるんですけども、ひとつまずこういうふうになんかひとつブランド化して、それによって何と言うんですかね、生産品の価値を上げていこうということの一つとして、ひごむらさきはたまたま高森町で取り組んでいましたし、そのひごむらさきという品種自体が全国的にありませんので、それが一つは取り組みやすかったということと、3.何ヘクタールでそんなに大規模じゃないということですね。それと、ほかの作物になりますと、どうしても高森だ

けじゃなくて、ほかの隣の南阿蘇村さんでもつくっているということで、そこら辺についてはJ A阿蘇さんと組んで、イチゴでしたら阿蘇のイチゴとかですね、そういうふうな取り組み方をしております。ひごむらさきについて、1つの例としてこういうことをやっていこうという1つの取り組みやすいのと、1つはこういうふうに宣伝して付加価値を、農産物の付加価値を上げようということで、何でもはできませんので一つ取り組んでいるという状況でございます。

それから、活性化施設ですけれども、活性化施設の修繕費は何ですかということですが、これはアグリセンターでもう既に指定管理者が出ていまして、昨年も修繕費お願いしたんですけども、指定管理者に出した時点で、あのコンポストといって鶏糞をですね、一時期保管する丸い筒のやつがあるんですけども、それが指定管理者に出した時点でもうかなり老朽化しているということで、昨年は調査費として予算組ませていただいたんですけど、さしおり使えないことはないということでしたので、その分とか、タイヤショベルとかがですね、もともと引き継ぎをしたときに、もうこれについても近々替えないとだめですということで、指定管理者に渡した時点で、もうちょっとしたら替えた方がいいですと、今すぐは必要はないんですけどもという状況で、指定管理者に出した時点である程度老朽化していたんですけども、まだ使えるということで一応それが本当にいかんごとなる少し前になって替えようということで今回上げております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

全般的に私たちが1時間や2時間でちょっと見て、なかなか課長さん方に立ち向かって難しい部分が多いようでございますけれども、全般的に見ますと非常に苦勞されて、うまくこう配分されたなというふうな感じも持っております。先にちょっと質問した中で、町長はもうなるべく借金を減して身軽な形での町政運営をというようなことを申されておりましたし、この中で公債費負担率あたりがもう少し減るならなと思うところでございますけれども、20%ちょっと超すぐらいのところに来ておるんじゃないかというふうに思っております。そういうことで、財政的にもいろいろ高森は先進的にその機構改革なり、あるいは行政改革をやっていた、その表れがこういうふうな形になってきているんじゃないかというふうに思っております。職員組合との和解も成立したというようなことで、我々議員としても、また当事者いろいろ、当時の改革に望んだ1人として、大変こう

安堵感を抱いているところでございます。今後ですね、そういう和解が成立した中で職員と執行部、議会がまた一丸となって町民のためにこの実行あるこの予算を使っていただきたいなど、使う方向に進んでほしいというふうに思っておりますが、一つ気に掛かるところでございます。この一番後ろの方に職員、一般職等の給与表が載っておりますけれども、その中で、私もこれを見ながら、町長さん、当初予算で何か言わすかなと期待をしておりましたけれども、2人分の給与が上げてあります。これやっぱし、どうせ各委員会に付託して審議するところでございますけれども、その町長さんが大変一人で、あとは総務課長さんにとということで苦労されている部分はよくわかるわけでございますけれども、新年度予算審議の中でございますし、こういうような給与が上げているということは、副町長なり考えておられるのではないかというふうに思っております。新年度予算でございますので、上げれば、いつからということはありませんが、町長さんの気持ちとしてはどういうふうな気持ちを持っておられるのか、お聞きをしたいと、まずその点をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、町の公債費の比率の方はですね、先にお答えいたしますならば、分母が小さくなりましたものですから、どうしてもですね、平成11年のように54.5億円あるときなら上の公債費、借金がですな、大きかっても経費としては、率としては17、8%、15、6%になるんですが、逆に元々が、下の分母が小さそうございますものですから、上の借金が反対になりますどうしても20%、21%になるということでございます。本来であるならば、今、先ほども申しましたように65億円あったものが57億円まで減りましたと、約8億円減りましたということでございます。それと、あと5年後には47億円ぐらい、約10億円ぐらい減るという計算ですから、今の当初予算、今年が36億、約37億円でございますから、37億円で割れば、計算上はですね、11、2%までその率は落ちるということでございます。理想としては、12、3%までが一番町村としては、一般的にですよ、一般的にはいいらしいと。15を超すと少し黄ながつくから、20超すとちょっと問題点があるかなというようなことでございます。何しろこの率はですね、54、5億円あるときの計算でくれば何も問題ないとばってんですね、約1割しかなりませんから。ばってんこうやって分母の方が低く下がって37億円になりますから、当然上の方は割れますからですね、こういう計算、物理的には22%強になったんじゃないかなろうかなと、そのように思っております。それは、ちよっ

とぜひ、一応理解をしていただきたいと思います。

それと、今もう1つ、町長のところに給料が1つあるということでございますが、私もですね、この前から議員の皆さんからも一般質問と、また副町長についてはどうかというお考えをですね、お話を聞いております。私もここ2年間いろんなことをやってみましたが、なかなかこの本来の仕事ができないと。やはり町としてですね、企業誘致何一つにしても、やはり誰かが、どなたかおってですね、別に総務課長さんが悪いとか、職員が悪いとかじゃなくてですよ、やはり私に代わる、そしてまた仕事関係を、内部の仕事がですね、停滞しないような、またそして一つのまとめ役、いろんなものをですね、内部、この役場内の充実を図りたいという気持ちで、今お願いをしようと思っておるところでございますけれども、まだその名前を出すまでにですね、私の方が至ってないと。なかなかですね、決めた、確か私が言いましたのはどなたですかと、すぐ出る人じゃなからうかと思っておりますね、まだそこまで私が至ってないものですから、一応は、予算上はですね、こうやって対策を認めていただきたいと思いますという気持ちでございます。相手の方、了解を得た時点ですね、皆さん方にご報告をしたいと、そのようにぜひお願いをしたいと、そのような気持ちは十分でございます。一生懸命ですね、議員の先生方もなるほどと、これならやはりこれは高森町をちゃんとして、まとめ役、また停滞させることもなく職員のまとめ役としてもいいんじゃないかと、そのような方をですね、方というか、みんなそういうような方にあたっておりますけれども、そういう人をですね、ただいま一生懸命模索といいますか、お願いを今、しているところでございます。どうかご理解をいただきまして、してまた本当に言って財政面もちろんございますが、財政面もですね、いろんなことやってみますけど、やはりこういうときこそ、やはり内部の充実というのは必要であろうかなと。1人でしたから何もかんもできるというものじゃございませんで、やはりこの町に必要なものは、やはりおっていただいた方が安心して私の本来の町の長としての仕事をもっとできるんじゃないかなと。またこういう雇用問題、いろんな諸問題を抱えている中でですね、やはり行動するためには、やはりある程度時間的な余裕もないことにはうまくいかないということで、副町長をですね、ぜひお願いをしたいと、そのようなつもりで今予算書には組んでございます。ただ、名前が出されないのがですね、まだ相手の許可がまだいただいておりますもんですから、まずは相手の方が頑張ってみようかという気持ちをよく確かめんことには、皆さん方にまだご報告ができる状況じゃないということでございますので、

どうかこうできる限りこの定例議会のうちにですね、何とかしてこう皆さん方をお願いをしたいという気持ちは十分ございます。もうしばらく時間をいただきたいとそうように思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 町長さんの気持ちは、わかりました。139ページに町長等上げてありますので、当初に何かあるかなという気持ちを持っておりましてけれども、まだそういうところに至っておらないというようなお話でございます。私は常日ごろですね、やっぱり使うべきところには使う、それがやっぱり町民が信頼して来てくれるんじゃないかというふうに思っております。卒業式とか入学式がずっと、もうやがて卒業式がございます。私はじっと見ておりますと、もうほとんど町長さんはこの大きい高森に留まって、入学式も卒業式も1回も見らじやっだろうというような形がずっとこう来ております。できればですね、やっぱり町長さんの代理がおって、1回越しぐらいには上の学校にも町長さんが来てお祝いを直にさせていただく、そういう形がですね、やっぱり町民にも親しい町長さんであろうかというふうに思っておりますので、できる、できんは別にして、できればそういう形の方が私としてはですね、いいんじゃないかというふうに思っておりますので、議員の皆さん方が納得するような人選をしてほしいなど。そして、今言ったような形で、やっぱりあらゆるところで町長さんも1回越しぐらいには顔を出されるような形をつくってほしいというふうに、そういうふうに思っております。そのことについては終わりますけれども、さっきから1番議員さんも言うておられました、総予算の中で、やっぱり農林業予算が少しやっぱり乏しいと、そういうふうにどうも感じております。林業関係はですね、特別な予算が付いておりますので今年も大きな予算が付きましたのでいいかなと思っておりますけれども、これだけやっぱり農業が衰退してくると、打つ手がないというのが本音だろうというふうに思っておりますけれども、やっぱりそういうことじゃなくして、基幹産業でございますので、もう少し思い切ったですね、対策、いろいろ後継を残してやろうかという人たちがハウスあたりの導入あたりが、前あったように7割助成とか、そういうものがもう1回出てこんかというような希望を持っておられるわけですけども、これはもう国・県とも連携しながらしなきゃならんというふうに思っておりますが、町単独でもですね、そういうふうなことをやって、今もう本当に山間部、つくる作物がなくして、イノシシやらシカにやられて、一般露地価格も低迷するしですね、非常に本当に農家の人たちは来年どうしようか、今年をどうしようかというような気持ちを持っている人が

もう大多数だというふうに思っております。本当にちょっと寂しかった点は、そこ辺が上げられますので、産業観光課長、今その点についてどう思っておられるか、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今のお話ですけれども、確かに、じゃ昨年から予算そんなにカットしているかというのと、そんなに極端にカットしているわけではございません。ただ前からもお話がありますように、昔の五十何億円の時代と37億円弱で予算を組んでいく中で、町単独で新たな事業を非常に創り出して、補助事業を創り出すというのは、ちょっと難しい時期かなと思っております。それでも、今、例えばの1つの例として、ハウス事業とかもありましたけれども、例えばハウス導入、施設、資材を導入する場合に、資金を借り入れた場合に、それに対する利息の一部補てんとかですね、そういう制度はあります。そういう制度を利用されているという農家もあります。それから、担い手関係ですけれども、今おっしゃられたみたいに、若い世代の人が、数は確かにそんなに今は多くないんですけれども、若い世代の人が4Hとか、JA農協青年部とかで頑張っておられます。先日も三森君が農林大臣表彰をいただいたんですけれども、その中でわずかであるんですけれども、農業振興連絡協議会の中から少しでもその若い青年が活動するに何らかの助成ができたということで、本当に種代とかですね、数はわずかなものなんですけれども、そういうのをやってきているということで、もう1つは私が思いますのは、予算があるから何ができるじゃなくてどういうことをするためにどういう国の予算とか、どういう県の予算が取って来れるかなということも必要だと思います。町が出さずに、今、うちの方でやっていますけれども、鳥獣被害の話が出ましたけれども、モデル事業として三県合同、竹田市さんと高千穂さんとやっていますけれども、これはモデル事業ということで100%国から町を経由しないで直接協議会へ来る、そういう事業でございます。だからそういうふうなものを非常に見つけながら、今、JA農協さん、それから農家の方とも話しながらですね、こういうことをやりたいんだけど町が財政難しかったら何かの100%の補助がないかとか、そういうようなのは見つけて今後もどんどんやっていきたいと思っております。

それにしましても、個別の農家に対しての助成というのは非常に難しいんですけれども、農業全体的に今どういうことが必要なんだということは、今後農協さん、農家代表の方とも話し合っ、各農協の部会長さん等もいらっしゃいますので話し合っ、やっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 確かにそうだというふうに思っております。前からですね、私たちが議員になったころから農協とどうも役場は背中合わせだというような話がよく聞かれたわけですが、今、前の担当理事さんもおられますしですね、やっぱり密接にして、今農家が何かを望んでおるのか、やっぱり常に連携を取ってこうやっていただきたいなというふうに思っております。そういうことで、産業観光課長、一番難しいところにおられますけれども、努力をしてほしいなというふうに思っております。

最後になりましたけれども、1つだけ、この91ページに野尻地区特用林産物施設化推進事業助成、これは何をやっておられるんですかね。ちょっと質問いたします。91ページ。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 特用林産物につきましては、これにつきましては現在野尻地区の方ですね、単独ではできないんですけれども、3名の方が共同で組合をつくらせまして、シイタケの栽培をされているんですけれども、そのシイタケの乾燥機を導入する県の事業がございます。それで県の補助が3分の1以内、それに対して町が10分の1以上を付けるということで、今回その農業組織の方に補助をする事業でございます。以上でございます。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 今日、初めて質疑をさせていただきます。

当初予算でございます。5番議員さん、この人が総務委員長時代から駐在員の定数削減、この問題を大きく取り上げて、ずっと継続で審議してきたわけですが、昨年度においてもですね、駐在員さんに聞き取りをやって、その結果がどうであったかはわかりませんが、議員からの申し入れが全然取り上げていただいていないわけでございます。それと申しますのも、先ほど農業委員会、農業委員の定数削減、これは2名と言われましたが、19年度において学識経験者3名、大体今任期中に5名ですね、こういうことが行財政改革のために金額がどうのこうのじゃなくて、町の行革の中でどういう位置付けをしていかなければならないかというようなことでございます。報酬においても、ここに大体1,950万円近く上がっておりますが、町においては42万円、安いところは月額大体県下全部ある程度調べたところによると月額1万5,000円とか、いろいろ、それ個

別のあれが加わっておるわけですが、非常に高森としては高いわけですね。この辺を、町長さん、そしてまたこれは総務課付託ですので、私が総務委員会に携わりができませんので、総務課長さんと話をさせていただかなければいけないわけですが、定数削減ができないならば、報酬引き下げとか、そういう考えがあるかどうかをお答をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ちょっと農業委員さんの方はですね、ちょっと私もよく内容を聞いておりませんが、答弁しにくうございますが、駐在員さんの方はですね、確かに明けましてから去年の初寄り等にもですね、地域にお戻りになられましたら、ぜひ議員さんの方々も部落の初よりでお話をしてほしいというお話を、お願いをいたしました。またその前にも私の名前と議長名で各要望書というような形で各地域の駐在員さんに出したのが現実であろうかなと、そのように思っております。その中で、駐在員の方々に2、3回お骨折りいただきまして打ち合わせして、各地域に持ち帰り駐在員さんの方からその地域の初よりでお話していただいたらどうだろうかということでございました。その結果、各駐在員さんから答弁書といいますが、書類、口頭じゃなくて書類ですね、出していただきました。そしたら、やはりほとんど99.9%の方が今の現状で守ってほしいと、そのようなご意見でございました。それを基にして、私どもも駐在員の改正のときにですね、今度の新しい駐在員さんの中で、ぜひこの駐在員の任期が2年でございますから、その中でぜひ再度話し合っしてほしいということは要望してございます。ただ、うちの方から、こことこの区は一緒になりなさいとか、そういう指示をしたといいますが、そういうことはしてごさいませんということと、まだそこに、これとこの駐在区を合わせますということは、まだ計画はいたしていません。駐在区の駐在員の方々の各地域の、住民の方々の要望をよくお聞きしてですね、そして本当にその、私が住んでいる区なら、うちは森区でございますが、森区の隣は冬野区、その下が津留区でございます。3つ近くにあるわけですが、ただ各地域とも1つの公民館、1つの集落、地域を持って各区の仕事をなされております。なかなかそれを1カ所に集めてですね、これとこれとこれというのを、この行政の方から指導していかなものかなと、そのようなことでこの新駐在員になられた方にはお願いはしてございますから、ここ今年と来年、2年ありますから、当然駐在員の方々のそういうお話が来るのか。それと今、6番議員さんがおっしゃいましたように、1つの駐在区を合わせるじゃなく、今の駐在員さんの

諸手当でございますが、1カ月当たり3万5,000円でございます。4回ありますから、大体1回が10万5,000円になりますかですね、そういうやつを減額するとか、そういう方向性は見いだせるかなと、そのように思っております。まだ今のところは、主に、よく内容については打ち合わせしておりませんので、今、ご提案いただきました意見を十分尊重して、今後検討してまいりたいと、そのように思います。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） もう任期が今年1年でまた終わるわけですね。またずるずるで行くと、このような状態が続くわけです。行財政改革、特に町民にも痛みを講じていただきながら、町の財政状況をよくすると、常々言われておりますのでですね、これは委員長さんがおられますが、県下のやつが全部わかつとるわけです。要するに遠いところもあるけれどもですね、これはやっていかんと1万5,000円と3万5,000円と、一月に、相当な開きがあるわけです、県下で。どこでも財政は厳しいわけです。聞き取りじゃなくて、要するに行政サイドから示しができないのかなというような感じを持っておるわけです。それは議会の方の委員長さん、そして総務課長さんたちとしっかりと審議をしていただいでですね、ぜひとも減額にするか、報酬の減額、あるいは定数削減、この方向にですね、ぜひとも努力していただきたいと思います。終わります。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。

私もちょっと1番議員さん、それから5番議員さんのちょっとあれについて、農業関係についてちょっとお伺いします。先ほどこう1番議員さんの方からオーガニックアグリセンターのですね、修繕費がこう出ているということで質問がありましたが、私もその点についてちょっとお聞きします。確か昨年はですね、この修繕料が150万円、それからメンテナンスまで入れるとやがて200万円近くの補助が、オーガニックに対してあるわけでございます。年間の委託料が360万円、それからここに車検整備とか、車両保険料、それから特に大きいのがですね、農業機械リース料の799万円、これは恐らくクロアトラクターか、そのリース料だと私思っておりますけど、ここに20年11月21日の監査の中においてですね、平成19年度において赤字経営であり、今後においては町担当課、阿蘇高森オーガニックアグリセンター管理運営委員会及び指定管理者と十分な審議・協議をされ、赤字解消に努められることを望むところ一応うたっております。

これはですね、役場というか、行政自体が実施するところには、恐らくこんな赤字は出ていなかったんじゃないかと思っています。委託したばかりですね、修繕はせにゃん、それから請け負った人が赤字になると。今後ですね、これはまた委託をした人にですね、こういうような360万円と別にですね、修繕費も出す、何も出す、こういう制度がですね、委託としてふさわしいのか、私は疑問に思うわけでございます。それについて1問と、先ほどから言われております91ページのですね、森を育てる間伐利用促進事業補助金4,400円、これは確か昨年でもですね、私たちは何で前年度に5,000、4,000あったのを3,000にしたのかという審議を出したわけでございますが、本年もまた3,000にまたなっております。3分の1、去年は中身で出ていたわけでございますが、何でこういうような3,000立方になっているのかということをお聞きしたいと思います。林業関係においてですね、当高森地区は南郷谷で一番広い林業経営があるわけございまして、産山、それから波野方面においてもですね、4,000か5,000立方の補助が出ているわけございまして、高森の需要で3,000ということは、これはちょっとおかしいんじゃないかと私は思っていますが、その2点についてお伺いします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） アグリセンターにつきましては、先ほど言いましたように経営が赤字かどうかということで、経営改善についてはですね、実際に経営改善をこちらからも指導を入れておりますけれども、基本的にやっぱり経費の中で大きくかかっているのが人件費と燃料代ということで、基本的にはそこら辺を考えて下さいということで指導もいっておりますし、現在、開始された当初よりは1名減で運営されているということでございます。修繕につきましては、先ほども言いましたように、これまでの、昨年度の場合はこれまでの経過の問題もいろいろありまして、負担割合等を入れましてしておりますが、今回出しておりますのについても、負担割合の方は出しますけれども、基本的に私たちが異動してきました時点でもう老朽化がかなりしていると。もう1年ぐらいでは替えなんという、1年か2年、はっきりはそこら辺はわかりませんが、老朽化しているということで、そこを少し騙し騙し使っていただいていたということはございます。それに基づきまして、基本的には当初予算で上げる方が基本的には一番ふさわしいだろうということで、以前も言われていましたので、基本的には騙し騙しとちょっとした修繕とかで対応していただいておりますけれども、今言いましたように、指定管理を出した時点で、

もうかなり老朽化していると言われております、使えないことはないけどもですね。

それから、その負担でリース料とかいろいろありますけれども、これは指定管理に出したときに、この負担は町がします、リースについては町が負担をしますという、それに基づいて試算をしておりますので、360万円ということになっております。町が直営の方が赤字じゃないんじゃないかと言いますけれども、町直営のときは職員の人件費自体は、この採算ベースで入っていませんので、そういうのを当然加味して指定料を出しているということで、町のとときにどれだけ赤字だったかというのは非常に試算しづらいんですけども、町の職員の場合は町の給料として出ていますので、アグリセンターは独立採算ではありませんので。ただ、以前よりもは、町が直営のときによりは人件費を含めたときには、当然安くなっています。はっきりした数字は言えませんが、以上のようなことです。

それから、今言いました森を育てるですけども、以前熊本の森と違って、今度また名称が変わったんですけども、これについてはなぜ4,000、補正でまだ1,000認めてもらって、また何で3,000なのかということなんですけども、これにつきましても財政とか私たちもいろいろ考える中で、いろんなものが負担されております。その中で、どうしても財政上を考えた場合、どこかをちょっと削ずらなかなという部分もありまして、ひとつはここをまた3,000立米でお願いしたいと。そうすると、100%補助なんですけれども、今回の場合には6,000万円という、補正の方で上げていますけれども、森林整備、森林の林道、作業道ですね、整備事業とかも新しく増えております。それから、森林整備事業というのも、これはやっぱり高森町の場合はかなり面積が広いのですので、よその小国町さんとかが、木材産といいますけれども、高森町がかなりの金額を出しております。そういう点からですね、確かに間伐材についてはちょっと低いかもしれませんが、全体的な森林組合に関係します予算については、金出しておるのが現状でございます。高森町の場合は3,000立米といいますけれども、南小国が大きくて、それでも5,000立米と。そのほかは2,000立米とか、やっぱり3,000立米台とかですね、そういう状況で、森林の、どうしても高森町か森林の面積が大きいのですので、どうしても面積的にはなかなか森林組合さんが要望されるほどまでは達してないと。ただ金額的には、今言いましたように財政規模からしたら南阿蘇村さんに比べたらかなりの金額を出しているという現状で、非常に財政の厳しい中と森林のですね、整備の非常に狭間で私たちも立っておりますけれども、今言いましたように財政状況も考えながら3,000立米で私たち、

今回当初予算は決定したということでございます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、指定管理者についてはですね、担当課長が申しましたとおりでございます。またこの優良木材、間伐材につきましてはですね、私もはじめになったころはですね、1回だけ8,000立米ぐらいあったことがございました。はじめ3,000、5,000、7,000と、そのような感じでございましたけれども、この財政状況、全体的なものを眺めて5,000、4,000、3,000と、ここ3年、2回ほどもう補正をですね、2年ほど続けて補正をお願いしたんじゃないかなと、そのような記憶をしております。昨年も1,000立米お願いいたしました。これは、本来なら今年だけで、昨年、20年度同様というふうなお話を一遍お話をしたんですが、今度、国の政策によります雇用の創出を出しなさいという制度がございます。それが5,600万円予定をいたしております。その中の大半は、林道でですね、林道工事、この町全体の、この高森町は特別何か林道を今回、作業道か林道か、ちょっと詳しくわかりませんがやるということになっております。その中で、この5,600万円は一つの雇用を求めなさいですから、雇用を求めるといって、やはり一番確実に雇用をお願いできるのは、やっぱり林業関係だろうと、会社といとなかなか1つの会社の方に雇用をお願いしなくても仕事がないわけですから雇用は無理でございますから、森林組合の方は山の手入れ、間伐、そしてまた今言いましたように林道か、一つの木材搬出用の道路をつくるか、そういうことについて雇用創出のためには森林組合が一番お願いができるんじゃないかなと、打ち合わせはそのようにいたしております。当然、この5,600万円の中の大半は、そういうものに、林道の方にですね、持っていくと。そしてまた、その中でまた3,000立米がですね、雇用創出がうまくいかなければ、また補正をですね、お願いをする可能性は十分ございます。雇用創出ということでございますが、雇う会社に、雇うお金ですから、そこをですね、せなんということで、平成20年度よりもまた、平成20年度の当初のままに現状はいたしておりますが、内容としてはそういうふうな内容になっております。本当にこう当初がぴしゃっと計画して4,000立米は4,000立米としくべきじゃないか、それは本当に森田議員がおっしゃるのはよく理解できますが、そういう国の制度が今回は出ておりますもんですから、やはりそれにもひも付きということで、一応ひも付きというよりもある程度は内容をこういうものに使いなさいという制度で、交付金とか、交付金制度でいきますから、そういうのを含めてですね、ご説明を申し上げておきます。それに

含めて、決してこの高森町のこの原野の山のですね、75%を占める阿蘇郡でもこれだけの山を持っているのはトップクラスですから、決して山を粗末にすることはないと、それだけは思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかに。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、アグリセンター関係、私も農業を三十何年かしております、この指定管理者のですね、模様を見て、いつもうらやましく思うような感じを受けております。こんなに助成があるなら、私も受けたがよかったじゃないかと。この助成がですね、やはり今後はやっぱり本当に見直していかんとですね、委託料は委託した、委託したのは私はもうなっていきよらんとじゃなからうかと思っております。できるならですね、自立ができるようなですね、こう体制を取っていつもらわんと、いつまでも受けた当時からもう機械が古くなっておるからと、そういう問題ではこれは私はないんじゃないかと思っております。

それから、先ほどから町長も申されましたように、この3,000立方の話がございしますが、5,600万円、こういう補助をまちっとうまく、ひもが付いとると、これはまちっと言葉がちょっと町長に対しては悪うございしますが、そういうものならですね、そういうものならこういうところにこう使ってもらった方が私は林業関係の人も喜ぶんじゃないかと思っておりますので、その点も重々にご理解いただきまして、よろしく願いしときます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 本当にそのひも付きという、そういう言葉遣いは本当にいけませんけれども、そういうことを含めて、そしてまた今、国会中でございますもんですから、お金が通らんことにはですね、ただ内示が、指導がこういうお金を出しますよという国の方のですね、定額給付金と一緒に、もう昨日から配るところもございました、テレビ等を見れば、昨日からもうちゃんと配るところもあれば、どうしても4月にずれ込むだろうなというところもございます。これは当然国会の方がですね、通過せんことには、すぐはできないということでございます。ただ計画上はこの5,600万円が雇用創出のために使いなさいということが町にですね、内示的に来ているということですから、まだ決定じゃございません。当然、今の状況であれば決定するものと、そのように期待をいたしているところでございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 産業観光課長、お尋ねいたします。92ページ、これは金額が

少のうございますが、大事なことですのでお聞きいたします。遊歩道、これの草刈りですね、草刈り代38人、これは8,000円、地域的にはどこからどこまでか、それをお尋ねするのに、昨年ボランティアで高森峠から旧清和村の方かな、あっちへ抜ける道路のボランティアで草を刈られたと、遊歩道ですね。だけんそういうやつがこの中に含まれておるかどうか。ある程度、要するにどこどこを重点的にこういうやつを試算して上げてきているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今回の件ですけれども、これについては自然遊歩道につきましては県より委託金が来ております。これにつきまして、今のお話の分は高森峠から黒岩峠間の話だと思います。これにつきまして、昨年ですね、ボランティアの方が、以前はそこは遊歩道として使っていたんですけれども、荒れて使わなくなって、その分は草刈りをしておりませんでした。昨年ボランティアの方に新たに、確かに切り開いてもらって非常に助かっておりますが、その後につきまして、熊本県の自然保護課の方なんですけれども、あそこから委託金が出ておりますので、自然遊歩道のコースを変更してくれということで申請をし、県の方も来ていただきました。現在はですね、林道と牧野道がその自然遊歩道になっておりますが、自然遊歩道としての景観とかそういうのではあんまり価値がないということで、その分を変更してくれということで申請をしておりましたが、基本的に大和町地区内になるということで大和町の観光担当の方にも来ていただきまして、大和町からも申請をしていただくようお願いをしましたが、県の方からその分について、現在ですね、現時点で、今までの話なんですけれども、今の現時点ではまだ変更はできないということで、その区間につきましての県からの委託金は、現在のところではまだもらえないという状況でございます。県には今後もその分は、こっちの方、せつかくこうやって切り開いたんだから維持していきたいからということで、まずは自然遊歩道の路線変更をですね、今、再度申し入れをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 今回の件については、今年度までは無理ということですか。

○産業観光課長（後藤正三君） 今年度当初からですね、変更していただくということで、もう昨年度刈っていただいた後にずっと県とも現地調査を行っております。現時点では無理ということでございます。今年度中に予算が付けば、県から認められれば予算を付けていただきたいと思いますと思っております。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 私の方から1、2点ほど質問させていただきます。

この一般会計予算につきましては、今、提示されております野尻総合センターの管理費が計上されております。今後、このセンターが廃止されるのか、また続行されるのかをちょっとお尋ねしたいと思っております。なお、後の方でこれ草部総合センターの方も廃止ということになっておりますので、ページは46ページでございますので、一応この中にもやはり委員会の方に付託されるということでございますならば、これお答えだけをしていただきたいと思いますと思っております。

それから、139ページの件でございます。先ほど廣國議員の方から発言がっております。これは平成18年の3月の議会におきまして副町長を置くという条例制定がなされまして、そのときお聞きした覚えがございます。当分は置きませんということでしたが、そのとき大変大義名分ということを出されておりましたが、このたびにつきましては、町長さんの方は、この予算書の方には上げられておりますけれども、大義名分という形でどうどうこれはされるべきではなかったかなと思っております。これも委員会の方では大変苦慮するのはないかと思っておりますが、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） お尋ねの野尻総合センターの件でございますけれども、これはまだ当然地元の方々ですね、従前からもうご存じだと思いますけれども、かなり従前からお話をしてですね、交流館ができた時点からそちらの方が利用できないかというご相談はしているところですが、まだ何とか残してほしいというご要望がございます。また、草部総合センター、後ほどまた条例改正でご提案を申し上げますけれども、今申し上げたようなことで、地元のご要望がまだあるということですね、何とか最低限の管理だけはしていきたいということで今回計上させていただいているところでございます。

今後につきましては、できるだけですね、私どもとしては廃止をする方向で地元の方々をお願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、4番議員さんの質問ですが、5番議員さんの質問と関連をいたしていると、そのように思っております。先ほどお話いたしましたように、平成18年ということございました。私も一つの機構改革、財政改革の中にも申し

ましたように、できる範囲内は精一杯やってみると、そういうような確かご答弁を申し上げたかなと、当分の間はひとつやってみようと、そうやって今やってきましたところ、ここ2年、ちょうど丸々2年やってきたところでございます。その中で今思いますに、先ほどから言いますように、こういう時期だからこそ、やはり雇用を創出する会社、誘致企業とか、いろんな諸問題について、やはり毎日のようにですね、役場においてもこの町がよくなるはならないと、減る、過疎化に拍車を掛けるみたいなもんだということで、やはりもっと町の長としてですね、トップセールス等も自分でやるべきじゃないかと、そのように今回判断をいたしましたところでございます。その中で、一つは今度人事、先ほど2月25日の日にそういう人事院の方は職員とも和解をいたしまして、お互い痛みを感じたというところでございます。そうやる中において、やはりこれは副町長をですね、置くべきじゃないかと今回そのように感じておりますし、また議員の皆さん方をお願いをしたいと。やはりこの行政の中の仕事というのは、なかなか左から右、左から右に置くと、右から左に置くと、そのようなものじゃございませんで、やはり仕事の停滞をすると。やはり町長がおられないことには、その代わりが、代理がおることにおいて、もっと庁内行政の仕事がスムーズにいくと、そのようなことを感じておるところと。そしてまたこの行政内部について、やはり本当の意味での充実をですね、していかにかい。そして、また職員のまとめ役としてしていただくと、そのような副町長さんをと、そのように思っているところでございますが、予算は今ご存じのように記載をさせていただきました。しかしながら、副町長さんをお願いをする人をですね、相談する方ですね、今、先ほど申しましたように、承諾を得ないことには名前を出すわけにはいきませんし、何とか承諾をいただくように今努力をいたしております。何とかこの3月の定例議会中に皆様方に提示をし、承認がいただけるように今努力をしているところでございますので、ここ議会中に努力しますので、もうしばらく用意をいたしまして、そして当然その副町長になるという方をですね、皆さん方もごらんになるわけですから、そういう本当にこれはさすが副町長ぞと、さすがと安心して行政の中の内部についてはお任せができるぞと、そのような人をということで今、相手の方に承諾を得るように今努力中でございますので、どうかご理解いただきますようによろしくをお願いいたします。もうやはりこういう時代だからこそ、やはり外交、外商をしてまわらんことには、このままで町の中において毎日印鑑打つが仕事ではですね、町の長としての努めが成り立たないとそのように判断をし、今後はそのようにしていきたいということを思って、今回そういう予算の提示をしております。何

回も申しますが、相手の承諾を得てから名前をですね、皆様方に、この議会中には報告ができるように精いっぱい頑張るつもりでございますので、どうかご承認いただきますようによろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 今回の件におきましては、これには質問をいたしません。

141ページをですね、ちょっとお聞きしたいと思っておりますが、これも私たちの委員会に付託されるものと認めて、あまり説明だけはしていただきたいと思っております。この給与及び職員手当の状況ということの中でございますが、昨年の熊日の新聞等々にですね、職員の給与指数がいわゆるラスパイレスといえますか、その数が大変に熊本県下では48市町村の中で3番目に高いという、一番いいのは熊本市と、2番目は植木町、3番目は高森町ということで報道をされております。この指数につきましては、高森町もかなり高位置であるということから、職員の給料面においては恵まれていると思います。この傾向は今後も続くと思います。わかる範囲でお答えいただけますならと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、給与のラスパイレスの話だったかなと思っております。確かに高森町は確か98.3%ぐらいじゃなかったかなと、そのように記憶をいたしておりますが、そういうものも含めまして、今回機構改革、財政改革を行ったわけでございます。18年6月にそういう意味で機構改革行ったということでございます。そしてまた、そういうことにおいて、やはり誰でもそうですが、報酬または給料が下がっていいという人は1人もございません。やはりいろんな家庭の計画、子どもが大学に行く人もおれば、住宅を建てて住宅ローンをお支払いになる職員もおりますし、いろんな諸問題を抱えておるのも事実でございます。そういう中で、やはりこれを今までの状況におきますと、決して私どもの高森町が裕福じゃないわけですから、必ずどこかで行き詰まるということで、皆さん方にお願ひし、この機構改革、または財政改革を取ったということでございます。その中でも、分限処分ということがございまして、分限処分ということはですね、職員の数は言いませんけれども、中には120、30万円ほど年間収益が減ると、収益といえますか、益じゃございませんが、報酬がですね、勤める給料としての給料が減る職員の方もおられるということでございます。そういう痛みを与えて、今回、財政改革、機構改革を行っていきます。そういう面についてご不満が職員の中から出たということでご

ざいますから、それは議会の方からも十分早く注意して、もっと仲良く、そして解決せにゃいかんですよということで、議員の方からも斡旋案ということで受けたところでございますけれども、その斡旋案がうまくいかずですね、今の今日の2月25日まできたのが現状でございます。今、給料のお話でしたが、高森町もその中で改革をしておりますから、当然その給料等についてもかなりの変動があるものと、まだ精査はしてございませんけれども、かなりの変動があると、そのように理解をいたしております。今現在、数字的なものは総務課長が答弁いたしますけれども、約2年間の間にですね、数千万円のギャップがあったということも事実でございますから、一般的で言うこの時代の流れのこの100年に一回の不景気ということでございますから、職員の方々もそれは十分理解をいたしておりますし、またそういうことが一般の方々もですね、学校の給食費、または学校の学費もお支払いができないような人もおるんですよということも朝晩私も職員にも重々話しております。また職員も十分そのあたりはわかっておりますから、今後この町を運営する、そしてまた今後子や孫にこの町を残すためにも、十分注意してですね、そういう批判がないように、そしてまたなるほどこれは高森町らしい給料であるぞと、そのような方針が取れるように今後も努力していくつもりでございます。大変高いと言われれば高いし、安いと言われれば安いしですね、なかなか難しい部分ではございますけれども、職員も一生懸命知恵を絞ってですね、やっているわけでございますから、どうかこう4番議員さんにも職員にえらい給料がたかいと言わんで、ちっと頑張るともうちっとでも給料出してもいいばいと、たまにはそういうお声掛けもしていただければ、また職員は仕事に頑張るんじゃないかなろうかなと、そのように思っておりますのでご理解いただきますように。

○議長（三森義高君） ほかにありませんか。1番 立山広滋君

○1番（立山広滋君） 1番、立山です。

ちょうど1年前、平成20年の3月だったですかね、今日は大忙しの産業観光課長にまたお尋ねします。阿蘇市より副市長が来られて、例の養鶏場の問題の説明がありましたけれども、この前阿蘇市長選があつて、それも争点の一つになっていたと思いますけれども、新聞報道等で阿蘇市の職員と高森町の担当職員が何か勉強会というか、そういうのをやっているというふうな新聞にも書いてあつたと思いますけれども、その後どうなっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 機会あるごとに議会にも報告しておりますけれども、

その後にはですね、多分ここまでは報告していたと思いますけれども、農林金融公庫から10億円の融資が出ると。ただしこれについては、熊本ユニティファームさんが直営で養鶏場をなさいと。大体2カ所から3カ所ということで、そこまで話があってございました。その後に勉強会というのはもう全く現在あっておりません。そのときに、どういうふうな協議会みたいなのを立ち上げようという話がありまして、実際ユニティファームさんが動き出すことに対して協議会を立ち上げようという話がありましたが、基本的にそこまで終わっております。その後は、一切阿蘇市の方からも話が来ておりません。今、1番議員さんおっしゃったみたいに選挙関係もあつたのかなと思いますけれども、阿蘇市の方にも、大分前ですけども問い合わせたんですけども、その後、今のところそんなに大きく動いてないということが現状でございました。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君

○1番（立山広滋君） はい、ありがとうございます。

続いて、町長にお尋ねいたします。町長、午前中、ちょっと私よく聞き取れなかったんですけども、例の毎年夏来ています帝京大学ですね、その関連施設の云々という話がありましたけれども、私それに関連いたしまして、こういう、先ほど町長もおっしゃいましたように100年に一度の経済危機、麻生総理曰く、未曾有の危機ということで、今直面しているわけですけども、それで来年度に向けて、ずっとその先々まで見据えてですね、もう帝京大学の関連施設、それと今、いろいろ企業がスポーツ関係の廃部等を資金難でやっていますけれども、特に高森町は風光明媚で、夏は最高のところ、そういう何と言うですかね、スポーツクラブ関係の合宿の、それと併せて誘致みたいなことを町長もトップセールスになって、今もしていらっしゃると思いますけれども、その辺のところどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、一つのトップセールスと、いろんなことお話をしましたけれども、帝京大学の方はですね、ここ3年ほど毎年大学生がですね、この自然相手、また高森町の今後はどうかと、高森町はどうしたら観光面、そういう産業面でうまくいくのかなという一つのテーマをつくりまして来ております。去年は26名だったですかね、来て各課長さんのところとかホームステイをしていただきまして、3泊4日の予定でしていただきました。この町の役場の高森町としての概要、また予算規模、また職員、いろんな施設、またこういう自然環境というのをですね、大学

の生徒の方々に勉強をしていただきまして、そのレポートも順次来て、高森町に来て置いてございます。その中で、荒井教授というのがございまして、荒井教授さんというのは、大体は昔は東大出のどっか銀行マンだったらしいんですが、今頑張っておられまして、一番お気に入りなのはお酒が好きということですね、れいざんのお酒を東京都内にですね、れいざんクラブというのを作りまして5カ所ほどございます、そのクラブが。れいざんを置いてあるクラブがですね。そうやって町の観光PRに今していただいております。その中で、お話しする中において、帝京大学の子どもたちが自然相手に何かこう、中国とか今の韓国とか、今はちょうど不景気ですから少しかけ離れておりますが、去年一昨年まではですね、そのようなことができるということで、そういう実際にこの土地の模索も、また土地がなければ町の施設として何かお貸しができんだろうかという具体的な話は出てきました。今回来て、2週間ほど前においでになりましてお話をする中において、向こうの方からですね、ぜひ介護問題、福祉関係の学校を、学校関係の子どもたちが東京で福祉を学ぶとか、雇用創出のための東京で学ぶよりもこういう環境のいいところですね、つくりたいということで、帝京大学の理事長と学校長でしょうね、会っていただきたいという陳情書はもう出してございます。あとは、行くだけになっているのが現状でございまして、また本当は3月27、28日に、金曜、土曜だと思いますが、行く予定にしておりましたところ、ちょうど帝京大学さんが日本一大きな病院がですね、できているそうでございます。私はまだ現状は知りませんが、そのような話で、学長さん、理事長さんがですね、ちょうどその辺がまずうございましてということでお電話がございまして、4月に入ってからということでお約束をして、またそれを誘致したいという気持ちで思っておるところでございます。また、各会社いろんな雇用創出をするために案を練ってございますが、やはり今までのように輸出産業一本できたこの日本でございますが、一遍に輸出が止まったおかげで、こうやって内需拡大と、今度は地元で使いなさい、地元で考えなさい、車も早く買い換えなさいという、そういう内需拡大を今回一遍にやるわけですから、かなり無理は来ておりますけれども、やはり個人的にも、また小さな会社にいたしましても、それ独自の創出をする会社というのはやっぱり生き延びて聞くと。やはり私どももこの農業、いつも言いますが農業は基幹産業でございますし、決してこの農業を忘れるわけでもございせんし、またこの時代に即したこの観光立地の条件を基にしてですね、していきたい。それをするためには、先ほどお話申し上げましたように、この日の峠線というのもですね、絶対必要ですよと。また、今はすることにおいてで

すね、この高森町が阿蘇郡の真ん中になるということはもう事実でございます。上益城郡とこの阿蘇郡の間にあるわけですから、もうこれを通るとどっち行ってもいいように、そのような道路網整備も今回は必要でしょうということで、この1億5,300万円の中からですね、これは臨時交付金ですから全然普通の予算には組み込んでございません。何でそういう新しい道路に向けてということも話がございませけれども、新しく出たお金ですから、何かに向けんことには、普通の仕事を止めてですね、他の仕事を止めて新しい道路に向かうと言えはまた別ですけども、仕事はちゃんと予算上順番に、順次行っていくということでございますし、またこうやってめったに来ない特例債みたいなですね、1億5,000万円、竹下さんのときには1億円配られましたから、各町村、温泉を掘ったり、物産館を建てたり、その1億円でしなつた町が、かなり99%あるんじゃないかなとそのように思っておりますし、私どもも竹下さんの1億円で温泉を掘削したわけでございます。それが今の現状の温泉館でございますし、やはり各町村、どこに行ってももう私が言うまでもなく、ご存じのように、各町村、金太郎飴みたいなもんでございます。温泉館、物産館つくるとかですね、もう切っても切っても、どこ行っても温泉館、物産館というのはあつてございますが、そういうのを含めてですね、今回の1億5,000万円というのは国から出る特別な景気対策の資金でございますから、安心・安全のためにも必要であろうかなと、そのように思つて今回は判断をいたしているところでございます。またその企業につきましてもですね、今言いましたように、やはり家の中にじっとしとつても、誰も向こうから持ってきませんから、今回はそのような方策で、あと2年をですね、頑張りたいと、そのような思いでしたところでございます。ぜひ、1番議員のお子さんも帝京大学でございますから、一緒にですね、今回私と一緒に陳情に行つていただければなお一層ありがたいし、また議会の方の予算の方にもですね、ぜひ陳情に行こうということで、どこということは私も議長さんから聞いておりませんが、予算も汲み上げてございますから、一緒にですね、国土交通省なり、JR北海道なりですね、一緒に陳情に行つていただければ、なお私も力強く感じますということでございます。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君

○1番（立山広滋君） 今、町長の方から一緒に陳情ということで、私は飛行機が大嫌いですので新幹線で行かれるならば一緒にいきたいと思つます。

今、町長の方から話がありましたように、帝京大学、素晴らしい大学、帝京大学

の付属病院も持っておられますし、話の中にありましたように、学長と理事長は、多分兼務されておられると思います。沖永先生とって、まだ40代のバリバリの先生でございます。非常に、俗に言うやり手の先生でございます。そういう福祉関係の施設を持ってくるとか、あそこスポーツも有名ですので、合宿も含めてですね、いろんなこと、高森町ももう3年ぐらにあそこの大学生を受け入れているということで、恩返しという意味で、あちらの方も多分高森町の方に愛着を持っておられると思いますので、いろいろあるときは私も新幹線で行きたいと思いますので、一緒にご協力したいと思いますので、よろしく願いしておきます。以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。3時55分から始めたいと思います。

-----○-----

休憩 午後3時45分

再開 午後3時55分

-----○-----

○議長（三森義高君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第24 議案第23号 平成21年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第24、議案第23号、平成21年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第23号で提案いたしました平成21年度高森町

国民健康保険特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

21年度におきましては、歳入歳出それぞれ10億9,959万円とし、昨年当初と比較し、約958万5,000円の増額でございます。これは、歳出面から申しますと、主に保健給付費が2,040万円の伸びを見込んだのをはじめ、後期高齢者支援金につきましても1,037万6,000円増額して予算を編成いたしましたところでございます。ただしこれに対しまして老人保健拠出金は事業が完了しておりますことから3,212万2,000円を減額したところでございます。歳入面では、歳出に対するそれぞれの負担割合に応じて予算配分をいたしておりますが、国民健康保険税は昨今の経済情勢を踏まえ1,619万3,000円の減額で編成をいたしたところでございます。なお、課税標準が確定いたします6月議会では、税率改正についてご審議いただくこともあろうかと思っております。反面、退職者医療制度から移行しました前期高齢者交付金を1,720万5,000円増額して見込んでおります。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第25 議案第24号 平成21年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第25、議案第24号、平成21年度高森町老人保健特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第24号で提案いたしました平成21年度高森町老人保健特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

この事業は19年度をもって終了しておりますことから、精算のための予算を編

成し、歳入歳出それぞれ117万5,000円を計上いたしたところでございます。
ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議案第25号 平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第26、議案第25号、平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第25号で提案いたしました平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

説明に入ります前に、またお断りを申し上げるところでございますけれども、これが最後のお断りになればいいなと思っておりますが、お手元に配付いたしております正誤表のとおり、訂正方をお願い申し上げますところでございます。

それでは、説明に入りますが、この事業は平成20年度から新たに創設されたことにより、まだ成熟した制度の構築がなされておらず、年度途中でご案内のように何度も制度改正がなされたところでございます。したがって、本年も昨年と同様の予算を編成させていただき、歳入歳出それぞれ8,702万2,000円を計上いたしました。

その主なものは、歳入では保険料と一般会計からの繰入金及び被保険者を対象とした健診業務を受託するための受託料を計上いたしました。

歳出では、主として後期高齢者医療広域連合に納付するための納付金と、あわせて一般管理費及び健康審査費用を計上いたしております。

以上、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。説明と

いたします。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第27 議案第26号 平成21年度高森町介護保険特別会計予算について

- 議長（三森義高君） 日程第27、議案第26号、平成21年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

- 住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第26号で提案いたしました平成21年度高森町介護保険特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

21年度予算につきましては、歳入歳出それぞれ6億509万8,000円とし、20年度に比較し3%の伸びで計上いたしたところでございます。近年の傾向として、施設費用より在宅費用の伸びが著しい傾向にありますことから、このことに重きを置いて予算を計上いたしました。

6ページの地方債は、第4期において支払い資金が不足する場合を考慮して増減額を設定したものでございます。介護保険事業におきましても、歳出では主に給付費が96%を占め、歳入面でこれに伴うそれぞれの負担割合に応じて予算を計上したところでございます。なお、歳出で19ページの諸支出金の償還金は、お陰様で第3期での借り入れもなく運営ができましたことに伴い、今期においては償還金が生じておりません。したがって、歳入面においても繰り越しが700万円余り多く計上することができたわけでございます。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。説明といたします。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 後藤和昭君。

- 6番（後藤和昭君） 担当課長にお尋ねいたします。4ページ、介護認定審査会費というように636万円組んでございますが、これは大体何人で認定作業はされておるわけですか。
- 議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。
- 住民福祉課長（佐伯秀和君） 1合議体が4名でなされております。
- 議長（三森義高君） ほかにございませんか。2番 森田 勝君。
- 2番（森田 勝君） 介護について、ちょっとお尋ねします。私はこの件じゃなくしてですね、不正の件について、明けて住民福祉課長から説明がありましたから、あの後事業者の方から何の連絡もないのか、そこの方面をちょっとお聞きしたいと思います。
- 議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。
- 住民福祉課長（佐伯秀和君） 1回説明をしてほしいというお話はございました。納付書を送りました時点です。それで、私どもとしてはこちらに来ていただければ説明を申し上げますといったところで返事をしておりますが、未だかつてお見えになっておりませんので、ご納得いただいているのかなという感じは持っております。
- 議長（三森義高君） ほかにございませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。
- お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第28 議案第27号 平成21年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

- 議長（三森義高君） 日程第28、議案第27号、平成21年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
- 建設課長 瀬井公吉郎君。
- 建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第27号で提案いたしました平成21年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。
- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,581万2,000円とするものです。

4ページをお願いします。第2表、地方債は、事業を予定しております草部地区簡易水道施設改良工事に伴う簡易水道事業施設事業費であり、限度額を6,720万円とするものです。

歳入についてご説明申し上げます。7ページをお願いします。第1款使用料及び手数料は9,356万6,000円を計上しておりますが、昨年度より975万7,000円の減額となっております。

第2款国庫支出金は、先ほど申し上げました草部地区簡易水道施設改良に伴う国庫補助金3,603万6,000円を計上。第3款繰入金は、基金利子取り壊し分650万円と起債償還の一般会計からの繰入金3,251万6,000円を計上。第4款財産収入については、金利引き下げに伴い、利子の収入がさらに厳しくなったため、基金の一部2億円を利子の高い国債に買い換えを行い、利子及び配当金393万9,000円を計上しております。第5款繰越金は、前年度繰越金800万円計上。第6款諸収入は、町道3路線の改良に伴う水道本管敷設替え受託工事費を、第7款地方債は草部地区簡易水道施設改良事業の過疎対策事業債、簡易水道事業債をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。10ページをお願いします。第1款水道費では、経常的な経費のほかに水道会計統合計画書を作成のための固定資産調査委託料130万円、大切畑型飲料水供給施設設計委託料350万円を計上。工事請負費は、草部地区水道簡易施設改良工事ほかに1億1089万6,000円を計上。草部地区改良工事については、今年度で事業を完了いたします。

第2款公債費では、これまでの起債事業に係る償還金6,433万2,000円を計上しております。予備費については、156万円を計上しております。

以上、提案説明をいたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、建設課長の方から説明がありました。この簡易水道の件につきまして、私はできるには反対ということじゃありませんけど、今の現状を見ますと、水道料金なりいろいろ毎年毎年負担がかかっておるわけでございます。地域においてですね、今後こう人員が多く増員されるような関係ならですね、これは大賛成でございますけど、今後見通しとしてはですね、もう人員も高齢化して減っていくという中において、こんな莫大な金を使って水道工事を行われるのか、ちよっ

と疑問に思うわけでございます。

それから、これは総務課の課長にもお伺いしますが、地域活性化生活対策実施計画においてですね、下切地区の水道整備事業が1,300万円組んでありますが、それもこの中に入っているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、2番議員さんのご質問でございますが、やはりこの水道事業と申しますのは、それこそ費用対効果では済まない部分であろうかなと、そのように思っております。大体草部地区も今回の工事につきましては、お正月、またお盆とかに断水をいたしまして、そしてまた今までの水道全体のものが祭場の牧場にございましてですね、この前ボーリングを新しく議員の皆さんにご承認をいただいたことございます。大変素晴らしい水が出ておるということを報告を受けております。今回は、最後ですね、結局は昔のエタパイプといって石綿パイプでございまして、がんになるという品物でございます、石綿パイプでございます。短いやつですね、大変もろく、昔のものでございますから、漏水箇所が見つからず120立米上げるのに半分しかお金がいただけないと、そういう状況でございました。それを今回は、昨年よりですね、3年間をかけて草部南部全地区を今回は対象ということで全地区をして今行っておるところでございます。今年が最後の配管工事が終わるといってございまして。地域によりましてですね、いろんな利用の仕方がありますが、草部地域と申しますと、やはり養鶏等もかなりございまして、かなりの水道量を利用されております。やはり生き物でございますから水は必要でございますけれども、川の水を飲ませるといってはですね、ちょっと生き物でございまして難しい分があったりで、今回は今まで夏、お正月、お盆とか断水をしておりましたものを解消するために新しくやると。それと、今言いましたようにエタパイプ、コンクリート石綿パイプということであろうかと思いますが、その取り替えをするということで、今回は草部地区を行っております。今回、それと今、1,300万円の方はちょっと私もですね、予算の方はちょっとよく見ておりませんのでわかりませんが、内容につきましては大切畑の地域的に、もう大切畑だけだと思っておりますよ、簡易水道というのがですね。最後の町の簡易水道に町で管理ができるようにするというのが最後の地域だろうと。あとは、もう大体ですね、各地域、野尻も、汚れた水というところと申す言葉が悪うございますが、5分も水の中に付けたら真っ白いタオルが真っ黄色になったと、そういう状況でございましたから、野尻地区については、昨年までかかりましたからですね、昨年が最後だったからかなと記憶をいた

しております。それを含めてですね、住民の方々が安心・安全、健康を維持していくためには、どうしてもこの飲料水というのは設備も必要だし、また地域に対してもですね、そういう思いやり、そうするとまた今までが山の水とかですね、引き込んで大変なご苦勞をなさっておられました。そしておまけに高齢者でございまして、その山に登って水道、昔の飲料水を管理するというのがですね、とても不可能に近いということで、今回もそういう意味を含めまして各地域の飲料水、飲料水の供給がどなたが住んでもいいように万全を期するために今工事を行っておるのが現状であると、そのように思っております。今回、草部終わりました、もう一度大切畑地域、道の幹線があるところのあの地域がまだ建設委員であるなら、ぜひいっちょ現場ばですね、見てもらうとどういう状況かというのが、イノシシがですね、のたうってですね、何ともこれはというところでございます。それを改良するために、今回、その1,300万円というのは、ちょっとそういう意味だろうと感じておりますが、内容については、ちょっと総務課長から説明をさせます。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 1,300万円につきましては、地域活性化生活対策事業費の中からですね、今回割り振っていただきまして、現在、先ほど町長がご説明申し上げたとおり、水源がですね、特に悪く、いろいろ研究しましたがなかなかその水源を生かすというのがですね、検討中でありますので、すぐどこからボーリングとか、いろいろしますと経費がかかりますので、1,300万円についてはですね、既設タンク回りと老朽化した配管をですね、扱ひまして飲料水に適する水を使用していただくためにですね、1,300万円は、今の水源からの配管とタンク回りの滅菌とか、フェンスとかですね、そういう衛生的な水を供給するための1,300万円で、あとの三百数十万円の設計委託につきましては、水源開発なり、どこかの水源からですね、配管延長して持ってくるなりの基本設計費として計上をさせていただきます。以上です。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、町長の方から、現場に行くとイノシシがのたまわりまわっているということでございます。私はですね、できるならそういうところをですね、ぴしっとイノシシが入らん、シカも入らんように整備して、現在ある飲料水をですね、囲ってですね、そういう方面をまちっと重視したならと思っているわけでございます、何もこう莫大なこの1億円から係るお金はですね、使ってそういう整備が必要かなとこれは疑問に思うわけでございます、恐らくこの事業はですね、

1億円から私はもう絶対これはかかるような事業じゃなかと思っております。できるならですね、今言ったように、今ある飲料水をですね、びしっと整備されて、それから住民にこう迷惑をかけないようなですね、そういうような整備をこうしてもらったらと思っております。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） この、ちょっとこの1億円の方はですね、草部地区南部地区全体でございます。こっちの1,300万円は大切畑ですから、東小中学校の上り坂の左の谷ですね、佐藤さんでございます、道はありますが車はあまり通らないというところでございます。ぜひ歩いていってもらいと結構です。それ草部地区は広範囲にわたっておりますことと、先ほど申しましたように漏水箇所が全然表面には出ていかない。それと、今言いましたように石綿パイプを利用しとるということで、これは発ガン性があるということで大きくクローズアップされた品物でございます。その入れ替えが1億円今回は最後でかかりますということです。一方の、囲んであるという、イノシシがのたうつとはですね、湧き水でございまして、上のこんな土手からじゃんじゃん流れてきております。そうするとですね、手ですくってみるとわかりますが、もう砂がですね、溜まるぐらい、砂が溜まる状況です。いくつもろ過していけば順番にいいかもしれませんが、やはり健康面から考えますとですね、ろ過すれば当然ろ過物は溜まるわけでございます。いつもかつもろ過物溜まったものを掃除したり、またそれに対する経費がですね、掃除したり、編み目を換えたり、上ったり下ったりの方が、その方がですね、ちょっときついんじゃないかなと。ぜひ、できますなら現場ばですね、見てもらって、1億円の方は草部南部ですけん。こっちの1,300万円の方は大切畑ですけん、場所がちょっと違いますけん、どうかそのあたりをですね、4番議員さんが一番詳しくかろうと思うけん、4番議員さんに答弁してもろたっちゃよかばってん、そういうわけもいきませんから私が答弁しますが、それが現実です。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 町長さん、それから担当課長の方から詳細な説明がございしますが、簡易水道事業、これは特別会計でございます。基本的には使用料がこれは何するわけでございますが、基本でございますが、ページ数が7ページ、要するに滞納、使用料の滞納が年々増加しつつあるとじゃなかろうかと思うとです。140万円上がっておりますね。この辺が、料金徴収は一生懸命やられとると思いますが、午前中もいろいろ税関係のことで納税組合をもう廃止というようなことでございしますが、

町財政においても非常に厳しい状況に陥りつつあると思います。納付についてですね。だけんこういうやつが、この資料として出てきたなら、相当額影響してくるんじゃないかろうかと、納めない方がいいなら納めん方がいいとですね、現況が増えつつ、増額しつつあるかどうか、ちょっとその辺をですね、説明をお願いします。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 現在の水道の滞納状況は700万円ほどありますけど、4、5年前からですね、どんどん溜まりまして、今の生活水準も厳しくなりまして、いかに現年度を増やさないように徴収するかということで、建設課でもですね、班編制をして滞納整理にあたっております。現年度を取れば過年度が残る、過年度を取れば現年度が残るということですね、できるだけこれ以上増えないようにですね、みんなで頑張って取ってはおります。ただ、なかなか水を止めてですね、もう流しませんよ、強制的にすることがなかなか難しいですので、今後につきましては、そういう止めますよという予告とかはですね、そういうことをしながらできるだけ滞納がないように頑張っていきたいと思います。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 全力を尽くしておるといようなことでございます。また、これは詳細にわたっては担当委員会の方で詳しいことは聞きたいと思いますが、ページ数、12ページ、使用料及び賃借料というように、戸狩地区ですね、このポンプ場借地料として1,900万円上がるとるわけですね。1万9,000円、1万9,000円ならようございます。これは、上が単位千円でしてあるもんだけですね、えらい高っかけんですね、こら何ちゅうことをしとるとかと。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第29 議案第28号 平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第29、議案第28号、平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第28号で提案いたしました平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ4,895万2,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。6ページをお願いします。第1款財産収入は、基金利子を計上、A基金のうち1億円を国債で運用していましたが、平成21年度は新たに1億円を国債で運用することとしています。款2繰入金は、B基金の利子とA基金からの一般会計運用金を計上しております。款3繰越金として350万円を計上しています。

次に、歳出についてご説明申し上げます。第1款農業用水費については、賃金38万6,000円、需用費2,537万1,000円で、そのうち電気料に1,110万円、農業用水モーターポンプ等の修繕料に1,426万4,000円を計上しております。役務費についてはテレメーター代、電話代、郵便料、委託料は電気保安業務委託、津留、南在地区農業用水管理委託料を計上、積立金はA基金、一般会計運用基金分の1,999万9,000円を計上、予備費については170万6,000円を計上しております。

以上、提案説明いたしましたので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議案第29号 平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第30、議案第29号、平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第29号でご提案申しあげました平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算案についてご説明をいたします。

当初予算規模は歳入歳出それぞれ150万6,000円でございます。歳入には、自治体基金及び住民基金の運用収入150万6,000円を計上し、歳出ではこの基金運用収入をそれぞれ積み立てることといたしております。基金からの繰入金につきましては、輸送高度化事業が平成20年をもって終了いたしましたため計上をいたしておりません。

以上、ご説明を申しあげましたが、ご審議いただきご決定賜りますようお願いを申しあげ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第31 議案第30号 草部総合センター条例の廃止について

○議長（三森義高君） 日程第31、議案第30号、草部総合センター条例の廃止についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第30号で提案いたしました草部総合センター条例の廃止について提案理由のご説明を申し上げます。

皆様方のお手元の議案の提案理由で述べさせていただいておりますように、草部地域に現在同様の機能を有する、というより、より充実した機能を有する施設が建設され、本年4月1日から供用開始される予定となっておりますことから、現在の施設を本年3月31日をもって廃止するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第32 議案第31号 草部総合センター条例の制定について

○議長（三森義高君） 日程第32、議案第31号、草部総合センター条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 議案第31号、草部総合センター条例の制定について、提案説明を申し上げます。

本条例は、地域住民の生涯学習、健康づくり活動などの推進を図るために、高森町大字草部2286番地に設置する施設であります。この施設は、ホール、大会議室並びに小会議室2部屋及び調理室等を備えた木造平屋建て、延べ床面積373.635平米となっております。開設後の施設管理につきましては、他の社会教育施設と同様に、当分の間直営で管理しますが、将来指定管理者制度により管理にも移行できるよう条文の整備を行っております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第33 議案第32号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第33、議案第32号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第32号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げました高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正案につきましては、平成19年7月31日付けで熊本県人事委員会に対して提出されました不服申立事案につきまして、先月2月ですけれども、2月25日に町長と申立人側の和解が成立をいたし、27日に申立人全員の不服申立の取り下げが行われたところでございます。そのようなことから、給与条例第3条に規定します別表第3の級別職務分類表を改正し、また給与条例第18条第4項中、通常これ役職加算と申しておりますが、4級を3級に改めるものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。第18条第4項では、先ほどと申し上げました期末手当に係ります役職加算でございますが、口頭審理最終陳述で指摘を受け、改正いたすもので、平成18年3月に大幅な給与構造の改革が行われ、級別職務分類表の改正をいたしたところでございます。その折りに規則の整備は行いましたものの条例本文中の改正漏れがあることの指摘を受け、今回職務の級の改正を行うものでございます。

また、別表第3の級別職務分類表につきましては、和解の内容といたしまして附則にも記載をいたしておりますように、平成19年6月1日付けで2級以上下位に位置づけられた職員に対しまして異動処分直近の1級下位までとするため、3級及び4級にそれぞれ高度の知識経験を必要とする主査及び保育所の職務、高度の知識経験を必要とする係長の職務、また相当困難な業務を処理する主査の職務の規定を盛り込むものでございます。

なお、附則第2条におきまして、別表第3に関する規定は、平成21年4月1日から適用。第18条第4項に関する規定は、平成18年4月1日からの適用といたしております。この間、議会議員様をはじめ、町民の皆様方には大変なご迷惑・ご心配をおかけいたしましたこと、また職員の皆様にも大変なご心労をお掛け

いたしましたことに対しお詫びいたしますとともに、今後とも職員の皆様が研鑽をされ、さらなる行政改革に向けご尽力をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。何とぞよろしくご審議いただき、ご決定賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、総務課長の方から話がありました。私はこのことについては何もないわけですが、第4級ですね、今度うたってある相当困難な業務を処理する主査の職務とうたってあります。これは、どのような、相当困難などという意味が付いたわけか、これをご説明願います。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） この職務分類表によります級別の職ですけれども、これにつきましては熊本県人事委員会規則及び各町村条例を参考にいたしましたのと、また平成18年4月1日以前の級別職務分類表を見ていただきますとわかるんですけども、などから経験年数、事務の精通度合いなどを考慮し、そういうふうな職名を考えて、その職務級別分類表に記載をいたしましたところでございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 私が尋ねているのは、今度不服申立の件でいろんな問題が出たので、これは相当困難など出ておりますが、この相当困難な業務のその職員についてどういうふうな困難な、それが私は聞きたいわけでありまして、高森町で実際そのような今までであったのかをちょっとお伺いします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） これにつきましては、町長の方も議会側の斡旋に書かれておりました級別職務の級と、職名ということを一語一句間違わないようにということしておりますし、先ほど申し上げましたように非常にこれは18年4月1日以前に使ってあったような職務でないと1級下位に位置づけられないために職務の名前をそういうふうにしたということでございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） この問題は、ちょっと私もまだはっきりしませんが、まことに私も勉強します。

それからですね、私も職員不服申立につきまして2度ほどあの中をちょっと審議を見せてもらいましたが、弁護士さんですね、この方についてちょっと私もお伺

いいしますが、どのような選定であの弁護士さんを選んでおられるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 処分庁の代理人ということで、人事委員会の方にお届けをし、処分庁の代理人ということで出席をされていらっしゃいます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 年間五十数万円かな、63万円か、毎年の予算が組んであるわけでございます。できますなら、もう少しこれちょっと弁護士さんにですね、お叱りを受けるかもしれませんけど、私がこう思ったのはですね、判決というか、自分で発表をされるのにポケットの中に手を突っ込んだりですね、何か弁護士たらんような感じを受けたわけでございますので、そういう付近についてですね、今後できますならま少し立派な、立派なというと、これはまた怒られますけど、そういう弁護士さんをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 弁護士さんのいわゆる顧問弁護士につきましては、町長もお話をしておりまして、議会の議員さん方からもお話が昨年もあっております。そういうことで、替えたいというふうに思っておりますが、この件が代理人として使っておりますので、あと1年はご勘弁を願いたいと。継続といいますか、継続条項でやっておりますので、申し出をいたしております。まだ正確には取り下げをされたということは、人事委員会には確認をしておりますけれども、人事委員会を開かないと正式にはうちの方に取り下げの副本が戻って通知がまいります。しばらくかかるとお思いますので、その間に申し出をすることができなかったということで、あと1年はご勘弁を願いたいと。あとは、若い人ということで町長の方からも言われておりましたので、付け加えておきます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 森田議員とかは傍聴に行かれて、その態度とか見られて判断されたと思います。議会の方でもいろいろそういう話を聞いとるわけでございますが、1年あとあるということでございますが、先ほどの内容説明と同じですね、相当困難な主査の役務と、そういうことはもう大体はですね、交替してもらわにゃいかんと。年功じゃないと。やっぱり今の時代に即応できるような対応の人をですね、町の顧問弁護士だから、やっぱりぴしっと物を言って、再度違う人を雇用してもらような状態に持っていかなにゃいかんとじゃなかるうかなと。今度のいろんなこと

で、いろんな議員さんからその内容等について説明を受けて、なるほどこれじゃいかんかなというような感じを持つとるわけです。だけん1年あるそうでございますので、それは致し方ないけど、次はですね、やっぱりまた新しい考えで、今の自体に即応できるような対応の方をですね、よければお願いしたいと、私からもそういうふうをお願いいたします。

○議長（三森義高君） ありがとうございます。それでは、ほかはないようでございますので、質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第34 請願書採択の可否について

○議長（三森義高君） 日程第34、請願書採択の可否についてを議題とします。本日まで受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおりであります。所管の総務常任委員会に付託しますので、よろしくお願いいたします。なお、紹介議員であります甲斐直三議員からお手元に配付しましたとおり、会議規則第90条に基づく請願の紹介取り消し申出書が提出されましたので、許可することといたしましたので報告します。

-----○-----

日程第35 休会の件について

○議長（三森義高君） 日程第35、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。3月7日から3月16日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、3月7日から3月16日までは休会とすることに決定しました。なお、各委員会が開かれますのでよろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後4時55分

3月17日（火）

（第2日）

平成21年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成21年3月17日

午前10時01分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議 席	氏 名	事 項	要 旨
1 番	立山 広滋	1 小中学校の整備と学校統合について	今後の小中学校の環境整備事業計画は。また、学校統合の考えはないか。
		2 簡易水道の普及について	高森郊外における簡易水道、特にバイパス沿線における簡易水道の普及状況と今後の対策は。
		3 帝京大学との交流と関連施設の誘致について	町と交流のある帝京大学との交流事業計画はあるのか。また、関連施設の誘致は考えられないか。
4 番	甲斐 直三	地上デジタル放送化について	平成23年放送開始の地上デジタル化に対する町としての対応と課題は。
5 番	甲斐 廣國	草部・野尻地域における将来の道路整備について	草部・野尻地域の道路整備の状況と今後の計画。特に県道津留・柳線の改良促進。
8 番	相馬 俊行	農業用水供給事業について	高森地区における農業用水供給事業の今後の運営は。

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 立山 広滋 君

2 番 森田 勝 君

3 番 田上 更生 君

4 番 甲斐 直三 君

5 番 甲斐 廣國 君

6 番 後藤 和昭 君

7 番 甲 斐 正 一 君

8 番 相 馬 俊 行 君

9 番 三 森 義 高 君

10 番 後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町 長	藤 本 正 一 君	教 育 長	渡 邊 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	住 民 福 祉 課 長	佐 伯 秀 和 君
税 務 課 長	岩 下 昭 久 君	産 業 観 光 課 長	後 藤 正 三 君
建 設 課 長	瀬 井 公 吉 郎 君	会 計 課 長	佐 伯 実 範 君
教育委員会事務局長	色 見 隆 夫 君	総 務 課 長 補 佐	村 上 源 喜 君
住 民 福 祉 課 長 補 佐	長 尾 和 博 君	税 務 課 長 補 佐	後 藤 秀 希 君
産 業 観 光 課 長 補 佐	甲 斐 敏 文 君	建 設 課 長 補 佐	後 藤 和 幸 君
高 森 東 保 育 園 園 長 代 理	瀬 井 類 子 君	色 見 保 育 園 園 長 代 理	熊 谷 優 子 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議 会 事 務 局 長	古 澤 建 生 君	議 会 事 務 局 係 長	古 庄 良 一 君
-------------	-----------	---------------	-----------

開議 午前10時01分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

2番、森田勝君から発言訂正申し出がっておりますので、許可します。2番、森田勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。3月6日の本会議、議案第18号、平成20年度介護保険特別会計補正予算に関する質疑において、不適正と発言するところ、不正と発言しましたので、発言の訂正をいたします。

○議長（三森義高君） お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって、議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（三森義高君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。1番立山広滋君。

○1番（立山広滋君） おはようございます。1番、立山です。

高森地方もやっと春告げ鳥が鳴き始めて、あちこちですね。春らしい季節が到来しようとしております。また、本日は、老人会をはじめ多数の傍聴者の皆様が傍聴されておりますけれども、今日、私が議場庁舎に来るときですね、庁舎の南側の公園の方で老人会の方々がボランティアで清掃活動をされておりました。衷心より感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、私事、一年ぶりの一般質問でございます。非常に緊張しておりますけれども、通告のとおり3つのことについて質問いたしますので、順次ご答弁の方お願い申し上げます。

今日、3つの質問項目は、まず第1に小中学校の整備と統合について、2つ目が、簡易水道の普及について、3つ目が、帝京大学関連の質問をいたします。

さっそく第1番目の小中学校の環境整備について教育長に質問いたします。昨年度、高森中学校の駐車場の整備及びグラウンドの拡張、今年度、高森中央小学校の屋外トイレの設置がなされております。また、来年度予算で高森中学校の部室と屋外トイレを設置される予定になっておりますけれども、今後の小中学校における環

境整備の事業計画はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） おはようございます。1番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今現在、高森中央小学校屋外トイレ完成をいたしております。今お話がありました高森中学校の部室と屋外トイレにつきましても、今議会で補正をお願いしてご審議をいただいているところでございます。それ以降につきましては、昨年の12月でご審議をいただき、ご決定をいただきました総合計画に基づいて順次進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい、1番、立山です。今、教育長の方から高森町の総合計画に基づいて今後行うということでありますけれども、私、1つ提案がございますので、ちょっと聞いてってください。もう数年来、地球温暖化が叫ばれておりますけれども、いろんなところには高森中は暖房はありましたけれども、クーラーですね。冷房の設備はございませんでした。そこで、各小中学校の教室に大型、どういう形になるかわかりませんが、大型扇風機等を設置して、地球温暖化のため生徒も快適な授業が受けられようと考えておりますけれども、その点については教育長どうお考えでしょうか

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） ご質問でお答えさせていただきますが、扇風機等を付ける計画等、今はしておりませんが、扇風機あたりを付けますとやはりその風によっていろいろな支障がきたすのではなかろうかというふうに心配はいたしております。今のところそういった計画はしておりません。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい、1番、立山です。扇風機等の風によって支障をきたすんじゃないかということですので、支障をきたさないような心地よい風ならばいいんじゃないかと思っておりますので、こういう話があったということで町長もおられますので町長と相談されてできるできないあるかと思っておりますけれども、こういう考えもあるということですのでとっていただきたいと思っております。

それに関連いたしまして、教育委員会の事務局長でよろしいですのでお答え願いたいと思っております。高森町内には4つの小中学校がございますけれども、今年各それ

それぞれの学校の入学予定者数と来年度の児童生徒総数がわかればお答え願いたいと思います。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 児童生徒数について今後の予定ということで新年度21年度になりますが、高森中央小学校の方には47名、それから東小学校につきましては6名、それから中学校の方がですね、中学校につきましては東中学校の方が5名、それから高森中学校の方が36名となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、局長の方から来年度の新入生の小中学校の人数聞きましたけれども、もう1つの総数をお願いします。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 総数につきましては、21年度、高森中央小学校の281名、高森東小学校42名、それから高森中学校151名、高森東中学校29名となっております。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい、1番、立山です。今、教育委員会の事務局長の方から来年度の新入学の児童生徒数と21年度の児童生徒数をお答え願いましたけれども、特に中学校ですね。高森東中の方が5名ということで、高森中の方も36名ということで、多分高森中は1年生は来年度は1クラスになるんじゃないかと思います。それで東中の総数が21年度が30名を切って29名ということであります。高森中学校の方も総数が151名。昔からですね、よく私達生徒数の話するんですけども、よく昔の半分になったとか、えらい少なくなったとか、そういう話がありますけれども特に中学校ですね。東中学校の方は5名と、総数が29名ということで、地元の議員さんがいらっしゃいますけれども、中学校あたりはですね、小学校と違っていますいろんな統合するに当たってはいろんなメリットが出てくるかと思えます。デメリットよりもメリットの方が多いんじゃないかならうかと思えます。1つは、複式学級の解消とか、部活動の選択肢が広がるとか、いろんなメリットが出てくるかと思えますけれども、今後、中学校における統合についてどうお考えかお尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） 今、局長の方から生徒数、児童数報告いたしました、これ

は現時点での人数でございます、いろいろまた異動等ございましたら人数は多少変わってくるというふうに思っておりますので、そこをご理解いただきたいというふうに思っております。

統合につきましてのご質問ですが、ご承知のように東中学校が、昭和62年4月1日に高森東中学校として3校が統合して開校がなされております。平成17年4月1日に草部中学校が統合し、4校の統合の形で現在の東中学校になっております。これにつきましても保護者の皆さん、また地域の皆様方のご理解とご協力でできあがった統合中学校でございます。そういったことを考えますと、まだ完全にできあがって平成17年からですので4年間だけ経過をしてようやく校風等もできてきている状況でございます。そういった意味におきましては、委員会としては今そういった統合あたりの検討はいたしておりませんし、考えも今現時点ではございません。以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい、1番、立山です。今、生徒数の確定数字が今後異動等あってですね、プラスマイナスのアルファ出してくるかと思えますけれども、今現在中学校の統合問題は、教育委員会としては考えていないということですが、近い将来ですね、まだ学校が新しい校風が今できあがったということでもありますけれども、近い将来こういうような話が出てきますので、出てきたときからじゃあ始めようかじゃなくて、今こういう生徒数が減少してる現状を把握しながら教育委員会の方でも頭の隅の方でも置いていただいて、そういう議論が、そういう気運が盛り上がればですね、即行動に移せるようなそういう体制づくりをしていただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） 統合につきましてはですね、今までの統合については、統合審議会が条例で策定されております。その審議会の方に町長の方から諮問がなされ、答申を受け、それで協議をしていく形になっております。今の議員さんのお尋ね、いろいろ検討はしなければならないと思いますが、そういった順序がございますのでそれをご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい。教育長の考えはわかりましたので、はい。次の質問にはいります。

続きまして、簡易水道の普及についてですけれども、高森郊外における簡易水道

ですね。特に、役場の南側の国道の325ですね。あるいは東から西まで沿線沿いにだいたひ民家もできていまして、いろんな話を聞きますけれども、この簡易水道の現在の普及の状況というのをご説明願いたいと思います。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 1番議員さんの質問についてお答えします。今、バイパス沿線沿いは年次計画で本管80mmから70mmを布設しております。また南側の布設につきましては、豆前線と中原団地線付近も本管を新たに布設替えしております。現在の普及率は、90%ぐらい町内全体ではっております。

以上です。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番、立山広滋です。今、建設課長がおっしゃったのは、西側の方をおっしゃいましたけれども、こっちの東の方はどうなっていますか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 東側の方につきましては、熊日前からですね、熊日前までは本管が通っております。それから国道265のだいこん屋さん前までですね、住宅の建設状況を見ながら本管布設を今後検討していきたいと考えております。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番、立山広滋です。今、今後、年次計画によって検討するというございますけれども、検討という言葉はしないとも取れますし、するとも取れますので、私がここでですね、検討、検討してくれということは妙な話になりますので、なるべく、なるべくといいますか、地域住民の方に希望に添った簡易水道の普及ができるように建設課の方で、町長も含めましてよろしく願いしときます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、1番議員さんの方の質問にお答え申し上げますが、今、確かに今うちの担当課長が申しましたように、東の方につきましては、まだ今熊日のとこまで上っているという状況であろうかなとそのように思っております。順次、豆塚・山鳥線につきましても自動車屋さんまではですね、本管工事をいたしておりますし、町全体としてはだいたいほぼ言いましたように90数%完了しとるとじゃなかろうかなとそのように思うとります。大変高森町も広うございまして草部、また野尻と大変広うございます。また、今草部を約3年計画で来年度までには完了しようということで約2億数千万円の工事費がかかるんじゃないかなとそのよう

に思うて最終的に思っております。これも草部地域もですね、大変広うございまして、範囲が広うございまして、老朽化することと、お盆、お正月にお帰りになったときですね、大変断水をしたりとか、大変ご迷惑をおかけしているということで早急ということで19年度から来年度には、この21年度には、来年度の21年度には計画を終わろうということで今進めておるところでございます。

また、東の方につきましても順次ですね、私ども高森町は合併いたしたのが昭和30年、32年の昭和の大合併でございましたもんですから、それから赤羽地区の簡易水道はじめとして順次なされております。その分を含めまして大変老朽化をいたしておりますから順次ですね、安心安全のため、また健康を守るため一番水は源でございますから、その分については十分検討しながら進めてまいりたいと。そしてまた、東の方につきましても本当に住宅街も多くなりましたし、村山の方からも大変順次ですね、道路網も整備されておりますからできるものなら道路整備と一緒にですね、水道本管も一緒に直していきたいとそのように進めていこうというような計画はいたしております。少し建設課長がですね、ぼっと思ひ出さん部分があったかと思いますが、せっかく舗装した道路を傷を付けないように一緒にですね、できるところから順次進めてまいろうと計画をいたしておりますので、どうかご理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番、立山です。今、町長及び先程建設課長の方から100%に近い普及率があるという、簡易水道ですね。普及ということで、まだ手が届いていないところもございますので、年次計画にのっとり早めの普及を図っていただきたいと思ひます。

それでは最後の質問になります。帝京大学との交流と関連施設の誘致について町長にお尋ねいたします。数年来、町長がいつもおっしゃっております帝京大学の荒井ゼミですか。そのゼミの先生と学生の皆さんが数年前から夏場高森町に来ておられますけれども、その来ておられる内容、目的及び今後のそういう交流の今後の計画はどのようになされるのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） それでは自席から失礼をいたします。今、1番議員の立山議員さんからもご質問がありましたように、帝京大学と平成18年度から同大学の荒井教授を通じまして経済学、観光学及び経営学等の学生の夏期ゼミナールということで、場所といたしまして高森町を選んでいただいております。現在までのところ5

0名ほどの学生を受け入れております。受け入れに際しましては、大変職員のご協力をいただきながら、またホームステイをしていただきながら、そしてまた、立山議員さんにもお世話になり、本当に地域上げて是非この帝京大学の誘致をいただこうということで今やっているところでもございます。ご質問の交流事業の計画につきましてでございますが、先日も本会議の折に申しましたように、スポーツとか、いろんなそういうのも含めまして私どもの町で研修していただく、この大自然を活かしていただく。また、観光はどのようなものかということも是非私どもにアドバイスもしていただくためにもということですね、若い人のお力を借るというのも大変素晴らしいことであろうかなとそのように思っております。幸いにして、私どもの方にもご存じのように、町民グラウンドや体育館とか素晴らしい施設が今現在ありますし、また交通量を計るにいたしましても広域農道など大変合宿に適した、東京辺りから比べればですね、大変適した場所でもございます。そういう点を含めまして先生の方から夏期ゼミナールのことということでおいでになってございます。交流の計画といたしましては、今後、本会議でも申しましたように、帝京大学の方も大変大きな日本一の大病院を建築なされているそうでもございます。そういうの含めまして少し時間がかかるかなと思いますけれども、関連施設といたしまして今後1つの高齢者対策、また福祉対策の一環としてやはり介護福祉関係をですね、是非お願いをしたいということで、今、大学の方にもお願いをいたしております。同大学の計画をお聞きいたしますと、全体的にアジア方面、中国方面から留学生として約1,000人ほどの留学生を受け入れたいという計画でございます。ここの計画にのっとっていただきますと少し私ども直接留学生に会う機会は少のうございますけれども、ユニークな福祉、または介護とかいろんな高齢者対策につきましても素晴らしいものができるものとそのように思っておりますし、幸いにして私どもの方は観光も、とても中国、韓国、そういうアジア方面には大変力を入れている熊本県でもございますし、そこを基本にいたしまして是非帝京大学の方にもこの高森町を利用していただくというふうに今お願いをいたしております。本来ならば、3月この月末に東京の方でお会いするというふうにいたしてアポを取っていただいておりますけれども、急遽時間がございせんもんですからそういうような変更になっておりますが、是非議員の先生方と一緒に、この誘致企業、誘致として、大学も1つの企業でございますから、その誘致企業の一環としては是非受け入れ体制を整えて、是非お願いをしたいとそういうふうにご考えておるところでございます。どうか今後ともご指導いただきますようによろし

くお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番、立山です。今、荒井ゼミの今後の事業計画を聞いたんですけれども、私が質問する前に町長が関連企業の誘致のことを話されましたけれども、荒井ゼミの方々は、今町長がおっしゃったように、高森町に来ていただいて、観光を中心としているような提言を学生なりの視点で提言をしてもらって、それを町政に取り入れるというようなこと話がありました。多分この事業はですね、今後も進められると思いますので、よければですね、町民の皆さんが毎年夏になると帝京大学から4、50名来て、高森町ばさるいろいろなことば町にアドバイスしよらすというようなことをですね、周知徹底といいますか、町民の1人でも多くわかってもらえるような啓蒙活動も必要じゃないかと思います。それと、今町長が本会議の初日もおっしゃいました。今もおっしゃいましたけれども、帝京大学の関連施設ですね。アジアを中心とした留学生1,000名程度を受け入れる社会福祉のそういう専門学校、そういうような学校施設の誘致に何年かかるかわかりませんが、努めたいという話がありましたけれども、この件もですね、町と議員だけが一生懸命運動してもですね、何もならんという語弊がありますけれども、気運が盛り上がりませんと思いますので、町民の方にもですね、先程申しましたように啓蒙活動といいますか、こういう大学が来る。こうこうこうですよという詳細な説明が必要じゃないかと思います。それで一旦決まればですね、ゴーサインが出れば建設に向けて、早い話しますけれども、いつになるかわかりませんがゴーサインが出ればそういう話になろうかと思いますので、その辺のところはですね、十分町長が町のトップセールスということでリーダーシップを取っていただいて一致団結してそういう誘致活動をしたいと思いますので、町長今一度決意のほどお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変失礼しました。私もちょっと言葉足らずといいますか、ちょっと説明不足でございましたけれども、一番大事なことは東南アジア、1つの中国、韓国そういう東南アジア関係がですね、私達の町で、また教育の場としては最適の場所だろうということで大学の方からもそういうお考えをお聞きをいたしておりますし、また私どもが留学生の受け入れのための施設を今後考えて、議員の先生方とお話をしていくわけでございますけれども、国の施策といたしまして、厚生労働省の中にもですね、平成20年度7月にですね、発行いたしました日本とインドネシア

経済連帯協定に基づきまして看護師、また看護福祉士とか候補者を208名程国が受け入れております。よくテレビにも、よく日本語がまだ理解ができないとか、そういう国の方がですね、来てすぐ日本語を覚えなさいと、大変無理がきとる。努力はなされておりますけれども難しい部分があるだろうと端から見ておりますが、それも含めて実際そうやって日本が外国の留学生の方、また看護師になる方、看護福祉士になる方ということで3年経験した後に試験を受けて自国に帰り、また日本に残り、日本のための福祉活動にされるものと、また日本とフィリピンの経済連携の中にもですね、平成21年度には、最大で500人程フィリピンの方々を受け入れると、留学生として受け入れると、そういうふうな決定をなされております。その1つ勉強の場として、教育の場としてですね、留学生を受け入れるとそういう意味でもございます。今、おっしゃいましたように、こういう経済状況の中でございますけれども、やはり私どもにとりましては新たな雇用の場と。そしてまた、新たな私どもの経済効果が生まれると、そういうものにつきましてはきっと高森町に波及効果がある、そのように期待をいたしております。今後ともどうか議員の先生方と一緒に頑張っていききたいとそのように思っておりますし、今、1つの帝京大学につきましてもできる限り私どもも職員一丸、また議員の先生方一丸、また地域住民の方々それぞれにですね、頑張っていききたいとそのように思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番、立山です。町長の方で、誘致することによって町にいろんな波及効果があるということでございます。是非ともそのような施設についてはですね、積極的に誘致をしていただきたいと思います。私も個人的ではありますがけれども一生懸命何かの手助けになればいいかなと努力をしますので、そのときは町長、忌憚のないいろんな話をしていただきたいと思います。

さて、最後になりましたけれども、一応私一年ぶりに3つの項目の一般質問を終わるわけですが、最後にですね、岩下総務課長、佐伯住民福祉課長、岩下税務課長、それと後藤建設課課長補佐、もう1人、岩下固定資産係長、今年度で定年退職だそうです。そうですね。長い間非常に大変お疲れ様でした。今後の活躍を期待いたしますとともに、今後も私どものご指導、ご鞭撻の方をよろしく願いいたしまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君の質問を終わります。4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） おはようございます。4番、甲斐でございます。私は、通告事

項で申し上げておりますように、地上デジタル放送化についてと、この1本に絞ってまいりましてお伺いをしたいと思っております。私も質問の方でこのどういうふうな形になっておるのか、質問する意見もわからないままこの何に立たせていただいておりますところでございます。どうかわかる範囲で結構でございますので、お答えいただきますならばと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

この陳情書を私ちょっと今日は持ってまいりました。これは平成18年にですね、光ファイバーの通信施設を設置するNTT西日本に働きかけていただけるよというふうな陳情書でございました。今日は、これは通告しておりませんので、これは申し上げませんが、また今度このようなデジタル化ということではなかなかわかりにくいところがございますので、ここをちょっとお尋ねいたしたいと思っております。

平成15年には東京、また大阪、名古屋、大都市の方が地デジ、通称地上デジタルテレビを地デジということに略されておるようでございます。また、平成18年には熊本の方が地デジの開局ということになりました。また、平成20年には、大変申し分けにくいところがございますが、高森町を除きこの周辺はだいたい南阿蘇、矢部、清和、それから蘇陽、ここが開局をということでございます。本年度が阿蘇市の旧波野村でしたね。ここが本年度は開局するということでございます。高森町を除きました周辺がこのような形で中継局ができております中で、わかってられる範囲でございます。結構です。この本町の実状と申しますか、これをお答え願えたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。これはなかなか町長、でも大変難しゅうございますので、総務課の方の課長でも係長でも結構でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 4番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。大変本当に内容を理解しておりませんので大変心苦しゅうございますが、ただこの話につきましては、デジタル化というのはご存じのように毎日毎日テレビと新聞等でも放送されておりますように、2011年には完全な地上デジタル化が、アナログでは駄目ですよということでございます。このことにつきましては、今おっしゃいましたように、高森がですね、そこの南阿蘇の方の山からですね、電波がよくございませんでこの色見地域はまだ未だにテレビがよく映らないと。本当に今時こんな事があっていいだろうかと、そのような感じを受けております。今、おかげさまで集団的なアンテナはしてございますけれども、それに対しましては機会があるごとにですね、N

HKまた民法の地上デジタル化の委員会ができておりますから直接お伺いをいたしまして、この高森もどのようにしたらこの色見、全体的なものは、色見地域主にですね、対応ができるのかということについていつもお願いをいたしているところでもございます。本当に今は少しは4番議員さんがおっしゃいましたように、清和局、蘇陽局、そしてまた波野局も本年7月には開局をするというふうにお聞きをいたしておりますけれども、まだ未だ高森町の方にはそういうお話なってございません。順次、できるところじゃなくて、どうしても何が何でも今時テレビが映らない、そういう地域があること事態がもうおかしいんですよということだけは訴えて、何とか国の予算を補助をいただきながら全額というのはなかなか国も難かしゅうございますから、2分の1なり、3分の2なりいただきながら対策をしていこうと思っております。内容につきましては、総務課長補佐がですね、私と一緒にちょいちょい直接担当の方にはNHKの方にも伺っておりますので、内容につきましては課長補佐の方からお答えをいたしますのでお願いいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長補佐 村上源喜君。

○総務課長補佐（村上源喜君） おはようございます。只今、町長の答弁と重複するところ等もあるかと思っておりますけれども、お答えいたします。先程おっしゃいましたように、2011年、平成23年7月24日をもってアナログ放送が終了いたします。それに伴いまして完全デジタル化ということであと2年4ヶ月ほどになっております。先程、高森の方にはまだ全然届いてないというようなお話かと思っておりますが、昨年6月に通称夜峰からデジタル電波が南阿蘇地域に出ておりまして、高森地区と色見地区、ほんの一部でございますけれども今デジタル放送が受信できる状況にはなっております。今年の7月には波野局が開局の予定ということでございます。今、国と放送事業所、NHK、いろんなどございまして、地上デジタルテレビ放送の受信者側の環境整備ということで、特に共聴施設ですけれども、共聴施設のデジタル化改修に向けた対策の強化に取り組んでおられるということでございます。また、本町も各方面に対しましてそういったことが早くできますようにということで働きかけを行っているところでございます。

本町におきましては、NHK共聴施設が11施設、自主共聴施設が1施設ございます。NHK共聴施設につきましては、NHKの方が施設改修に向けまして調査、改修する準備を現在行っておりますし、また自主共聴施設が1箇所ございますが、その分につきましては、これもまたNHKの方の協力によりましてすでに受信点の調査が完了しまして、国への補助申請に向けて今準備を進めておられるという状況

でございます。また、共聴施設以外の個別にアンテナを上げておられる世帯につきましては、国はアナログ波が受信できる地域につきましては、地上デジタル波も基本的に受信できるというようなお話でございます。ご指摘のとおり、地形的にもいろんなところが本町はございますので、それが完全に受信できるかどうかといえますことにつきましては、今そういった共聴の関係も含めて受信点の調査が進められているところでございます。いずれにしましても調査結果等をもとに、国の判断を踏まえて本町も動いていくということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 自席より質疑をいたします。今、町長並びに課長補佐からの説明をいただきました。2011年に完全にアナログからデジタル放送化へと移行するというところでございます。11年といいますと、あと2年でございます。まだまだ2年か、2年が大変急務でございまして、今まで6、7年かかっておりますのが、ようやくこちらの方にそういう形で入ってきておるということは、大変私達も地域におきましてもそこを心配されている家庭があります。このデジタルテレビと申しますのは、大変にアナログの周波の質と違いまして、デジタル電波というのは直進性の方が強くて、地理的に不利な状況に位置する地域なんかは遮断されて映らない所がまだまだ多ございます。今、言われました高森町内、あるいは色見の一部ということでございますが、このアナログ放送でもですね、今の地域、特に山東部の方に入りますと、このアンテナから、また数10メートル、また何百メートルということで引っ張られて、それからどこにアンテナを設置されておると。それには増信機をまた付けておられると。これは今横文字でいいますと、ブースターということでございます。今、アナログ放送がですね、映りが、視聴の方が悪いところにもなりまして、今度、デジタル化になりますと、またそれ以上に映り、難視聴箇所が拡大する恐れがあるということでございます。そこでですね、私も一応こういう回覧板等でも回っておりますが、出張所の方にも寄りますと、出張所の方はただこれに対する地デジ詐欺にご注意というやつだけしか出張所には置いてありません。だからこれを見られるお年寄りの方達は、この地上デジタルコールセンターというところに電話をするのが少し臆病に考えておられる方が大半ではございませんけどそういう方達がおられまして、あと2年間ということではありますが、そのお年寄りの中で、まだその中把握されていない方達がおられるわけです。だからその意味から言いまして、私もコールセンターの方に電話をしてみました。なかなか電話がつか

ながりません。私は10回ほどいたしました。それでようやく女性の方が出られまして、総務省関係でございますので少し私の方も言葉荒くしてやりましたけども、これが今の状態でございますということでございます。高森町はどの辺でございますかというものですから、高森町といいますと、一番宮崎県、あるいは大分県の県境の近くでこういう集落がありますよということで聞いてみますと、それからそのときはお答えができません。それから2、3日またかけて、今度は熊本の方からそういう形で電話をいただきます。そのとき電話のときにいなきやもうそれで終わりです。だからそこの方も再三お願いしまして、その結果、こういうような、これを見ますと診断カルテということでいただきました。これは早く言えば、大変申し訳ないですけど、私とこに草部南部地区の方にはどのような形で調べておられますかという、これは個人的じゃないとでけんそうですね。個人的で。私が甲斐直三であれば、甲斐直三のとこだけしかでけないそうです。だから周辺のあれはできないかという、今のところ周辺のあれはしておりませんということでございまして、そこで個人でそういう形ででけないならばやはり自治体の方からそういうことでやっておられますかということは確かに他のとこはそういう形でされておるそうでございます。そこで、私が先程申しましたように、高森町は、向こうから言われましたのは、私少しかつときでしたが、というか、言葉のあれでございましたが、弱いですね、自治体は後までに残されるということまで言われましたもので、私はこうこうような形で町議もやっておるが、そういう言葉はいただいているのか、あなた達はそういう形で言われていいのかまで私も問いつめたこととございますが、やはりそういう方達がやはりそこの町の力の弱さということをお口にされましたとき、これはまだまだこういう考えであって、診断カルテとかされます人たちがそう言われるならばこれはやはり2011年7月24日の開局に間に合うかと、私は間に合わないと思います。今の、これも私思いますに、やはり今65才の方々が住んでおられる集落、これが多くなりますと、今言われておりますような限界集落というようなことが全国でもなっております。高森町もそういう地域が少しずつ寄せ付けておるのかなと思うわけでございまして、先だって12月でございましたが、私が福祉課長の方にお尋ねした記憶があります。そのときに75才以上の高齢者の1人世帯が360世帯と。2人住まいで、ご夫婦でお住まいの方がやはり465世帯と、高森町は。これが合わせますと827世帯ということでございます。この方の世帯が全部ではございませんけれども、やはり何かの形で町の方からもこの一番今テレビは各家庭の必需品でもあります。また、お年寄りの方々の一番楽しみはやはりテ

テレビでございます。これがやっぱり2年後に今の画像が完全に消えてしまいましてデジタルということになりますと、入るところは完全に入っているところもあります。でも、やはり山東部方はまだまだそこがない。それからまだお計りになってないお年寄りの方達がずいぶんおられます。そこで、対応ですね。対応というと大変難しゅうございますが、今町長さんも言われました、課長さんも言われましたが、やはりあと2年間でございますので、何か町の方からですね、そういうご家庭がございます。これは各、今民生員さん達もこれは全然完全にそういう形とは別個でございますけれども、やはりそういうご家庭に回られます民生員さん、また駐在員さん等々にもですね、お話いただいて、ここはこういう今アナログという右上に小さくアナログという載っておるのがこれはデジタルに変わりましたときまで付いておりますよ。お宅のテレビはまだこれが付いている以上はまだその準備はしてないからしていただけませんかということと、それに対するどのくらいぐらい費用がかかるのか。それでも費用がかかりますとなかなかご家庭にも低所得者の年金暮らしされておる人たちには負担が今のとこだいぶんかかりはしないかと私は思っております。今、それでも今の時代でもそういうようなブースターを付けたり、それからアンテナを延ばして、また張るようなとこまで行っていただいて、そしてそこで映してみる。それでもブースターの電源が切れますとこれは完全にざらざら言うような状態になっておりますので、その点をですね、もう少し専門家で、専門家というのは大変あれでございますが、課長補佐結構でございます。少しまた答弁をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長補佐 村上源喜君。

○総務課長補佐（村上源喜君） 今の4番議員さんのご質問は高齢者対策ということでお答えしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

国の方です、本年3月3日に全国の係長会議というのがあっております。この中で高齢者へのサポートということで2点ほど21年度に実施する事業というのが説明がされております。1つが、65才以上の方を対象としたものでございますけれども、説明会を実施する。内容を見てみますと、地域に密着したきめ細かな説明会を実施、具体的には一般市民を対象とした者、高齢者を対象とした者、障害者を対象とした者の3つということで、自治体経由、要するに市町村経由です、老人クラブ、自治会、福祉施設等を中心に説明会のセットを働きかけると。これは国の方で予算化を88億2,000万円ほどの予算を21年度で準備されております。

2点目が、説明会に参加できない高齢者、65才以上が対象ということになっておりますけれども、その他、障害者の方を対象に申し込みに応じて戸別訪問による説明を行うということが21年度事業として出されておりますので、そのあたりを活用しながら地デジに関する浸透を図っていきたくてそういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 今、課長補佐の方からそういう形であるということのこれも21年度からという説明でございますので、やはり今申し上げましたように、コールセンターからの指導、あとはその地域にあります電気店ですね、電気店。これは電気店から説明を受けてくださいと言われてもこれはテレビを買わんとわざわざお宅のアンテナは入りませんよとか、入りますことはできません、電気店はですね。やはり電気店の人たちはテレビ等を換える目的で来られてやりますので、なかなか電話で各ご家庭の、私が言いますように、説明がまだまだできておりません。私は予算の方もそれは確かに大事でございます。その前にですね、何とか町の方からですね、できないものかということで私質問しておるわけでございますが、これは難しいですわな、難しいですよ。難しゅうございますけれども、あえて私が申し上げておくのはそれでございます。このようなチラシが入っております。これは平成6年のもので。だからとてもじゃないがこのような形は1回、回ってきたことがあります。これを取っておるところでございますが、こういうようなやつが下の役場の下の玄関の所でも出張所でも、野尻の出張所にもこんなやつがありますとですね、またぼつぼつ少し頭には入ってこられてるところでございますが、その中の詳しいところはこういうやつがないとですね、これは恐らくないと思います。だからこれはやはり東京の方から、熊本の方が開局当時のやつだろうと思いますが、町の方にもそういう形しかありませんので、そういう形、それまでに何とかしていただくようお願いしたいと思っております。町長、すみません。よろしく申し上げます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 4番議員さんがおっしゃいましたように大変高齢者等も多くなってまいりましたし、大変なかなか経済的なものも大変苦しいものがあるかなと。ましてテレビの買い替え等につきましてもですね、大変ご苦労があるかなとそのように思っておりますが、買い替えないようにブースターというものを使うんだろかなとそのように少し理解をいたしました。私もですね、何分にも地域格差がな

い受信ができるように精一杯努力してまいる。また、その対策といたしまして、今4番議員さんがおっしゃいましたように、町の方から何かできるものがあるのならですね、今後、検討するという事で2011年にはですね、そのようなこと、住民の方々が安心してテレビ等も見られるようなそういう施策ができればいいがなどそのように思っております。また、そのように先生方と一緒に努力してまいりますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） すみません。最後だということでございますので、あえてここで尋ねさせていただきます。町長にもお尋ねいたしますが、この地デジのですね、受信機購入についてということで、これは補助も、水上村がですね、やはり本町の地形と水上村が大変似通っております。面積も、あちらの方が広いようでございますけれども、やはり地形的はよく似ております。これには補助の目的というのがやはり一世帯に1台、今のテレビを新しく換えないで、今のテレビをチューナーを付けてやる場合の助成でございますが、映らないことはないと思います。今のテレビでもチューナーかなんかを付けますと。それに、お年寄りの方達は少しそれに補助はできないものかということが1つの私の考えでございます。それとですね、1つ、今この地域に山東部の地域におきましては、今言われましたように、本年7月には波野中継等が開局もいたします。また、蘇陽中継局の方も昨年ですね、開局しておりますので、2箇所ぐらいですね、波野から来るやつと、蘇陽から来るやつも、これは反射局というような話でございます。これを1箇所ぐらいずつ置いていただくとみな地域は全部映るんじゃないかということと、もう1点は、これもできないならば今課長補佐が言われましたように、共聴施設ですね。この共聴施設の改修ということはまだ今までそういう方もみな地域は頭もないと思いますが、今の反射局を何とか改修はできないものかと。これも1つの私の考えでございます。どうか高森町におきまして、これは要望ということになります、国の方にですね、強く要望していただきまして、私の質問を終わられていただきます。ありがとうございます。

○議長（三森義高君） ちょうど時間的に1時間経っております。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。11時20分から始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） おはようございます。久しぶりに一般質問させていただきます。5番、甲斐です。どうぞよろしくお願いいたします。

私、質問通告をいたしておりました野尻、草部の道路の改良促進と。今、私達の村の真ん中を通っております県道津留・柳線の改良についての重点的な質問をさせていただきます。

藤本町長がちょうど誕生して2期目の中間、市政の舵取り役としての大役も円熟味も増して町民が安心して任せられる町長の風格も出てきたなど私もそう思っております。そういう町長にも大きな期待をして今日は質問をしたいというふうに思っております。

本町が合併して昭和33年ですか、51年を過ぎました。半世紀が過ぎたわけでございます。合併当時、ちょうど人口のピーク時、合併後、これは昭和35年でございますけれども、草部地区の人口が3,717人、野尻が3,029人おりました。その後、20年を過ぎて52年、合併後20周年のときにですね、草部地区が2,160、野尻地区が1,741ということで、約1,000人ずつ減っております。現在21年、もうどの地区も1,000人を割ろうとしております。20年20年で1,000人ずつ人口が減っております。このまあいってあと20年経ったときには、おそらくさっき話がありましたように、限界集落がいくつもあります。人口がなくなるんじゃないかというような危惧をしているところでございます。このようになった原因は、いくつもあると私も考えておりますけれども、町長その要因を上げるとしたら何と何だと思えますか。まず、ご質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 5番議員さんのご質問でございます。今、20年ずつ統計を取ってみると約1,000人ずつぐらいい減しているというような意見だと、又それも事実であろうかなと思います。大変何が要因かと申されますと大変難しい部分がございますが、これだけ世の中の移り変わりが激しくなってきたものと、昭和30年、昭和の大合併と、野尻は2年ほど遅れて合併がなされたからとそのように記憶

いたしておりますけども、やはり一番東京オリンピック頃にですね、地方からやはり日本を戦後はこれで終わりだと。戦後という言葉は使い方ができないようになるのがちょうどオリンピックぐらいではなかろうかなと。そのためにいろんな若い方々、私どものちょうど生まれた団塊的な、ちょうど今年定年退職という時期であろうかなとそのように思っております。そういう力を持って都会の方にですね、そういう働き手が動いたということも1つの原因であろうかなと。それが今現在はそのま働き手としてそのまま東京、どっちかと都市の方に集中されて、それが帰ってきていないというのが今の現状であろうと。これが一番大きな地方の人口を減らした1つの大きな原因であろうかなと思っております。

それと、これだけグローバル化をいたしますと農産物ひとつにいたしましても大変世界的な規模でございまして、1農家で対応ができるものでもございせんし、やはり国は国の力を持って対等にしていくと。それがどうしても都市の方に集中したと、そういうふうなことも思いますし、今現在のこの不況が100年に1度の不況とお聞きいたしますけども、いかに不況世界を輸出に頼ったかと。あくまでもですね、自給自足のお話を聞きますけども、37%、40%と聞きますけども、この自給自足の1つにいたしましても、本来であれば農地であればですね、米だけは100%以上かもしれませんが、これだけの農地があるのに利用ができない。荒れ果ててしまうと、本当に情けない思いはいたしますが、やはり輸出に頼ったと、それが一番原因だろうなど。また輸出をするためには世界相手でございますから、やはり1高森町がどうのこうのということではなくて、大変なご苦労があつて輸出大国になったかなとそのように思っております。今、国の政策の方でも内需拡大ということで一生懸命努力はなされております。これとこれが原因ということはなかなか私も要領を得ていませんけども、ただ思いますには、やはり輸出大国と、世界の経済大国のアメリカに続く第2位と、経済大国になったということは、やはりそういう輸出に頼りすぎたのではなかろうかなと、そういうのございます。直接は農家には関係ないようでございますけども、やはり輸出するためにはどうしても雇用の場、働く場を求めて都市の方に集中したとそのように考えております。今は国の方もですね、この農業政策の方も何とか新規農業者を見つけるとか、また、農業法人をつくっていいですよとか、いろんな対策なされております。食うものがなければですね、どうしても都会ばかりおるわけにはいきませんから、必ずまた昔のように帰っておいでになるんじゃないかなと期待をいたしておりますし、この国、また世の中というのはきっと繰り返しであろうかなとそのように思っております。戦争の

話はいけませんけれども、いつもかつもどこかでは争いが起きておると。これだけの世界平和を呼びかけてでも、原子力はいけません、原発はいけません。いろんなことを申しますが、やはりいつもかつもテレビを見ます、新聞を見ますと、あそこで戦争、本当に将来を担う子どもさん方達が血まみれになってですね、そういう戦いをなされていると、本当に心の痛むところでございますが、これもひとつの地球の中で行われる行事でございますから、やはりここは高森がこしこ減ったと、20年に1,000人ずつ減ったというのはこれという原因がなかなかつかめていないというのが現状でございます。しかしながら、世の中はこういうことは繰り返すということは間違いございませんから、近い将来ですね、皆さん、東京の方からもお帰りになり、そしてきっと鍬を持って畑の苦労ばですな、一鍬一鍬また掘ってやっていかにやいかん時代が来るだろうなとそのように私は考えております。今の状況で決してすばらしい世の中ではないと。確かに利便性、便利さは確かによくなりましたけれども、やはり本来の姿ではないというのは私も十分心得ておりますし、今後も先程答弁もしましたように、雇用対策、また是非高森もですね、帰ってきていただいて、そしてまた、そういう働く場を設けることがまずは私の一番大事な私に与えられた仕事であろうかなとそのように考えておりますので、どうかよろしく願います。答弁にはなりませんけれども、これといった原因がなかなか全体的なものを見ればなかなかこれというような原因がつかめていないと、でございますので、よろしく願います。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） ありがとうございます。まったく町長の言われること、私もそういうふうに思っております。農林業の衰退、これは今は全国どこの町村も同じでございます。超高齢化、超過疎化、超少子化、戦後こうなったのもやっぱし高度経済成長にのって、田舎の人口がどんどん都会に流出して働く場所ができあがっていった。そのために出ていったというふうに私も思っております。戦前であれば、炭坑ぐらいで、炭坑に行ったらボタ被るけぼくぞということで、次三男はつくり分けしてどんどん戸数が増え、人口が増えていったと思いますけれども、戦後そういった減少がですね、高森町も特に山東部もろに受けてきたというふうに私もそう思っております。さっきから話がありましたように、高齢化率が今や65才以上、野尻の津留地区辺りは2人に1人、50%を超そうとしております。我が草部北部もまったく同じです。あと1、2年すればみんな同じ。そういう現状の中でですね、やっぱし元には何か戻す対策、それはないか。そういうことをいろいろ考えられます

けれども、これだけグローバル化して、外国の商品がどんどん入ってくる現状の中でなかなか森林組合の話を書きますと、大きな大径木ほど売れ残ったと。初めて競りで売れ残ったというような話まで聞きました。浮揚策というものが本当にあるのか、私達も心配をしておるところでございます。何か打つ手がこれならよかろうと、この山東部に。お考えがあったらお聞かせをいただきたいと思います。町長よろしくをお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変雇用の場、また企業誘致といろんな諸問題をかかえておりますが、今私どもの方も今4社ほどこの役場の下で企業誘致なされておりますし、もう一番皆さんも理解をいただいていると思いますが、青山製作所もですね、ちょうど工事量もちょうど倍になったということで、雇用の場としては150名ほどの雇用の場ということで大変期待をいたしておりましたが、現状のようにやはり自動車関連の仕事というのが世界的なものでございまして、大変今、半分近くになっているというような話を聞いております。本当に私どもも1つの雇用の場、150名程度の雇用の場をしていただく。そしてまた、自主財源探しに一番よかったかなと思いましたが、元々青山製作所さんは愛知の方でございまして、向こうに本拠地がございまして。法人税というのは愛知の方に落ちるとございまして。今回は、今までは熊本工場ということでございまして、今度は工場じゃなくてここが本拠地と、この高森町に籍を置くということで大変法人税等にもですね、期待をいたしていただいております。勝手に計算いたしますと、約1億円近くの法人税等も入るように考えておったところでございますが、ご覧のとおりでございます。しかしながら、決してこれが長く続くとかじゃなくでですね、きっと世界の方々も優秀な人ばかりでございますから、早い機会に回復ができるということと、そしてまた、私どものこの大自然をいかに有効に使うかということでございまして。いろんな今まで施策の中にもですね、ちょうど言葉は悪うございますが、更正施設をつくったらどうだろうかと、養豚場はどうだろうかと、この前の一般質問もございましたが養鶏場はどうか、養豚場はどうか、いろんなお話は確かにございまして。しかしながら、地域の方々も安心安全、そして自然を豊かにしてくれる誘致でない駄目だということでございまして、なかなかそれに思いはまるということができないと。やはりどうしても地域の方々のご理解をいただくと、それがまず先決であろうとそう思うております。1つの工業団地、1つはそういう食品生産にいたしましても、やはり一番大事なことは公害とか、そういう問題が一番先に出て

きます。なかなか公害といいますのは、今でも忘れてはいけないように水俣の1つの公害にいたしましてもまだ50数年経ってもまだ今裁判中でございます。何とか補償してくださいと。補償してくださいじゃなくて補償すべきところを補償していないということで、今ご苦勞なされております。本当にその公害に被害にあった方々にはですね、本当に50年も経ってもきつと一世代代わりますから、私どもは戦後生まれでございます。そのうち戦争とは何だろうかなというようなことを考える時代がもうぼつぼつ来ておりますが、やはりそれと一緒にですね、さあ持ってきた。さあ今度は1つの公害が起きる。そのときになってあいたしもたではもう間に合いませんもんですから、それも含めてですね、全体的なものについては、先程申しましたように、1つ誘致をして、やっぱりトップセールスをしながらこれというのははまってして、そしてまた議員の先生方にもどうしてもご協力いただいてやろうと、そのように思うております。今のところこの一番自然を残し、そして子や孫に引き継ぐというのはですね、私どもに与えられた義務でもあろうかなと思うております。やっぱりいろんな東京去年から大変な問題がありましたように、秋葉原事件にいたしましても、地下鉄の殺傷事件にいたしましても、本当に人間ではない。まさか人間ではそういうことするはずなからうというようなことがいつも本当に日常茶飯事に起きているような気がいたします。そういうことで全体的に含めましてですね、この地方が、私どものこの大自然を豊かにするというのがいかに大事かというのはこれは人の心を忘れないようにとても大事なことだろうと。やはり子や孫に、これは大事なものは伝えていくということでございます。今から企業をですね、先頭に立って企業誘致等にも頑張っていくつもりでございます。それにつきましては、議員の先生方とよくお話し合いをしながら進めてまいろうとそのように思うております。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） ありがとうございます。さっき1番議員さんから学校の現状のお話が質問がございました。私も昨日、東中の卒業式に行きました。卒業生が11名ですね。入学、今度してくるのが半分という話を聞きました。やっぱりこのままいったら何年先かそう遠くないうちにこれ何とかしなきゃならん時期がもう目の前に迫っておるといっても過言ではないというふうに思っております。農林業の浮揚策はなかなか見あたらない。そういった中で、環境が良くて、水が良くて、空気が美しく、景色が良くて、人が喜んで住むか、そうでないわけですね。私、やっぱり大事なことはそこに住むための必要条件が揃わんと、人は住めないわけです。

よ。1日、2日来た人たちはわあここは良い、ここは景色が良い、水がおいしい、空気がおいしい、そうって喜びます。しかし、長く住むのにはちょっと不便ですよ。そういうことを考えますと、今人間が住むために一番大事なことは先のテレビの話じゃありませんけれども、道路、学校、病院、それからショッピングする場所、そういったものがやっぱし車で走って20分、そこらぐらいのところはないですね、なかなか人は喜んで住まないんですよ。それがさっき言ったような現状の表れであろうと私は思っております。特に、野尻のことを言いますと、本町に何名か職員がずっと勤められました。冬場の通勤はとでもではないんですよ。だから高森に住んで親と別居して、高森に住んで勤めをしてきた。これが現状ですよ。今でもやっぱし冬の寒いときに通勤は大変、そういうことで親と別居したくなくてもですよ、別居して本町に勤めるといような状況が続いておるんですよ。

それと、もう1つは高校再編の問題、私は高森はあがっておりませんが、今度11名の卒業生が何名高森高校に入るか聞いておりませんが、この問題もやっぱし山東部の子どもが高森高校に入らないんですよ。通学ができない。ここに寮を借るならば市内に借った方がいい。もう同じこと。そういう傾向で、戦後どんどん一番は親として子どもの教育、この問題を一番頭に置いて市内へ出た人も相当あるんですよ。こういう現状が合併後50年経った今でも続いております。そこを私は考えて一期目の今村町長さんに建設課長が岩下生人さんでした。何とかしなきゃこのままじゃ山東部には人は住みませんよと質問しました。県道津留・柳線ですね、早期改良をやってくれと質問をしてきたところでございます。その当時、町長も快く引き受けていただいて、じゃ調査費を付けようという話になりましたけれども、その後、バブルの崩壊と地方の交付金のカット、そういうことがどんどんありましてとうとう立ち消えになったというのが現状です。今、この津留・柳線改良が進んでおりますけれども、少しずつですよ、ほんの少しずつ。津留の橋もできましたけれども、その後の進捗状況、これは建設課長にお聞きをしますけれどもどうなっておるのか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 5番議員さんの質問にお答えします。現在、津留・柳線におきましては、東中から川田代方面を視距改良を1箇所行っております。また、ご質問の祭場から柳谷までにはまだ視距改良の方が県の方の予算の厳しい中、町としてはいろいろ県の方にですね、改良をお願いしておりますけど、なかなか予算を付けていただけません。今後におきましては、高森町内にも県の幹線道路が8箇所

ありますけど、ほとんど工事が現在は行われておりません。また、工事を行う場合には、町村の負担が10%から15%の負担金が要りますので、町の財政等検討しながらですね、要望して、今後、草部、野尻と高森を結ぶ主要県道については陳情等、議員さんをお願いしてですね、進めていかなければいけないと考えております。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） ありがとうございます。今、それですね、県道だから県がするということで考えていたら改良はいつかに私は進まんというように思っております。やっぱり地元の重要道であるならば、何としてもですね、町長さんが先頭に立ってその熱意を示すことが前進につながるというふうに思っております。この津留・柳線ですね。私は、ちょっと歴史を紐解いてみました。今から90、もう100年になろうとしています。大字中の本多重熊、県会議員になられてすぐですね、明治40年県議会議員に初当選されて直ちに高森に通ずる道路改良ということで4年間の歳月をかけられて、これは草部村に直接、村直営事業としておろされたそうでございます。そうして完成をされております。非常に通った人はわかるように、柳谷も通って起伏の激しいところですよ。今、話がありましたように、草部北部地区は改良の余地がないんですよ。だから私はできれば今あるこの赤羽・村山線、この改良を促進してほしいと。そして、津留から祭場まで早く県に改良をお願いして、その間は、何年か遅れるであろうけれども、すれば岩下課長が言っていたように、津留の中心から高森の中心まで20分で来ますよと。ほとんど直線でするんですよ。今、私達が通って来ているその村山道路、6.3kmあるんですよ。しかし、それは牛道としてつくったですよ。だから急カーブ、急坂、冬場は私達のようなプロでないと通りきりませんよ。そこを生活道路にして、みな不自由をしながら通っておるのが現状だ。そういうことを考えますと、是非ともこの道の改修をですね、夢でなくして実現するような方向に町長さんの力を発揮していただきたいなど、そういうふうな気持ちを持っておるところでございます。さっきから言いますように、人が住むために道路は最も大事です。そして、それができればですね、町長、遠くてもみんな親と一緒に住んだり、若い者が帰ってくる。また、その地域の資産価値も上がってくる。そういうことにつながってくるんですよ。だから、これは町長さんをお願いして、合併後50年経ちましたが、他町村に行く道路網の整備も私は否定はしません。否定はしません。それはしていかんやならん。しかし、まだ町内にそういったところがあるということをお含みいただいて、力を発揮していただきたいとそう思っておりますが、町長の決意のほどを伺いたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 5番議員さんが今おっしゃいましたように本当に私もおっしゃるとおりであろうと、そのように思っております。やはりインフラ、ライフラインというのはですね、人間が生活する上で絶対必要なことございまして、今、順次今まで過疎化、少し道路網も整備が遅れたところは順次ですね、できるところから3年で終わるところを4年、5年かかって順次進めているところでございます。また、今直接名前が出ました高尾野・村山線の方につきましても、あるいは昔で私も記憶しておりますには、農用地公団というのがありまして、確かあそこの整備工事で、牧場に行く整備工事であったかなどそのように記憶をいたしておるところでございます。今、甲斐議員さんの方の柳線の方につきましては、昔でいいます高尾野の停留所からですね、今工事を進めております。今年と来年22年度には完成をしようとお寺の近くまでですね、完成するというので、本年度も予算を計上いたしております。そして、また野尻の方につきましてもですね、南片山線というのがございます。ここ3年ほどいたしました。あと2年ぐらいでは完了したいとそのような気持ちで今進めておるところでもございます。やはり経済状況を見ながら、財政状況を見ながら進めておってなかなかご期待に添えないと部分があるかと思えますけれども、今おっしゃいましたように順次そういうインフラにつきましては、進めてまいろうと。また、インフラ整備をすることにおいて、私達の世代のような、帰っておいでになるようなですね、そういう整備網を進めてまいりたいとそのように思っております。おっしゃるとおりよく理解をいたしております。今後とも期待に添うようにですね、精一杯頑張るつもりでおります。よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） はい、ありがとうございます。部分的な改良はなされておりますし、私も無理を言うつもりはございませんが、常にですね、そういうところがあるということで何はともあれ調査費でも付けていただいて、そして私はこの道路をなぜ強いかということと、後で農業用水の質問もあります。村山から7合目辺り貫通させると、今、町が農業用水に湧水トンネルの水を上水しております。この問題が私は99%解決するという、そう思っております。なぜかということ、村山越してすぐ右側の下に大きな遊水池、水が流れておるとですよね。あっち側にたくさん湧き水が出るとですよね。だから上の方に、あまり下の方に掘るとまたいろいろ出てくると思いますがけれども7合目辺りを貫通させると、高森町の水問題、一挙に解決するとそういうふうに確信をしております。今、年間3,500万円ほど維持、

電気料、入っております。これがですね、私は解決するという気持ちを持っておる。是非、調査をしていただいて、可能かどうかですね、よろしく願いをいたします。そして、山東部に光が差し、お年寄り、老人が、若い人が安心して住める、そんな地域に是非してほしいと町長のリーダーシップを願うところでございます。何度も言いますが、合併後50年が過ぎ、いろいろなところで事業が行われ、町民の生活もずいぶんしやすくなってまいりました。私達のところも昔と比べると本当によくなっておりますけれどもまだまだ改良しなきゃならん部分がたくさんあります。どうぞ町長が政治的に、大きく動くためにも県議や、あるいは衆議院議員あたりと連携を取りながら町民に還元できるような町政をしていくために、当初予算の中にありましたけれども副町長制、これが必要であれば私は堂々とやってほしい。そして、その還元を町民にしてほしい。それが町民の願うところでございます。どうぞよろしく願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君の質問を終わります。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番、相馬です。午前中の時間も迫っておりますけれども、私が最後ということでもうしばらくご辛抱を願いたいと思っております。私自身も久しぶりの一般質問でございまして、本日は農業用水供給事業の問題1本に絞って町長の方に質問をさせていただきます。

ご存じのように農業用水の問題、非常な大きな曲がり角と申しますか、大きな政治決断が必要な時期にさしかかったかなと思っておりますけれども、なぜ農業用水供給事業が生まれたかということも少しだけですね、原点に戻って振り返ってみたいと思っておりますけれども、ご存じのように旧国鉄高森線ですね、トンネル工事によりますところの湧水水源をですね、打ち破ったということで高森町の飲料水、あるいは農業用水に大きな支障を起こしたということでございますけれども、高森トンネルは昭和48年12月に工事に着手されました。翌年末に同町の市街地など約1,100戸の生活用水や灌漑用水の水源地の水脈を切断、同公団がトンネル内の地下水を汲み上げて給水する応急措置をとった後、61年に上水道用の公共施設をつくらせて給水をしたが、同施設の維持管理等、灌漑用水の給水を巡って町との話し合いが進められ、15年ぶりにですね、補償解決という経過をたどったわけでございますけれども、当時のですね、議会、特別委員会だったと思っておりますけれどもそれと瀬井町長さん以下、町執行部の方々がですね、非常にご苦労されてこの補償交渉が解決しております。その中身がですね、同公団が町へ上水道施設の維持管理費として

6億2,000万円、灌漑用水供給施設の新設工事費に8億6,500万円、灌漑用水施設への維持管理費に9億6,650万円、計24億5,150万円を支払うという内容ですね。町では同公団から支払われた補償金をそれぞれ基金として積み立て、その利子で運営をしていくというようなことでこの補償解決をみとるわけですが、農業用水におきましてはこれがA基金の7億6,000万円、B基金の1億4,000万円、C基金の1,500万円、この利子をもって運用していくということで、当時、ご承知のように金利が6%もあったっですね。ですから9億円ありますと、5,400万円の利益を、利益といいますか、利子の金があったわけですが、ご承知のように、現在は非常に0金利時代、0.2%というような金利でございまして非常に厳しい農業用水の運営が現実にあるわけですので、現在の状況です、状況を、まず町長さんの方に、お尋ねをしたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、8番議員さん、相馬議員の方からお話がありましたとおりでございますし、金額もまったくその通りであろうかなと。また、年数につきましてもおっしゃるとおり48年12月に着工で湧水トンネル出水事故ということになっておりますが、出水事故が起きております。これも2回ほど出水事故がございまして1回でなく2回ほどありまして町全体の飲料水等についてストップしたということでございます。そのために、その地域の方々、住民の方々にご迷惑をかけないということで自衛隊の方々にもですね、ご出動していただき給水をしていただいたと記憶をいたしているところでもございます。その後、今おっしゃいましたように、まったく金額おっしゃったとおりでございますが、金利につきましても6%ということで間違いございませんが、ただ今のようにこれだけ金利が低金利だけでなく超低金利と。ましてこういう状況であれば、もしかしてまた0金利ということで続くんじゃないかなと危惧を覚えております。その間、農業に携わってこられた皆様が努力なされ、また辛抱なされて今の現状に至っているということで毎年農業用水の方々から陳情を受けながら今現在に至っておるところでございます。今のところは、年間100万円ということで予算につきましては町の1つの生活排水というようなものを含めまして環境問題ということで町の予算、一般会計から100万円ほど予算を組んでおるのが現状でございます。私が思いますには、なかなかこの飲料水関係、また農業用水というのは関連が難しいものがございます、基金を持ちこたえ、そしてまたこれだけの国の政策によりましていろんな内容によりまして

これだけ地域の方々、農業用水供給事業の方々に痛みを与えてるというにつきましては、本当に私も心苦しく思っておるところでございます。その中で、電気料、そしてまた年数的には修繕代等も大きくなるだろうなと今考えておるところでもございます。いかに今後、農業用水につきまして維持管理をしていくかということが一番今8番議員さんの質問の内容であろうかとそのように思っておるところでもございます。その中で、農業者の方々の代表者の方々ともいろんな各水系ごとにボーリング等をしたらどうだろうかとか、またパイプラインで、パイプを引っ張って1つの頭に落としたりしたらどうだろうかとか、いろんないかにして原水と、そしてまた電気料の、少しでも経済的なものが迷惑かからないようにということで検討がなされているということにお聞きをいたしているところでございますけれども、何分にも今後の維持管理というのがポンプ等につきましてもかなりの修理等について、維持管理していく上でこれ以上に大きなお金がかかるであろうかなとそのように思っております。今後です、十分町の財政を見ながら、そしてまた農業用水の関係者の皆様ともです、よくご相談を申し上げながらこの事業につきましては進めてまいりたいと思っております。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） はい、ありがとうございます。非常に難しい問題でございますけれども、農業用水の代表者の方々もです、いろんな方向から検討されておまして、パイプラインがいいだろうとか、いろんな方面で検討をされております。しかしながらです、今年度の当初予算あたりを見ても、金利だけが、480万ぐらいしか組んでないわけですね。町長言われましたように、これから先、大規模な修繕等も発生する可能性もあるわけですね。問題は、9億円の原資に食い込むことはこれは一切できないわけですね。これは基金条例あたりにもうたっておりますけれども、そういうふうになりますと、何か1つ大きな決断が必要ではなからうかと思うわけでございますけれども、以前です、私も農業用水の役員をしておりましたけれども、そのときに、福岡の方から、この高森のトンネルのこの湧水の件につきまして、視察に来られたんですけれども、福岡県の旧若宮町というところでございますけれども、ここは、新幹線です、やはり飲料水、それから農業用水の水脈を切断して、補償問題になっておまして、高森がちょうど解決をしておりましたものですから、そういうわけで視察を来られましたものですから、その資料もございました、ちょっと福岡県の若宮町に電話で取材をしたんですけれども、現在、宮若市に合併をしてなっております。

すね、ここは補償がですね、25億円で補償解決しております、農業用水の方に8億5,000万円で基金を積み立ててですね、高森と同じような金額ですけども、少し少ないだけです。そういうことで基金積立で、特別会計でやっておった。飲料水の方はですね、これは補償金で打ち切ると。部落水道だったわけですね。打ち切るということで補償金を渡して飲料水の方はそれで解決をみております。現在どうなったかと聞きましたところ、もうどうもこうもならんということで水利権者とも話し合いの上、町がですね、補償金を引き取って町で運営をするというような非常に大きな政治決断をされておるわけでございますけれども、特別会計から一般会計に移して土木係1人でですね、管理をやっておるということで、今はそういう形で非常に低金利の時代だからということでこれは大きな決断をされております。これにはですね、水利権者の理解が必要だったわけでございますけれども、非常に水利権者の方も心配をされてですね、果たして補償金を全部やっていいかというようなこともありましたけども、どうにか解決をしてこういう形でやるとということでございました。これは福岡県の例ですけども、水脈からですね、ため池、沢に配管をして戻して、そこから水田に配管をするというような形で規模もまったく高森と同じような被害規模だったように言われておりました。ですからこういう方法もあるということが1つの、他にもいろいろ解決策はあると思っておりますけれども、1つの方法だと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 昨年も農業用水の方からですね、12月にも陳情書いただいたところでもございます。いろんな基金、24億円強の基金があるわけでございますが、私どもの方でその基金、基金も1つの提案として受け取ればですね、1つの農業用水の方々ともそういう話ができるものならですね、そういうことも1つの方策の一環かなと。また、同じ農業用水の中にもいろんな水の利用の仕方についてもですね、もやしをつくったらいかがとか、鰻を養殖したらいかがとか、ですね。鰻につきましては、ご存じのように中国の詐欺みたいな鰻じゃなくですね、本当の素晴らしい水の中でしたらいかがとか、トンネルの、今500m利用しておりますが、あと1,500m奥に残っております。その中の500m使うて椎茸、1つの健康椎茸だと思いますが、そういうのをして、何らかの形で電気料、今現在の低金利の電気料をですね、補っていったらどうだろうかといろんな提案をしながら今進めているのが現状でございますが、これといった対策がですね、決定をしております。ただ思いますには、8番議員さんの提案のようにですね、福岡の新幹線のようにで

すね、うまくそういうのがびしゃつと話ができるものならですね、そういう話もやはり考えてみるべきであろうとそのように思っております。そのためにはやはり農業関係者の、ひとつの水利権者の大変なご理解がいるんじゃないかなと少し危惧を今しておるところでございます。提案をいただいたということにつきましては、今後、十分検討していくべきであろうとそのように思っております。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） もちろん水利権者ですね、理解が必要でございますことはもちろんでございますけれども、なぜこういうことを申し上げたかと申しますと、このトンネル工事、ご存じだと思いますけれども、行政にもですね、それなりの責任は生じておるわけでございます。当時ですね、トンネルを掘るときに公団、それから行政ですね。が、どうしてもトンネルを掘りたいということで水利組合とか飲料水の方々のところにですね、交渉をされた経緯もあるわけでございます。ですから行政もひとつトンネルを掘ることについては、行政自身も携わったということでございます。そういうことで恐らく農業用水のこの基金、町が預かるという形で運用をされておると思いますけれども、実は補償交渉の契約書というものが町に入っとるわけですね。鉄道公団との契約書ですけども、これをちょっとですね、見せてもらったんですけども、金額も先程申しましたようにまったく同じような金額で施設整備を含めて、これは農業用水だけですけども18億円余りで交渉がまとまったわけでございますけれども、この契約書の中にですね、鉄道公団としては補償金打ち切りと。この金で一切の件につきましてはこれで終わるといような契約書が入っておりますし、町については、町と申しますか、これ以外のことにつきましてはですね、いろんなことが起きたときには町の責任において解決をするといようなことまで入っております。ですから、町としてもですね、この農業用水供給事業特別会計につきましてはですね、それなりの責任があらうと思いますから町としてですね、引き取ってやったらどうかという1つの案でございますけれども、そういうことで町長に申し上げたわけでございますけれども、これにはですね、町長おっしゃいましたように、水利権者ですね、理解が必要であらうと思っております。当然だと思っております。これはこれとして1つの提案でございますけれども、もう1つはですね、これだけ厳しくなってきたから水利権者の方からもいくらかの負担をお願いするのはいかがかというふうなですね、こともあらうと思います。これはもちろん水利権者が、はい、出しますよと言われるかはわかりませんが、先程申しましたように、行政にも応分の責任があるわけでございますので、簡単に

はいかんとおもいますけれども、湧水トンネル公園がありますね。湧水トンネル公園は、この施設は鉄道公団が町に譲ったということでございますけれども、当然水利権そのものは農業用水の水利権者にあるわけですね。町の方も飲料水がございまして、飲料水の方は6億円余り、6億2,000万円ですか。余りの補償金を抱えて、6億9,000万円の補償金とともに町の簡易水道にかたつたという経緯があるわけでございますね。かたる代わりに各戸それぞれ契約トン数を町とですね、契約書を交わしてそれぞれ何トンまでは無料ですよというふうな特別な契約のもとに飲料水は町の簡易水道にかたつたということで解決を済んでおります。ですから飲料水につきましてははですね、何ら問題はございません。もうそれで解決しておりますけれども、農業用水につきましてははですね、今申し上げましたように、湧水トンネルの水利権というものが発生をしております。A基金、B基金ありますけれどもC基金ありますけれども、C基金につきましてははですね、津留・南在のこの方向に流れとるわけでございますけれども、これは電気料いらなくて、そのまま流水によって1号タンクから5号タンクまでですかね。入って、そこから入った水をそれぞれが各水田に配管をして、ポンプアップして水田をつくるというような形にC基金はなっております。ですから、ここは電気料はいりません。入りませんというか、水田に入れる電気料は各個人持ちですね。ですから、ここはC基金につきましては、何ら問題ないわけですね。問題はA基金、B基金が大きな問題と申しますか、別所から上在、村山方面に上げておる電気料が今年の当初予算で見えますと、電気料だけですね、1,200万円ぐらいかかるわけですね。いろんな修繕等もかかります。ですから、もうまったく基金だけではですね、どうにもならない現状ですが、この湧水トンネルの入園料をですね、いくらか補てんをするというような、補てんと申しますか、この農業用水の方にですね、入れてもらうということが代表者会から、町長先程ちょっと言われたように申し出があつとる、陳情があつとるということでございますけれども、これもですね、大きな解決の一端だろうと思っております。これは水利権者も是非そうしてくれというような願いのもとに代表者会議の方々が毎年ですね、町長の方に陳情されておるわけでございます。ですからしばらくの間はですね、金利が2%なりですね、2.5もあれば十分に合うわけでございますけれども、それまででもですね、湧水トンネルからおかせを願えんだろうかというふうな陳情もあつておりますので、これもですね、1つの方法かと思っておりますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かに相馬議員さんがおっしゃる部分理解をいたしております。今、48年から今現在約35年ほど経過をいたしております。旧国鉄で、自体もこのようにJR、JRも国鉄というぐらいですから、日本が1つになった鉄道網でございましたが、今は西日本、東日本とばらばらになって、今JRということで進めております。その中で、何回かですね、JRさんの方にも今のこの低金利との予想ができない。最低でも3%か4%ぐらいが最低ぐらいあるんじゃないかということがこの基金の中には、そのときの計算ではですね、最低でもそれよりも下がることはないというようなそういう経済状況だったんだろうなとそのように理解をいたしております。その中で、今おっしゃいましたように、金利につきましては本当に0金利ということでございます。それともう1つは、水利権というとなかなか水利権の話になりますと、ここで即答ができる話ではないということでございます。なかなかこの水利権というのは、権利というのは本当に大変な難しい問題であろうかなとそのように思うとります。その中で今の湧水公園の入場料をいくらかでも充てて電気料とかそういうためにというお話でございますが、私どもですね、国鉄の方から今湧水トンネルの方をですね、無償譲渡ということで前の町長がいただいて、分水嶺ということで全国の、ちょうど両方に分かれる水のことだと思っておりますが、分水嶺ということでサミット等も開かれて大変しばらくはこのトンネル、水を使って、利用しているいろんなお客、観光客を集客するという事で各地域に確かにできとったのが現状でございます。その中で、今でもいろんな意見がございます。当初は100円でございますし、またその前は協力金ということで入場公園の方はされておりました。私は300円ということで入場料をいただく。もちろんそれは駐車場代も含めて300円ということで今現状はいたしております。それとまた、ああいう少し場所的には下がった場所でございますから、駐車場購入のときも、昨年約6,000数百平米だったと思っておりますが、皆さんの協力を得まして購入させていただき、今整備をいたしているところでございます。ほぼといいますか、駅の方からも観光客の方々に湧水まで歩いて行かれる。歩いて湧水トンネルの方に行っていただくという感じができてまいりました。それもひとえに地域の方々の理解があるから今この整備もできているということでございます。そん中で、今回、来年23年度に行います予定をいたしておりますDMVの方もですね、ひとつ高森駅まで、500m手前で一旦停止してでも湧水トンネルにですね、お客の方に、駅をつくらんにしても止めてでもちょっと入れるような、そのような状況もつくってやっておくべきかなど。そしてまた、町の中を、商店街の中を散策していただく。そしてまた、交流

館にも寄っていただく。そういう計画を今、徐々に進めております。その中で、負担金をと、負担金、ひとつの助成金のことであろうかと思いますが、十分ですね、検討を、まだよくここで即答ができなくてですね、本当に申しわけございませんが、十分検討してまいろうと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） はい、ありがとうございました。十分検討の余地があるという町長の答弁でございますけれども、私はですね、水利権はあると思っております。水利権はですね、昔から湧水を出ておるところからですね、水田に引っ張ってという誰々が何人で引っ張ってということで水利権が発生を昔からしておるわけですが、このトンネルもですね、トンネルの湧水も鉄道公団がトンネルから出た湧水をですね、各水田に戻したと、送ったという時点から水利権は、鉄道公団のものだったんですけれども、鉄道公団がですね、そういう方向で水利権者に農業用水の方に返すという形で取りましたから、そこからもう水利権は当然発生してるものと思っております。しかしながらですね、この件について、町とですね、水利権の云々で争うということはしたくもございませんし、する必要もないと思っております。それは、町にですね、これまで非常に農業用水の供給事業につきましては、町もですね、行政の方にも責任がありましたけれども、町の方もですね、それなり対応をさせていただいておりますので、そこで争う必要はございませんけれども、これだけですね、基本は原資に食い込むことはできないという9億円にですね、食い込むことはできないということでございますので、いつかは行き詰まるわけですね。行き詰まるというか、もう見えとるわけですね。ですから、最初申しましたように、大きな曲がり角に来ている、大きな政治的な決断が必要になってきている。そういうときが来たということで、こういうことを申し上げておりますので、ひとつの農業政策でもありましょうし、環境衛生的な部分も持っております。現在一般会計からですね、100万円入れてもらって町のもので、市街地の方に水を流してもらっております。環境問題からですね、して。そういうこともされております。ですから、この事が行き詰ると環境衛生にも大きく響いてきますし、農業政策にも響いてきます。ですからいろんな困難なことはあろうと思っておりますけれども、水利権はもちろんあると思っておりますので、もちろん全部あるわけではございません。飲料水はですね、補償金とともに簡易水道にかたっておりますので、その部分の水利権は当然町にもあるわけでございます。ですから、全部が全部、この農業用水の水利権とは申しませんけれども、そういうことでございますので、再度ですね、町長、前向

きなですね、答弁をお願いをしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先程、8番議員さんにご答弁を申し上げたとおりでございます。今後でもですね、今、十分おっしゃいました分につきましては、十分配慮しながらこういうときでございますから、今後、検討課題ってさっき言うたですね。十分努力してみろと、そのように思います。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） どうもありがとうございました。この農業用水問題につきましてはですね、議会の方でもですね、ずっと以前から建設経済でもですね、非常に何とかならんかというようなことで検討されとったこともございます。5番議員さんですか。甲斐廣國議員がおっしゃいましたようにですね、いろんなまた方向もあるかと思っております。以前はですね、風力発電はどうだろうかと、水車はどうだろうかと、いろんなことで議会も検討された経緯もございます。ですから、今後ですね、町、議会、水利権者ですね。農業用水代表者会とも決めてですね、連携をとって1日も早くですね、この問題が解決するようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。お世話になりました。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

私から一言お礼を申し上げたいと思います。冒頭に1番議員さんからもご発言があっております。早朝から老人会の方々におかれましては、ボランティアとして清掃活動に扮装され、またこのような議会傍聴まで参加していただきましたことに対し、心からお礼と感謝を申し上げる次第でございます。皆さん方の町政に対する前向きな姿勢がそういう形に表れているのではなかろうかと議会としても大変有り難く思っているところでございます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後0時30分

3月18日（水）

（第3日）

平成21年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成21年3月18日
午前10時05分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 高森町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について
- 日程第3 同意第2号 高森町副町長の選任について
- 日程第4 議案第33号 平成20年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第5 特別委員長報告について
- 日程第6 郵政民営化法の見直しに関する意見書案について
- 日程第7 議員派遣について
- 日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 立山広滋君 | 2 番 | 森田勝君 |
| 3 番 | 田上更生君 | 4 番 | 甲斐直三君 |
| 5 番 | 甲斐廣國君 | 6 番 | 後藤和昭君 |
| 7 番 | 甲斐正一君 | 8 番 | 相馬俊行君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（16名）

- | | | | |
|-----------|--------|---------|-------|
| 町 長 | 藤本正一君 | 教 育 長 | 渡邊哲郎君 |
| 総務課長 | 岩下健治君 | 住民福祉課長 | 佐伯秀和君 |
| 税務課長 | 岩下昭久君 | 産業観光課長 | 後藤正三君 |
| 建設課長 | 瀬井公吉郎君 | 会 計 課 長 | 佐伯実範君 |
| 教育委員会事務局長 | 色見隆夫君 | 総務課長補佐 | 村上源喜君 |
| 住民福祉課長補佐 | 長尾和博君 | 税務課長補佐 | 後藤秀希君 |

産業観光課長補佐	甲 斐 敏 文 君	建設課長補佐	後 藤 和 幸 君
高森東保育園園長代理	瀬 井 類 子 君	色見保育園園長代理	熊 谷 優 子 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古 澤 建 生 君	議会事務局係長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時05分

-----○-----

- 議長（三森義高君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進め
ます。

-----○-----

日程第1 高森町選挙管理委員及び補充員の選挙について

- 議長（三森義高君） 日程第1、高森町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によ
って指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦によ
り行うことに決定しました。
お諮りします。選挙の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定
しました。
高森町選挙監理委員には、岩下弘三君、野尻善人君、堀田義宗君、芹口誓彰君、
以上の方を指名します。
お諮りします。ただいま議長が指名しました方を高森町選挙監理委員の当選人と
定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました岩下
弘三君、野尻善人君、堀田義宗君、芹口誓彰君、以上の方が高森町選挙管理委員に
当選されました。
次に、高森町選挙管理委員補充委員には、第1順位、鶴林孝夫君、第2順位、林
淳一君、第3順位、小糸善康君、第4順位、住吉壽吉君、以上の方を指名します。
お諮りします。ただいま議長が指名しました方を高森町選挙監理委員補充員の当

選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、鶴林孝夫君、第2順位、林淳一君、第3順位、小糸善康君、第4順位、住吉壽吉君、以上の方が順序のとおり高森町選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、委員及び補充員の詳細については、お手元に配付しました名簿のとおりであります。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（三森義高君） 日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決を議題とします。

-----○-----

議案第3号 町道の路線の認定について

○議長（三森義高君） 議案第3号、町道の路線の認定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第3号、町道の路線の認定につきましては、3月11日午前10時から、認定路線であります下村線を視察いたしました。その後、第3、4委員会室において建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び土木係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、本線は幅員も狭く、緊急車両等の通行にも支障をきたすことから、危機管理道路として緊急に整備すべきであるとのことから、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号、町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第4号 町道の路線の認定について

- 議長（三森義高君） 議案第4号、町道の路線の認定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

- 建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第4号、町道の路線の認定につきましては、3月11日午前10時から認定路線であります根子岳観光線を視察をいたしました。その後、第3、4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び土木係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議を行いました。採決の結果、賛成3、反対1の賛成多数で可とすることに決定をいたしました。

なお、本路線につきましては、新規路線であり、新設の理由や目的、事業効果、さらには地域への影響など、観光や地域づくりを含めた総合的な観点から関係各課との連携を強化し、十分検討されることを望み、報告といたします。終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号、町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第5号 高森町地域雇用創出推進基金条例の制定について

○議長（三森義高君） 議案第5号、高森町地域雇用創出推進基金条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） おはようございます。4番、甲斐でございます。

総務常任委員会に付託されました議案第5号、高森町地域雇用創出推進基金条例の制定については、3月9日午後1時から第3、4委員会室におきまして、総務課より岩下課長、村上課長補佐及び岩下財政係長に出席を求めまして、詳細に説明を受け、慎重に審議しました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、高森町地域雇用創出推進基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第6号 高森町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

○議長（三森義高君） 議案第6号、高森町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第6号、高森町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、3月12日午前10時から第3、第4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び佐伯介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とす

ることに決定をいたしました。報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、高森町介護
従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決さ
れました。

-----○-----

議案第7号 高森町納税組合奨励に関する条例の廃止について

- 議長（三森義高君） 議案第7号、高森町納税組合奨励に関する条例の廃止につい
ては、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常
任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第7号、高森町納税組合奨励に関する条例
の廃止については、3月9日午前10時から第3、4委員会室におきまして、税務
課より岩下課長、後藤課長補佐及び色見税務係長に出席を求めまして、詳細に説明
を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をい
たしました。

報告を終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、高森町納税
組合奨励に関する条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第8号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第8号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改
正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めま
す。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第8号、高森町長等の給与及び旅費に関す
る条例の一部改正につきましては、3月9日午後1時から第3、4委員会室におき
まして、総務課より岩下課長、村上課長補佐及び沼田総務係長に出席を求めまして、
詳細に説明を受けまして、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とする
ことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、高森町長等の
給与及び旅費に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決され
ました。

-----○-----

議案第 9 号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第 9 号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5 番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第 9 号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、3 月 1 2 日午前 1 0 時から第 3、第 4 委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 1 0 号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第 1 0 号、高森町介護保険条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5 番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第 1 0 号、高森町介護保険条例の一部改正については、3 月 1 2 日午前 1 0 時から第 3、第 4 委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び佐伯介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をい

たしました。報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、高森町介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第11号 高森町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について

- 議長（三森義高君） 議案第11号、高森町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

- 建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第11号、高森町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正につきましては、3月10日午前10時から、第3、4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐及び農地係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。以上、報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、高森町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第12号 高森温泉館の指定管理者の指定について

- 議長（三森義高君） 議案第12号、高森温泉館の指定管理者の指定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

- 建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第12号、高森温泉館の指定管理者の指定につきましては、3月10日午前10時から、第3、4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐及び農林振興係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。以上、報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号、高森温泉館の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第13号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

- 議長（三森義高君） 議案第13号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定につ

いては、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第13号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定につきましては、3月10日午前10時から、第3、4委員会室において、産業観光課より後藤課長、課長補佐及び農林振興係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第14号 平成20年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第14号、平成20年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第14号、平成20年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月9日午前10時から第3、4委員会室におきまして、税務課より岩下課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求めまして、また同じく午前11時30分より会計課から佐伯課長及び会計係長、議会監査事務局より古澤局長及び庶務係長に出席を求め、慎重に審議いたしました。また、同じく午後1時から総務課より岩下課長、村上課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け

慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第14号、平成20年度高森町一般会計補正予算については、3月12日午前10時から第3、第4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また、翌3月13日午前10時から同じ第3、4委員会室において教育委員会より渡邊教育長、色見事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。報告終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第14号、平成20年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月10日午前10時から第3、4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議を行いました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また、建設課の審査につきましては、3月11日午前10時から、地域活性化生活水資源整備事業予定の大切畑地区の水源を視察をいたしました。この後、第3、4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

なお、本事業の実施にあたっては、地域住民に安心して安全な飲料水の確保が最も重要であることから、財政面も含めた総合的見地から内容の見直しも視野に入れ、十分検討されることを望み、報告といたします。

以上、終わります。

○議長（三森義高君） これから、各委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、平成20年度高森町一般会計補正予算につきましては、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第15号 平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第15号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第15号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、3月12日午前10時から第3、4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、平成20年

度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第16号 平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第16号、平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第16号、平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算については、3月12日午前10時から第3、4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、平成20年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第17号 平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第17号、平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第17号、平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、3月12日午前10時から第3、4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、平成20年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第18号 平成20年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第18号、平成20年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第18号、平成20年度高森町介護保険特別会計補正予算については、3月12日午前10時から第3、4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び佐伯介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、平成20年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第19号 平成20年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第19号、平成20年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第19号、平成20年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、3月11日午後1時から、第3、4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、平成20年

度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号、平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第20号、平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、3月11日午後1時から、第3、4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号、平成20年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第21号 平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第21号、平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第21号、平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算につきましては、3月9日午後1時から第3、4委員

会室におきまして、総務課より岩下課長、村上課長補佐及び企画係長に出席を求めまして、詳細に説明を受け慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号、平成20年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第22号 平成21年度高森町一般会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第22号、平成21年度高森町一般会計予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第22号、平成21年度高森町一般会計予算につきましては、3月9日午前10時から第3、4委員会室において、税務課より岩下課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、また同じく午前11時30分より会計課から佐伯課長及び会計係長、議会・監査事務局より古澤局長及び庶務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また、総務課の審査につきましては、同じく午後1時から岩下課長、村上課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました。

さらには、3月17日午後1時40分から、藤本町長、岩下総務課長、村上課長補佐及び総務係長の出席を求め、再審査を行いました。副町長設置の予算につきま

しては、設置の理由及び目的等詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

なお、今後におきましては、特に人事関連予算等の計上にあたりましては、慎重に対処をしていただきたいとの意見がありましたことを付け加えて報告とさせていただきます。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第22号、平成21年度高森町一般会計予算については、3月12日午前10時から第3、4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また、翌3月13日午前10時から同じ委員会室において、教育委員会より渡邊教育長、色見事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第22号、平成21年度高森町一般会計予算につきましては、3月10日午前10時から第3、4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議を行いました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また、建設課の審査につきましては、3月11日午前10時から、第3、4委員会室において、瀬井課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号、平成21年度高森町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第23号 平成21年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第23号、平成21年度高森町国民健康保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第23号、平成21年度高森町国民健康保険特別会計予算については、3月12日午前10時から第3、4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、平成21年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第24号 平成21年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第24号、平成21年度高森町老人保健特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第24号、平成21年度高森町老人保健特別会計予算については、3月12日午前10時から第3、4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、平成21年度高森町老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第25号 平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第25号、平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第25号、平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、3月12日午前10時から第3、4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とす

ることに決定をいたしました。報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第26号 平成21年度高森町介護保険特別会計予算について

- 議長（三森義高君） 議案第26号、平成21年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第26号、平成21年度高森町介護保険特別会計予算については、3月12日午前10時から第3、4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び佐伯介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、平成21年度高森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第27号 平成21年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

- 議長（三森義高君） 議案第27号、平成21年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

- 建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第27号、平成21年度高森町簡易水道事業特別会計予算につきましては、3月11日午後1時から、第3、4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。以上、報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、平成21年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第28号 平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第28号、平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第28号、平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計予算につきましては、3月11日午後1時から、第3、4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第29号 平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第29号、平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第29号、平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきましては、3月9日午後1時から第3、4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐及び企画係長に出席を求めまして、詳細に説明を受け慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決

定をいたしました。報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号、平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第30号 草部総合センター条例の廃止について

- 議長（三森義高君） 議案第30号、草部総合センター条例の廃止については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第30号、草部総合センター条例の廃止については、3月12日午前10時から第3、4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び安方住民係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、草部総合センター条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第31号 草部総合センター条例の制定について

○議長（三森義高君） 議案第31号、草部総合センター条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第31号、草部総合センター条例の制定については、3月13日午前10時から第3、4委員会室において、教育委員会より渡邊教育長、色見事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、草部総合センター条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第32号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第32号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第32号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、3月9日午後1時から第3、4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐及び総務係長に出席を求め、詳細に説明を受け慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

請願受理第1号 郵政民営化法の見直しに関する意見書提出の請願について

○議長（三森義高君） 請願受理第1号、郵政民営化法の見直しに関する意見書提出の請願については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました請願受理第1号、郵政民営化法の見直しを求め意見書提出の請願書につきましては、3月9日午前10時から紹介議員の甲斐廣國議員に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、採択すべきものと決定をいたしました。報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、請願受理第1号、郵政民営化法の見直しに関する意見書提出の請願についてを採決します。この採決に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、請願受理第1号、郵政民営化法の見直しに関する意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第2号 高森町副町長の選任について

○議長（三森義高君） 日程第3、同意第2号、高森町副町長の選任についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。同意第2号の高森町副町長の選任についてのお願ひでございます。ご報告を申し上げます。

その前に、先ほど総務委員長の方からもご報告がございましたように、昨日、総務委員会の方に出席をいたしまして、どういう意味かということでご説明を申し上げたところでございます。私も就任当初から機構改革ということで着手をいたしまして、財政の健全化に取り組むということでございます。無駄のない行財政改革ということで、今、財政基盤の強化ということも一つの目的だったかなど。またそのことについては、今後も続けていくつもりでございます。現在、3月定例会の当初でもお話をいたしましたように、財政調整基金の繰り入れにつきましても削減をいたしており、また地方債の償還も減少に転じていることから、総合的に考えた末に副町長を置く決意をいたしましたところでもございます。また、一つの提案と議員の先生方からも一つお話がございました。財源はということでございましたが、この副町長を置くことによるこの財源を元にしてですね、新たな財源を外に求めると。それによりまして、この財政基盤を強固なものにし、またそれを進めることにおいてまちづくりを進めるということでございます。今、大変100年に一度の危機でもございます、お話聞いておりますけれども、こういうときこそ企業をはじめ自主

財源を求めるといふこととございます。そういう意味で、町長としてトップセールスをしたといふ気持ちになりました。今後もこのまちづくりの考えといたしまして、今後も進めていこうといふこととございます。

その中で、お話を申し上げましたが、前回は私が当初なつたときには約65億円ほどの地方債とございました。それを約6年間かかりまして、今、8億円ほど減らしまして57億円といふこととございます。それを含むと平成25年度、あと4年後には約47億円ほどといふことと地方債も減るといふこととございます。それを少しでもこういふときだからこそ、やはり手を出して外に財源を求めると、自主財源を探してございます。その中で、お陰様といひますか、帝京大学もここ3年ほどうちの町の方にもおいでになり、各職員とまたいろんな方々にご迷惑をかけながらホームステイ等もしていただきました。その結果、昨日になりまして、3月の末といふこととございましたが、4月の10、11、金曜、土曜に帝京大学の方からおいでいただくよふにと、上京をするといふこととございます。内容は、よく新聞等にも載っておりますけれども、中国とか、そういう東南アジア関係、またインドとか、そういうことと介護福祉士とか、いろんな関連の施設、施設誘致といふこととそれをお願いに行くといふこととございます。決して今日できたから明日できるといふものではございませんけれども、そういう一つ一つを積み重ねることによつて、やはりこの大自然を基にして一線を壊さないよふな、そういう企業誘致が必要であるかかと、そのよふに思っております。

また、一つのDMVにいたしましても平成23年度の新幹線開通に伴いまして、今、静岡県と熊本県とございます。その中で熊本県では、この私どもの今ご承認いただきました南阿蘇鉄道に導入をするといふこととではほぼ決定をしていただき、この前、ここ1カ月ぐらい前に県の方もDMVの試運転じゃなくて発展的に解散をいたしまして、そのDMVを導入するといふことと県と一緒にやるといふことになりました。そういうこととを含めまして、そしてまた平成23年度には年輪ピックとございます。60歳以上の全国の年輪ピックといふこととございますが、いろんなお話をしながら昨年の6月からお話がございまして、うちは熊本県のどれほどのこととかわかりませんが、やはり今の一つのブームのグラウンドゴルフといふこととで申し込みをいたしておるところでもございます。昨年は10月には鹿児島県とございました。鹿屋海上自衛隊の基地内ですとね、グラウンドゴルフとございました。約2,000人ほどのグラウンドファンの方が、ファンといふか、全国から集まっておるといふことと視察をさせていただきます。今年は北海道とございます。2

2年度は四国の方でございます。23年度が熊本県ということで決定をなされております。一生懸命職員等とも組みながらですね、県の方にもお願いをし、今、運動の真っ最中でございます。ここ県議会でも終わればですね、そういう知事さんの方から一つの発表があるんじゃないかなと期待をいたしているところでもございます。それも含めて、いろんな、いかに自分で動くということが一番大事なことであろうと。そういうことを含めまして、今回、副町長を置いた方が町の、私が今後の町を進めることにおいては素晴らしいものになるだろうと私もそういうことで置くことに決断をいたしましたということでございます。

その副町長に推薦します方は、この高森町色見の1914番地でございます。宇藤信幸さんという方でございます。今まで県庁の方でお勤めで、一昨年退職なされております。人物的に私も大変、皆様方も私が言うまでもなく素晴らしい人物であるということは、もう皆さん方もご存じのとおりですから、人物についてはいろんなこと申しませんが、ぜひこのご同意をいただきまして、この町発展のためにも皆さん方に、私も一生懸命頑張りますが、ひとつ皆さん方にご協力いただきますように重ねてお願いいたしまして、高森副町長の選任についてお願いしたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（三森義高君） 8番 相馬君。

○8番（相馬俊行君） 8番、相馬です。

同意第2号で提案をされました副町長の選任について賛成の討論をいたします。副町長は町長を補佐し、町長の命を受け、政策及び企画を司り、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、町長の職務を代理する最高の補助機関でもあります。今回、選任の同意を求められている宇藤信幸氏は、昭和40年に熊本県庁に入庁以来、平成19年に退職されておりますけれども、42年の永きにわたり土木部を中心に勤務されております。氏が副町長に就かれることにより、町長が本来高森町のトップセールスに選任できることはもちろんのこと、複雑化する工事等の入札時についても改革を実行できるのではないかと推察するものであります。実は私、高森中学校時代の同級生でもあります。その時代からクラスをまとめ、リーダーシップをとっていたことも思い出されて、今回の副町長選任の才能の片鱗を思い出しておるところでもございます。

このようなことから、同意第2号に提案されております副町長の選任賛成討論と

するものであります。

終わります。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、高森町副町長の選任についてを採決します。

本件について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町副町長の選任については、同意することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 議場の時計を見ますと25分になろうかとしておりますので、35分から始めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

-----○-----

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第4 議案第33号 平成20年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第4、議案第33号、平成20年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第33号で提案いたしました平成20年度高森町一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先にご提案申し上げました補正予算（9号）の歳入歳出の総額は変更なしで、歳出の組み替えを行うものと国の補正予算として実施されます事業費を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成21年度に繰り越しをして使用するための繰越明許費設定に關します補正予算であります。

3ページをお開きいただきたいと思ひます。繰越明許費につきましては、ただいまご説明したとおり国の補正予算に係るものでございまして、その繰越限度額を設

定するものでございます。内訳は、第2表のとおりであります。なお、総額は3億6,005万6,000円となります。

次に、6ページでございますが、本議会冒頭でご説明申し上げました職員によります不服申立が和解をしたことに伴いまして、これまでの費用を支出するものでございます。高森町の代理人として委託をしておりました弁護士費用として52万5,000円を、また熊本県人事委員会の費用といたしまして31万246円を計上いたしております。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、平成20年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、平成20年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 特別委員長報告について

○議長（三森義高君） 日程第5、特別委員長報告についてを議題とします。議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 甲斐直三君。

○議会広報特別委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

議会広報特別委員会の報告を申し上げます。議会広報特別委員会は、昨日午後1時20分から、第1、2委員会室におきまして、3月定例議会の広報時期について協議を行いました。このたびは、5月には連休は大変続きますので、4月中に、4月末日までを目途に発行をすることを決定をいたしております。原稿づく

りにつきましては、議員各位のご協力をお願い申し上げ報告といたします。

○議長（三森義高君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第6 郵政民営化法の見直しに関する意見書案について

○議長（三森義高君） 日程第6、意見案第1号、郵政民営化法の見直しに関する意見書についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、5番、甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

先ほど委員長報告で、委員会で採決をされております郵政民営化法の見直しに関する意見書の趣旨説明を提出者を代表いたしまして行いたいと思います。

郵政民営化法の見直しに関する意見書について、趣旨説明を行います。昨年10月から郵政民営化法に基づき郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政3事業は、特殊会社である日本郵政株式会社の下で4つの会社に分社化されたところでもあります。その後の状況を見ると、3事業一体の経営体制が崩れ、分割ロスによる非効率性が現出してきている。また、国民サービスの面から見ると、利便性向上をうたった法の趣旨に逆行する様々なサービスダウンが生じ、地域住民から不安の声が多く寄せられているところでもあります。最大の問題は、郵便事業には全国一律のサービス維持が法律で明記されているのに対し、貯金、保険のいわゆる金融サービスについては、法的に将来にわたりサービスを受けられるという保証はなにもないということでもあります。このことは、郵便局以外の代替手段を持たない地域の住民にとっては死活問題とも言うべき大きな不安が現実のものとなっています。

このようなことから、郵便貯金保険のサービスが将来にわたり全国津々浦々の郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないように、貯金、保険、代理業務を義務化するなど、法的な見直しを含め郵政3事業が一体のサービスとして郵便局で運営されるよう必要な処置を講じることを強く要請し、趣旨説明といたします。

終わります。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本意見案については、原案のとおり採択したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第1号、郵政民営化法の見直しに関する意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議員派遣について

○議長（三森義高君） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。お諮りいたします。議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。あわせて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元の配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（三森義高君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで本日の日程は全部終了しました。

一言私からご挨拶を申し上げたいと思います。

6日から開会されました本議会も今日をもって終わるわけでございます。21年度の予算を慎重審議、各議員さん方にもしていただき、本日の決定をみたところ

でございます。この厳しい時節柄、議員さん各位はもとより、町長をはじめ各職員がこの1年間に向かう姿勢をしっかりと町民に見せていただけるような町政であってほしいと思うわけでございます。これからの皆さん方のご努力に期待を申し上げます。また、傍聴いただきました町民の方には、大変お世話になりました。

-----○-----

○議長（三森義高君） 会議を閉じます。

平成21年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成21年第1回定例会

平成21年3月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111